

第5回 大山町議会定例会会議録（第2日）

平成29年6月22日（木曜日）

議事日程

平成29年6月22日 午前9時30分開議

1. 開議宣告

日程第1 一般質問

| 通告 順 | 議席 番号 | 氏名 | 質問事項 |
|---------|----------|--------|--|
| 1 | 7 | 米本 隆記 | 1. 選挙公約はどう実現するのか 2. 地域自主組織のあるべき姿は 3. 鳥獣被害にどう対処するのか |
| 2 | 3 | 門脇 輝明 | 1. 「コンプライアンス」の確立、向上の取り組みについて |
| 3 | 1 | 森本 貴之 | 1. 高麗体育館の老朽化対策は 2. 大山町移住定住助成金について |
| 4 | 2 | 池田 幸恵 | 1. 名和総合運動公園陸上競技場について 2. 緊急情報キット（緊急医療キット、命のカプセルなど）について |
| 5 | 12 | 吉原 美智恵 | 1. 地域活性化につながる観光振興は 2. 郷土に誇りを持ち、郷土を愛する人を育てる教育は |
| 6 | 15 | 西山 富三郎 | 1. 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）制定と今後の課題について |
| 7 | 8 | 大森 正治 | 1. 新町長の町政運営を問う 2. 基金のあり方と債権運用を問う 3. 高校生の通学費に補助を |
| 8 | 4 | 加藤 紀之 | 1. 町中に潜む危険について |
| 9 | 10 | 近藤 大介 | 1. これからのまちづくりについて 2. 町政の諸課題について |
| 10 | 6 | 大杖 正彦 | 1. 大山町観光局のあり方について 2. 郷土を学ぶ授業について |
| 11 | 9 | 野口 昌作 | 1. 竹口新町長の所信表明の政策実行について 2. 特産大山ブロッコリーの生産拡大についての政策を |

| | | | |
|----|----|-------|----------------------------------|
| | | | 3. 道路の側溝、覆いかぶさる枝、表示等の適正な維持管理について |
| 12 | 5 | 大原 広巳 | 1. 少子化対策について 2. 企業誘致について |
| 13 | 13 | 岡田 聰 | 1. 町長の政治姿勢を問う |

本日の会議に付した事件

1. 開議宣告

日程第1 一般質問

| 通告 順 | 議席 番号 | 氏名 | 質問事項 |
|---------|----------|--------|--|
| 1 | 7 | 米本 隆記 | 1. 選挙公約はどう実現するのか 2. 地域自主組織のあるべき姿は 3. 鳥獣被害にどう対処するのか |
| 2 | 3 | 門脇 輝明 | 1. 「コンプライアンス」の確立、向上の取り組みについて |
| 3 | 1 | 森本 貴之 | 1. 高麗体育館の老朽化対策は 2. 大山町移住定住助成金について |
| 4 | 2 | 池田 幸恵 | 1. 名和総合運動公園陸上競技場について 2. 緊急情報キット（緊急医療キット、命のカプセルなど）について |
| 5 | 12 | 吉原 美智恵 | 1. 地域活性化につながる観光振興は 2. 郷土に誇りを持ち、郷土を愛する人を育てる教育は |
| 6 | 15 | 西山 富三郎 | 1. 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）制定と今後の課題について |
| 7 | 8 | 大森 正治 | 1. 新町長の町政運営を問う 2. 基金のあり方と債権運用を問う 3. 高校生の通学費に補助を |
| 8 | 4 | 加藤 紀之 | 1. 町中に潜む危険について |

出席議員（16名）

1番 森本 貴之

2番 池田 幸恵

3番 門 脇 輝 明
5番 大 原 広 巳
7番 米 本 隆 記
9番 野 口 昌 作
11番 西 尾 寿 博
13番 岡 田 聰
15番 西 山 富三郎

4番 加 藤 紀 之
6番 大 杖 正 彦
8番 大 森 正 治
10番 近 藤 大 介
12番 吉 原 美智恵
14番 野 口 俊 明
16番 杉 谷 洋 一

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 手 島 千津夫 書記 前 田 智加子

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|---------|---------------|---------|
| 町長 | 竹 口 大 紀 | 教育長 | 鷲 見 寛 幸 |
| 副町長 | 野 間 一 成 | 教育次長 | 佐 藤 康 隆 |
| 総務課長 | 野 坂 友 晴 | 幼児・学校教育課長 | 森 田 典 子 |
| 総務課参事 | 金 田 茂 之 | 人権・社会教育課長 | 西 尾 秀 道 |
| 税務課長 | 遠 藤 忠 敏 | 企画情報課長 | 井 上 龍 |
| 住民生活課長 | 山 岡 浩 義 | 企画情報課参事 | 大 黒 辰 信 |
| 建設課長 | 大 前 満 | 水道課長 | 野 口 尚 登 |
| 農林水産課長 | 末 次 四 郎 | 農業委員会事務局長 | 田 中 延 明 |
| 福祉介護課長 | 松 田 博 明 | 健康対策課長 | 後 藤 英 紀 |
| 観光商工課長 | 持 田 隆 昌 | 会計管理者 | 岡 田 栄 |
| 地籍調査課長 | 白 石 貴 和 | 代表監査委員 | 石 黒 澄 男 |

午前9時30分開議

○議長（杉谷 洋一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元配付のとおりです。よろしくお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（杉谷 洋一君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告された議員が13名ありますので、本日とあすの2日間行います。通告順に発言を許します。

7番、米本隆記議員。

○議員（7番 米本 隆記君） はい、議長。

おはようございます。新町政始まって初めての一般質問に私がトップバッターとして挑ませていただきます。

私は3問させていただきますけども、まず最初に、町長のほうに、就任おめでとうございます。この大山町という大きな船をですね、4年間、大航海の始まりが進んでまいります。目標、目的を見失わずに、確実に一步一步進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、1問目の質問をさせていただきます。

選挙公約はどう実現するかということで、に題しましてお尋ねします。

選挙戦の中で、町長は町民の皆さんに、リーフレットとかそういうことでいろいろとお約束をされております。では、その選挙公約につきまして、どのように進めていかれる所存なのかお聞きしたいと思います。

まず最初にですね、公共交通、巡回バスを復活するというのも言うておられました。この巡回バスにつきましてはですね、私は一定の理解はできるんですが、以前の巡回バスはルートが決まっております、それが走っていないところもありました。これは公平性に欠けるというふうに考えておまして、実はこの今のデマンドバス方式は、登録された方がどこからどこまでという目的を持って進められるということがありますので、一定の、その、今のデマンドバス方式については理解を示しております。

2つ目、高校生の通学助成はということですね、保育園の無償化、給食費、保育園の給食、あ、小、中の給食費の無償化についてでございますが、これにつきましてもですね、あの、子育ての観点からは必要だというふうに思っております。ただ、この中の細部にわたりましては、ちょっと私の考え方と違うところがありますので、まず最初、町長の御意見を聞きましてから、議論を深めていきたいと思っております。

5つ目ですけども、大山恵みの里公社の運営はということで上げております。実は大山恵みの里公社は、今、補助金が2,600万、700万ぐらいだったかな、ぐらいの補助金が投入されております。これを自主運営をできるように、補助金がなくても運営ができるというふうに公約といいますか、所信表明でも述べておられます。私は、この金額的な問題はどうでもいいんです。ただ、公社のあり方というものが本当に大山町産の産品を広めていく上でどのような手続をとって進めていかれるのか、そういったところをお聞きしたいと思います。

6番目、大山診療所の固定医の問題です。固定医を何とか見つけて診療所を復活させるということを言うておられます。それは大変結構だと思います。ただ、この問題につきましては、なかなか固定医が見つからない、また、経費的な問題があるということで、

今、健診センター化ということでいろいろと検討をされ、実施されておるところでございます。この辺のところをですね、まだその辺の結果が見えてないのに、固定医を早急に探していくということについてどうなんでしょうかという考え方があります。

それから、最後になります。不適切事務の解明はということで、を半年をめどにすると言っておられます。これにつきましてもですね、実は町民の皆さんの大多数は、この事務の起こった原因というのはいろいろと考えておられます。また、あの、前町長の下でも再発防止検討委員会ですか、これが、ええと、いろいろな再発防止策を出しております。これとは別にですね、この解明されて、再発防止を望むと所信表明の中でも言うておられます。町民の方はですね、この110何万ですか、返金をされましたが、領収書のないものとか不明朗な支出についても返金を求めるのが、べきではないかというふうな意見がある中で、どのような解決策を導かれるのか、以上7点についてお尋ねします。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口大紀町長、御答弁をお願いします。

○町長（竹口 大紀君） きょうからの2日間、一般質問、よろしくお願いします。

それでは、米本議員の一般質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の公共交通巡回バスの復活はについてお答えをします。

平成23年度までは、中山地区、名和地区で巡回バスを運行しておりました。その後、交通弱者の移動手段を確保し、交通不便地域の解消を図ることを目的として、デマンドバスを平成24年4月に運行を開始しております。

デマンドバスの利用は、乗車予約を行い、バス停から目的地までの利用となり、利用者の皆様には少し御不便をおかけしている部分があると思います。より便利な公共交通を目指すため、巡回バスの復活なども手段の一つとして、公共交通会議で検討し、町民の皆様さらに外出しやすいような見直しをしてまいりたいと考えております。

2点目の高校生の通学費の助成はについてお答えいたします。

現在、実現に向けて、担当課が試算などの検討をしております。一例として、公共交通機関のJRとバスの定期代、バスとデマンドバスの回数券の購入費用の2分の1補助をした場合の経費は、年間で約1,500万円から2,000万円程度です。今後、詳細を詰めて、なるべく早い段階で議会に提案をさせていただきたいと思っております。

3点目の保育園の無償化はについてお答えいたします。

今年度9月から町内保育所を利用の3歳以上児の保育料が無償となるよう、今議会に提案させていただいております。財源として、今年度は県補助金840万円とふるさと応援基金1,760万円を充当します。

3歳未満、3歳未満児の無償化につきましては、保育現場への影響を考慮し、体制が整い次第実施をしていきます。

4点目の給食費の無償化はの御質問にお答えいたします。

給食費の完全無償化に向けて、今年度2学期から町内小・中学校児童生徒を対象に、

給食費の2分の1の額を補助するための補正予算を今議会に提案させていただいております。この財源として、今年度はふるさと応援基金を充当します。

5点目の大山恵みの里公社の運営はについてお答えいたします。

大山恵みの里公社の目標は、補助金がなくても経営できる体制と町内の生産者さんの所得向上を同時に確立することだと考えております。

公社の運営の問題点としては、従業員と生産者の皆さんとの情報交換が不足していることや、人手不足により潜在能力が生かし切れていないことなどがあります。いずれもマンパワー不足により分析やマネジメントが十分できていないことから、適切な人員配置、仕事分担、人員確保をすることが必要と考えております。

6点目の大山診療所の固定医はについてお答えいたします。

大山診療所は、地域の貴重な医療機関であり、存続に向けた取り組みを図ります。

存続するに当たっては、鳥取大学医学部との連携を強化し、固定医の確保に全力を尽くしていきます。

7点目の不適切事務の解明はについてお答えいたします。

不適切事務の解明につきましては、まず、商工会との案件につきましては、刑事事件として告発しているところであり、また、NPO法人との案件につきましては、住民訴訟を受けておりますので、司法の判断を仰ぎたいと思っております。

また、ほかの案件につきましても不適切な事務処理が疑われますので、現在、所轄署に対して随時報告、相談を行っているところです。

以上で答弁とさせていただきます。

○議員（7番 米本 隆記君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、米本議員。

○議員（7番 米本 隆記君） はい。的確な答弁ありがとうございます。

実はですね、私が、あの、一般質問を提出しましたのがですね、5月の24日という早い段階で提出しましたので、あの、保育園の無償化とか、そういった案件が提示される前に出しておりましたので、どういったことになるかなと私も一時ちょっと心配していたところがありまして、あの、まあ所信表明とか、そういったところでいろいろ話を聞かせていただきましたので、まあその辺で理解はしているところです。ただ、ちょっと細部についてと先ほども言いましたけども、お聞きしたいと思います。

巡回バスについて、まず最初にお聞きしたいと思います。

巡回バス、あの、利用者が多いのでいろいろ見直していただくのは結構なんですけど、先ほども言いましたが、やはり町内をめぐらせる、あるのであれば、やはり、その、それが通らない地域があれば、それはやはり不平等というふうになります。そういったことについては十分配慮していただいて、やはりそういったことがないように考えながら運営をしていただきたいと思います。これが1点です。

それから、あの、高校生の通学助成ですけども、今、年間で1,500から2,000万

円程度かかりますということがありました。ただ、これがですね、本当に、あの、補助、補助、補助金として出されるのに、実際の財源的なところは、今回言いたくないんですけども、あの、やはり何か始める場合には、何かをやめていかなければいけません。そういった面がありますから、それをよく精査されてやっていただきたいということがまず1点。

それで、あの、私も一応危惧しとったのが、バス代とか定期、バスとかそういった駅に来られるまでの、何ていいますかね、費用というもの、バス代とか、その、もう一応、私、ここの答弁の中では試算をされとるとということがありましたので、それは私はちょっと、ああ、そうかというふうに思いました。私、そのところは、バス代のところをちょっと問題化、問題視せないけんかなというふうに思っておりました。

それともう1点、通学費の助成なんですけども、これは高校生がどこの高校に行っても、その通学定期とかそういったところを対象にされるのでありましょか。例えば名和、この大山町からですね、普通高校といますと米子市内にもあります。ただ、境港市にもあります。そこに移動される場合にも、そこも対象になるのかということいろいろと考えられないけません。それから、中山地区でありますと、まれではあるかと思えますけども、東部のほうの高校に行かれる場合もあると思えます。こういったところをどういうふうに判断されるかということがまず一緒になって考えていただきたいというふうに思っております。

それから、保育園の無償化ですけども、私は、あの、無償化することに対してはいいことだと思っております。そして子育てにしてもつなげていただきたいというふうに思っておりますが、私は、あの、以前から言っておりますけども、その、今、大山町では家庭保育ということでやっておられますけども、実際に家庭保育を見ていただける方があるところはいいんですけども、生まれた子供さんをそのまますぐ預けたいという方もあると思うんです。そういったニーズ、今の働く方のニーズといますと、やはりサービス業の方は土日仕事がありますので、本来でしたら月曜日から金曜日までというのは一般的な考え方の、勤め人の方の、何ていいますか、サービスになっております。土日というようなことは念頭にないというのがちょっと残念かなというふうに思っております。そういったところを考えときに、未満児の保育、それが土日、どういうふうにされるのか、こういったことをお聞きしたいと思えます。

それから、ええと、診療所について、ちょっと答弁書ではちょっと、あの、なかったんですけども、実際に今、健診センター化ということで運営をしております。それとの兼ね合いをどうされるのかということをお聞きしたいというのがあります。

その辺のところにつきまして、再度質問させていただきます。まだちょっと残ったところがありますけど、これはちょっと後からにさせていただきますので、以上の点についてお願いいたします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。米本議員の追及質問にお答えしたいと思います。

どうしてもですね、この、米本議員も5月24日に通告を出されたということで、こちら、あの、答弁としましては、通告書どおりに答弁をしているつもりではありますけれども、一般質問される際には、通告を出されてからその当日までの間にいろいろと情勢が変化して、質問の内容、趣旨も若干変わる部分があると思いますので、先ほどの答弁書の答弁だけではとても不便、不十分だったのかなというふうに思っております。

そして、1つ目の公共交通に関してですけれども、巡回バスを走らせるということになれば、空白地帯は不公平感があるんじゃないかということですが、まさにおっしゃるとおりでして、巡回バスを含めて、今後の公共交通をどうしていくか、何が一番住民の方にとってサービスの向上になるのか、使い勝手がいいものになるのかを検討するというので、目標としては公共交通の充実、手段の一つとしては巡回バスも考えられますが、そのほかにどのようなニーズがあって、どのような手法があって、何が一番最適なのかは今後の公共交通会議等も含めてまして検討していきたいと思っております。

そして2つ目の通学費等の財源ということですが、今年度は既に当初予算も決まって、事業等も動き出しておりますので、予算全体の見直しというのが今年度はできません。来年度に関しては、当初予算の際に事業の見直し等をしていきたいと思っておりますし、その事業の見直しに関しましては、もう今の時代に合っていないもの、費用対効果の少ないもの等を見直して、財源を捻出していきたいというふうに考えております。

3つ目のどの高校でも通学費を助成するのかというところですが、この試算の中でも境港方面、あるいは倉吉方面等も試算の中に入れております。ですので基本的にはどの高校に通っても通学費の助成をしていきたいと考えておりますが、詳細に関しては今後担当課と詰めていきたいと思っております。

4つ目の家庭保育がしたくてもできない家庭があるんじゃないかというようなお話でした。

御質問の中に、月曜日から金曜日までというような御発言がありましたけれども、今、町内の保育所は土曜日も保育をしております、してないのは日曜日、祝日です。確かにサービス業等に従事、従事される方、あるいは核家族化が進んで、また、共働き家庭もふえて、日曜日、祝日に保育園を利用したいというようなニーズがあるというのは承知しております。しかしながらですね、これも調査が必要かと思いますが、その数がどれくらいあるのかということだと思います。保育サービスに関しては、その、日曜日、祝日以外にも、例えばじゃあ平日の夜はどうかと、都会では24時間保育サービスしているところがあるじゃないか、ええと、さまざまなことが考えられるわけですが、そこはサービスをすれば、あの、際限はないわけでありまして、そのニーズがどれくらいあるのか、どれくらいの数の方がそういったものを希望されているのかを判断

しながら検討していきたいと思っております。

5つ目の健診センター化との兼ね合いで、大山診療所の御質問ですけれども、現状です、大山診療所利用率、大山診療所の地域内の利用率、地域に住む方の大山診療所の利用率というのはとても下がってきています。これは、やはり固定医がないので、やはり皆さん、病院受診される際は、いつも同じお医者さんに診ていただくと、とても安心感があって、何かあったらそこに行ってみようというふうになるんだろうと思えますけれども、現状ではもう日がわりのようにお医者さんに来ていただいております、やっぱり固定医がないということが受診率の低下につながっているんだと思えますし、それが診療所の運営、財政的な運営にとっても影響しているというふうに考えております。それをカバーするために健診センター化ということ、やってきていますけれども、基本的には大山診療所は地域医療の拠点であるというふうに考えておりますので、健診センター化をどうするかは今後検討もしながら、地域医療の拠点としての大山診療所の位置づけを守っていきなというふうに考えております。以上です。

○議員（7番 米本 隆記君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、米本議員。

○議員（7番 米本 隆記君） はい。詳しい説明ありがとうございます。

実は私もね、あの、いろいろと公共交通については心配するところもあったんですけど、まあ一応その辺のところ、あの、不公平感もわかるので、いろいろと考えていくということがありますと思います。ただ、これは交通会議のほうでいろいろと検討してもらわないと、行政のほうだけで決めるというわけになりませんので、あの、業者もありますので、そのところは十分に理解しているところでございますので、あの、しっかり議論をしていただいでですね、よりよいものにしていただきたいというふうに思います。

それから、あの、保育園の無償化について、いろいろと、いろいろとニーズがあるので、調査も必要だということをおっしゃられました。なるほど、その、調査も必要ですけども、やはり、その、今の中で、やはり、その、何ていいますかね、大多数の方がこうだからこうというようなやり方というの必要かもしれませんけど、やはり、やはりこの中できめ細やかなサービスをしていくということになってくると、やはり私が言うように、ニーズがどの程度あるのかということも必要だと思いますけど、ただ、今までのやり方として考えられるのは、そういった、これはあれなんですけど、あの、方針として、6カ月までは親が育ててくださいということが大前提としてありましたので、なかなかそういったところまで踏み込んだ発言が保護者の方からなかったかなというふうに思っておるところもありますので、しっかりその辺のところは調査をしていただきたいと、こういうふうに考えます。

高校生の無償化、通学助成につきましては、まあいろいろ今お聞きしまして、なるほどというところもありますので、これを推し進めてもらいたいというふうに思っております。

大山診療所につきまして、これについてですね、あの、私も大山診療所はこの地域医療で必要なものになるかなというふうに思っております。ただ、今後、この扱いにつきましては、今、国保会計、国民健康保険の事業全体の県内統一化ということが今進んでおりますので、これにつきまして、いろいろとまたネックになる場合もあるかというふうに思います。といいますのは、診療所ですね、国保会計の診療所が町内に3つもあるというのは今まで例がないというふうに私は思っておりますので、この辺のところはどうなるかというものを、不安材料はありますけども、今後、これについての多分対応も出てくるかと思えます。その辺のところも検討をされながら進めていただければというふうに考えます。

今まで、今の質問をしておりますけども、それにないところで今度はしたいと思えます。あ、1点だけ、固定、固定医の大山診療所についてだけはもう1回答弁をお願いいたします。

給食費の無償化についてです。給食費の無償化ですね。小、中の給食費無償化で、9月からされるということで進んでおられます。ただ、あの、私が、あの、一つ懸念するのはですね、あの、本当に、その、給食費を無償化にすることが子育てになるのかな、支援になるのかなというのが一つは考えるところがありまして、やはり、あの、保育とかそういったところで費用を何とか負担してあげようというのはわかります。ですが食べるものについての、何ていいますかね、無償化ということ、援助というか、補助ということになってくると、じゃあ、今、小学生、中学生だから無償化しますと言われます。じゃあ逆に言ったら年とった方はどうですかということが出てきた場合に、子育ての中ではわかりますけども、全体としてそれバランスとれるんですかというのは一つ考えるところなんですけど、まあこの辺のところの考え方もちょっと、あの、いろいろと違うと思えますので、長くなりますので、そここのところは簡単な答弁で結構です。

それから、先ほど言いました不適正事務の解明についてです。

やはり町民の皆さんは、あの、今でも聞くんですが、やはりきちっと解明して、あの、原因はどこにあったのかということだけじゃなくて、やはり、その、不適切に使われたものについてはやっぱり町は返金を求めるべきじゃないかということはやはり言われます。やはり、あの、110何万ですか、返していただくということで返金を受けておりますけども、しかし、本当にそれは一つの事業についての返金でありまして、領収書等の中で、今、ええと、税務署のほうに税務申告といいますか、されておまして、それがどういうふうに認められるかわかりません。税務として、税務署として認めるもの、また、町として、その領収書が本当に正規なものとして認められるもの、また、領収がなかったもの、また、前回、委員会で聞きましたら、9,000、7,900万ですか、領収書が見つかったということはありましたけれども、それについての内容も私たちは聞いておりませんので、ちょっと今申し上げるのは控えたいと思えますけども、ただ、本当にそれが適切なものかということもやっぱり、やっぱり調査される必要があるかというふ

うに思います。

以上の点について答弁をお願いいたします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。お答えします。

まず、1つ目の国保、国保会計の県の一元管理されたらという御質問がありました。

基本的には県が国保会計を一元管理しても、現在とそんなに変わらないというふうに認識をしております。お金の処理の方法が変わるというだけで、そうなったからよくなる、悪くなるということはないのかなというふうに思っております。それによって町内3つ診療所があるのはどうかというのはまた別の問題だと思いますので、その辺にしましては、また今後検討していきたいと思っておりますが、赤字の運営になる原因というのがやはり、その、固定医がいなくて地域内の人が診療を地域外でしているという現実がありますので、まずそこを解消してみて、それからというような議論になろうかと思っております。

次に、給食費の無償化について、子育て支援になるのか、全世代の公平感はどうするのかという御質問がありましたけれども、子育て支援をする理由というのは、大山町の一番大きな問題としましては、もう人口流出がとまらない、人口減少がとまらない、少子化高齢化となるというところにあるというふうに考えておりますので、とにかくその人口減少に歯どめをかけられるような施策を次々とやっていかないといけないというふうに思っております。その中には子育て支援だけではなくて、魅力のある働く世代がほしいなと思うような仕事をふやすことも大事ですし、大山町内、賃貸住宅が少ないので、もうちょっと賃貸住宅をふやさないとけんじゃいかと、そういったような話もあるわけですが、当然そこも、今、一生懸命進めているところですが、あの、なかなかすぐに予算をつけたからできるような話ではないものの中にはあります。そういった全体の政策の中、人口減少をとめるための政策の中の一つとして子育て支援を位置づけております。

保育料の無償化、給食の無償化というのは、子供たちにとって直接プラスにはならないかもしれませんが、間接的には家庭の経済的負担が減って、その分のお金が子供の教育に回るということは考えられると思っておりますけれども、基本的には働く世代がこの辺でいうと、じゃあ米子よりも大山町のほうが子育てする際の経済的負担が少ないんだったらそちらに移住しようと、大山町から出ていくのをやめようと、そういうふうに思ってもらうための施策ですので、人口減少をとめて、後継者問題、地域の活動の継続の問題、こういったことを解消することは、全世代にとってプラスになるというふうに考えております。

それから、不適切事務に関しまして、領収書が適切でないものは返金を求めるべきではないかというふうに御質問いただいておりますが、現在、住民訴訟等もされておしま

して、今、この件に関しましては、こちらとしても領収書が適正かどうかというのは精査はしますけれども、最終的には司法の判断でどうなるか、返還を求められればそのようにしていきますし、そうでないというふうになれば、そのようになるというふうを考えております。以上です。

○議員（7番 米本 隆記君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） 米本議員。

○議員（7番 米本 隆記君） はい。ということは、あの、不適切事務についてはですね、あの、司法の判断、今、住民訴訟されますので、司法の判断でされるということです。まあちょっと私も、あの、何ていいますか、心苦しいところがあるんですけども、住民訴訟をされて、町長が被告になって訴えられとると。被告になって訴えられて、町長が勝訴すれば、これは適切だったと、執行は適切だったということで丸くおさまってしまう。一応は。町長が住民訴訟で例えば訴えられて負けられたとなれば、これはやっぱり不適切だったんだから、やっぱり返金を求めなさいということになるんですよ。さあ、町民の皆さんはどちらを望むでしょうか。私はそこがすごく不思議でございます。

こういった件も実際にあるのですけども、まあ、あの、事実、例えばまあ町が勝った場合には、これは司法判断として、町は間違っていないということになりますから、住民訴訟は敗訴ということになれば、適切な支出だったということが認められるわけですから、これはどうあってもひっくり返ることはないということに理解するしかありません。

そういったところをですね、あの、この裁判につきましては、訴訟につきましては、本当にどっちになるかというのが私も興味津々でありまして、住民さんもそうでないかと。ただ、住民の皆さんはそこまで考えておられないかというふうに思うんです。ただ、あの、何事についてもですね、あの、いろいろと、何ていいますか、この、町長も言っておられますけれども、原因究明して再発防止に何とかいろいろやっつけていかないけんということも言っておられます。ただ、あの、前森田町長が、再発防止検討委員会ですか、これをされまし、出されて、一応、その、いろいろと、何ていいますか、そういった委員さんの意見を聞かれて、何項目かにまとめておられます。それとまた違ったものを出されるということで理解してよろしいんでしょうか。その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。お答えします。

司法判断につきましては、その司法判断に持ち込まずに町がもう独自に返還を求めればいいんじゃないかというようなお話がありましたけれども、例えばその司法判断を仰がずに当該者に返金を求めた際に、そこでまたそれはおかしいじゃないかというふうに訴えられれば、またそこで司法の判断が出るわけですし、どこかの段階では、あの、必ず

この司法判断を仰がないといけない部分が出てくるんだと思います。私も、その、法律の専門家ではありませんので、その詳しい、細かいところまではわかりませんが、どこかの段階で司法判断が入って、それに基づいて処理を進めるというのが一番早く解決する方法かなというふうに思っております。私も人生で初めて裁判で訴えられておりました、非常にどのようにしていいのか戸惑うところではありますけれども、住民の皆さんが、あ、そうか、解明されたなというふうに少しでも早く思ってもらえるような解決策を示していきたいなというふうに思っております。

そして、今回、私が就任してからつくりました再発防止の策を考えるプロジェクトチームは、また違うことを出されるのかということですが、今まで検討したこともベースに置きながら、あの、さらにほかに再発防止になるようなことはないのか、どういったことで一連の不適切事務が起きたのか、そういうところをいま一度検証していこうということです。以上です。

○議員（7番 米本 隆記君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、米本議員。

○議員（7番 米本 隆記君） はい。この選挙公約についての町長の考え方は大体理解できるところですので、まあとにかく大山町という大きな船を前に前に進めてもらいたいと。

そしてもう1個お聞きします。この実際に、その、今、選挙公約でいろいろと出されました。この辺につきまして、実現を4年間で実施するという考え方は、実施といいますか、あの、していくという考え方はお持ちですか、どうですか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。今の公約を4年間で達成するのかどうかというところですが、当然4年のうちに達成したいと思っておりますし、それ以前でもできる限り早い段階で達成をしていきたいなと思っておりますが、中にはやはり4年間では達成できない長期的な課題もあるのかもしれませんが、一生懸命やりますけれども、4年間で達成できないものに、ものもあろうかと思いますが、その際もしっかりと説明責任を果たしていきたいなと思っております。以上です。

○議員（7番 米本 隆記君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、米本議員。

○議員（7番 米本 隆記君） はい。しっかりかじ取りをお願いしたいと思ひまして、2問目の質問に移らせていただきます。

実は、あの、この子供さんのですね、まあ助成ということも大事だというふうに思っておりますけれども、あの、私、地域自主組織についてお尋ねしたいというふうに思っております。

実は各校区ごとに地域自主組織が設立されております。今、7つですか、設立されて

おりまして、あと残りが光徳、旧名和……。旧名和。（「光徳、名和、所子」と呼ぶ者あり）名和。旧名和じゃ、名和、それから所子ですか、3つですね。残ってますね。7地区には自主組織はできております。本来、私が自主組織としてあるべき姿というのは、以前言われたのは、集落に力がないので、地域で、地域で皆さんを何とか盛り上げ、守っていきましょうというのが根底にあったと思うんですが、今の自主組織のあり方というのは、実際に何か地域を盛り上げるために何か事業、行事をやりましょうということで、地域の本当に困っているところに手を差し伸べているということがちょっと見えない。そういったところで、私はその地域自主組織を最初に立ち上げた内容とちょっと乖離しているんじゃないかなというふうに思っておりますので、その辺について、町長のお考えを伺いたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。米本議員の2つ目の質問にお答えしたいと思います。

地域自主組織には、地区内でこれから担い手となっていただく人材の発掘や育成、支え合い活動を通じて集落の機能の補完や集落間の交流の促進等の役割を期待しておるところです。

また、行政の仕事の一部を担っていただき、行政と住民が協働したまちづくりを推進していこうというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議員（7番 米本 隆記君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、米本議員。

○議員（7番 米本 隆記君） はい。短い答弁、ありがとうございます。

実はですね、あの、私、あの、この自主組織につきまして、いろいろと考えてみました。これ、ちょっとひもといていきます。これはね、町長がまだ議員のときにもお話があったかというふうに思います。これは最初にですね、あったのは、前森田町長はですね、集落に元気がなければいけないということをまず言うておられました。集落に元気がないといけないということで、集落内でいろいろと問題点を話し合っ、その解決に向けてというような事業が3年間続いたと思います。これが22年から3年間でなかったかと、23年からかな、3年間続いたというふうに思っております。

そしてですね、そのころにですね、ちょうど今副町長をされております野間副町長が企画情報課長のときに、集落の、何ていいますか、ではなく、地域でやりましょう。これは、何ていいますか、名前はね、ちょっとど忘れしたんですが、地域ではなくて、地区何とかというのをつくろうという、地域ごとに、何ていいますか、今の自主組織のようなものをつくって行って、地域でいろいろと協力しましょうということをやられようとしたが、それがまあ集落に軸足を置くんたということで、なかなかそれが前に進まなかったということがありました。

その後ですね、内閣府から来られた、企画情報課に、赤井参事ですか、来られたときにですね、いろいろと今のこの地方創生の前段になるようなことですかね、大山町の人口動向を検討されながら、これじゃあいけないということで、地域においてやはり助け合えないいけないということで、地区会議、それを発展させて、今の地域自主組織がつけられているわけなんですけども、実際にそのころの話の中ではやはり、何ていいますかね、地域に人口減少が押し寄せてきて、その、集落が維持できなくなるので、それをどういうふうにその地域の中で助け合っていこうというのがメインだったというふうに私は考えておりますし、そうだったと思っております。

ところが今の現状では、本当にそれが地域のために、じゃあこれを何とかしようということにつながっているのか。ただ単に地域で行事に、行事に、何ていいますかね、協力して、何か地域で何かを行いましょうということに移り変わっているんじゃないかなというふうにちょっと考えるところがあります。その辺について、町長はまあどのような認識を持っておられるのか、お聞きしたいと思います。たしかこれ、町長が議員のときにその話があったというのは御存じだったですかいね。その辺のところもあわせて、もし答弁いただけるようでしたらお願いいたします。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。お答えします。

以前は集落に軸足を置いて、地域活性化、集落の維持等を図ってきたところ、内閣府からの赤井未来づくり推進室長ですか、が来られて、地域自主組織のベースになるようなものをつくられてきたというところは認識しておりますし、やはりこの先、その当時の赤井室長が言われていたこととしまして、将来、その、集落で全てをやっていくのは相当厳しくなるだろうと、さらには、行政に対する福祉などのニーズというのはとてもふえてくるけれども、行政としての財政力であったりマンパワーというのはどんどん下がっていくと、そういうときに現状の組織体制で本当に行政サービスが提供し続けられるのかというところで地域自主組織の取り組みが始まったものというふうに考えております。

基本としましては、やはり集落でできないことは地域自主組織でやっていく。イメージとしては、集落と行政の間の中間的な組織になるようにしながらもですが、行政からの押しつけではなく、自主的な活動になるようにしていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議員（7番 米本 隆記君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、米本議員。

○議員（7番 米本 隆記君） はい。その辺の認識はやっぱりお持ちだったということで、ありがたく思っておりますし、また、当時の記憶も持っておられますので、進めていただければというふうに思いますが、実はですね、先ほどの、あの、子育て支援と対比するようなことになってしまうかというふうに思うんですが、実は、私もこの4月の

選挙になる前ですね、後援会活動、いろいろと集落を回らせてもらいました。その中で言われたのが、今の竹口さんの言われる集落支援というのは子供の施策とわかるけども、実は私たち年寄りにとっては、あと5年先で、この、何ていいますかね、自治会を解散せないけんというような話もお聞きしたんですよ。というのがあったのが、実は、あの、集落の中に子供さんの数が1人か2人しかいないし、年寄りばかりになって、その集落で配りものをするのに、今、手押し車で歩くという人がほとんどだと、あと5年もしたら歩けなくなるので、その集落機能がなくなってしまうと、幾ら子育て支援だいて、そこに帰ってくるよって言われても、そういった集落もあるんですよ。本当にもう目の先にそういった老人の方ばかりになって、配りものができなくなるというようなところもあるということになってくると、私はこの地域自主組織の出番じゃないかなというふうに思うんです。そういったところに対してどういうふうに援助ができるかというふうなことがやはりなければ、あの、自主組織をつくる意味とといいますか、その活動というのは、まるっきり、その、行政が思い描くものとちょっと違って来るなというふうに思っておりますけども、町長はそういった話を、あの、集落、まあいろいろと回られたと思いますけども、お聞きになったことありませんか。また、それに対しての考え方はどういうふうにお持ちですか。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。お答えします。

集落によってはやはりその人口規模であったり、年齢構成が違う、地理的な条件も違うということで、大山町内、160数集落ありますけれども、その中で当然この先近い将来にそういった集落の機能が維持できないような集落があるというふうには認識をしております。まさにそこに地域自主組織の活動のかかわりが出てくるのかなというふうに思いますし、今想定されている地域自主組織の活動以外にもですね、さまざまな集落からのこういう活動ができなくなっているという要望や、行政としてこういう活動をしてほしいというような声を上げながら、地域自主組織の機能の充実を図ることで、両者がうまく回るようにしていきたいと思っております。

○議員（7番 米本 隆記君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、米本議員。

○議員（7番 米本 隆記君） はい。いろいろとね、あの、そういった集落もあるということは認識を持っていただいでですね、そこにもやっぱり手厚い、何ていいますか、援助とといいますか、指導をやっぱり行政のほうからもすることが必要じゃないかなと思います。これを地域自主組織だけに任せとってなかなか解決しない面もありますので、そのところはしっかりとお願いしたいと思います。

実はですね、あの、地域自主組織につきましてもう1点、大きな問題があると思います。これはですね、赤井室長が言われとった話をさせていただくんですけども、立ち上げはみやすいと、ある程度できると、ただ、それを運営を継続していくことが大変難し

いということをおっしゃられました。といいますのは、行政というのはやはり立ち上げ支援は必ず必要であります。何年かは立ち上げ支援をしていく必要がありますが、それ以降につきましては、やはりそこで自主財源を持ちながら運営していくというのが念頭にあると思います。根底にあると思います。そういったことをやるためには、やはりその運営をされる方々がどういった考え方でそれに取り組まれるかということも必要になってくると思います。補助金ありきでやっていくと、どうしても、今年度ですか、当初予算で2,600万ほど、2,700万弱ですか、ぐらいかかっておりますけども、やはりそこにやはり問題点が出てくるんじゃないかなというふうに思っております。やはりそこが、最初も言いましたけど、目的がどこに目指すのかという部分になってくるところになると思いますので、ただ、補助金ありきでそれをやるということでしたら、本当にそれはちょっと目的が違うでないかな。もどに戻りますけど、私はそういうふうに考えております。

ですから、話を聞きますと、やはり自主財源を求めながらやっていくという考え方の方も中にはおられます。それをやはり町が、さっき町長も言われました福祉的なところですね、町と行政との間をとるような、何ていいますか、すき間を埋めるようなサービスを請け負っていくというようなところもあるかというふうに思っておりますし、行政のやる今の要支援を受けるということもあるかと思っております。ですからそういったところを考えながら進めていくということになりますと、やはり、その、ただ単に、その、行政として地域自主組織をどんどんどんどん広げていって、こういうことをやってください、こういうことをやってください、まあこういうことをやったらいいですよじゃなくて、どういうふうに進めていかれたら、それに対して、何ていいますかね、補助なりなんなりを、委託料を払って行って、自主運営ができるかというところを結びつけなければいけないというふうに思っておるんですが、その辺について、町長はどういったことをお考えでしょうか。先ほどは福祉関係というのを言われましたけども、ほかに行政から例えばそういった自主組織にお願いできるというところがありましたら、どういったものがあるかということをお答えいただきたいなというふうに思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。地域自主組織の自主財源をどうするかというような御質問がありました。それをどう進めるのか。

確かに自主、地域自主組織をつくった当初は、数年後には補助金を減らして、補助金がなくても運営できるようにというふうなところで進めてきたのかなというふうに思っておりますけれども、現状としては、なかなか、今、補助金がない状態で運営するのは厳しいのかなというふうに思いますが、自主財源の確保としましては、やはり行政側からこういう仕事があります、こういう仕事を地域でやっていただきたいというようなものを提示しながら、これも無理にやってくださいというふうにするには押しつけになりま

すので、こういうことであれば事業委託なりができますよというものは、積極的に各課から提示してもらって提案をしていきます。地域自主組織のほうからも、こういうことはできないかという声を上げていただければ、そういうものは検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議員（7番 米本 隆記君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、米本議員。

○議員（7番 米本 隆記君） はい。時間も余り……。地域自主組織についてですね、私はさっき言いましたけども、あの、まあ、集落の中で、あの、もう1回繰り返しますが、集落の中で本当に、何ていいますか、自治会、自治、集落の中で自治会が維持できなくなるということを、まずそういうところもあるということ、それを助け合うということですね、これをまあしてもらわないけん。それから、そのためにいろいろな自主財源をどう確保しながらやっていくかということも必要になってくるというふうに思いますので、あの、これは押しつけ、自主組織に押しつけでしてくださいというわけではありませんので、そういったものがあるので、やはりいろいろとそれを検討しながら前に進めてもらいたいというのがありますから、まあきょうのところはその辺のところをやめておきます。また詳細につきましては後日させていただきたいと思います。

それでは、済みません、3問目、鳥獣被害にどう対処していくかということについてお尋ねしたいと思います。

近年ですね、農産物に鳥獣被害がすごくふえております。特に、今、イノシシの発生が多くなっておりますし、鹿につきましても割と里部のほうにまでおりてきております。しかしですね、農家の被害対策には限度があります。今、町のほうでは、何ていいますか、電気柵とか、ワイヤメッシュ、いろいろと補助をいただいておりますけど、ワイヤメッシュのように全体的に覆うところ、覆えるところはいいんですけども、道路が混在しているところはこれを使えませんので、まあ電気柵になるかと思います。しかし、電気柵にしても、一軒一軒がそれを持っても、何ていいますかね、効率悪いですし、費用が高くなる。かといってそれを全部まとめて一つくりにしても、誰が管理するかといういろいろな問題が出てくる。となってくると、各農家がですね、個人個人でなかなかそれを防止するというのは限度があるというふうに思います。やはり農産物の被害減少についてですね、行政はこれに寄与することが務めだというふうに思いますが、この体制をどういうふうに講じる考えがあるのか、町長にお伺いしたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 米本議員の3つ目の質問、鳥獣被害対策をどう講じていくのかにお答えします。

昨年度の町内の鳥獣による農作物の被害は、報告のあったものが水稻を中心に約150万円、被害報告がなかったものを含めるとこれ以上の被害が推測されます。

対策としまして、先ほど米本議員も質問の中で触れられましたけれども、これまで実施してきておりました猟友会への駆除委託や有害鳥獣の捕獲に係る奨励金の交付、電気柵等の侵入防止柵設置に係る支援、または狩猟免許の新規取得や更新経費に対する補助を継続していきます。

また、新たな取り組みとしまして、イノシシ肉の特産品化を進めるため、現在、大山ジビエ振興会と加工処理施設の整備に向けて協議を進めているところです。

以上で答弁とさせていただきます。

○議員（7番 米本 隆記君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、米本議員。

○議員（7番 米本 隆記君） 私も一つ、あの、農家ですので、やはり、その、農家から思うことはですね、その、有害鳥獣というのはやはりつかまえていただくことが一番、そしていなくなるのが一番のベストの状態です。いなくなれば被害がなくなるわけですから。やはりそれにはですね、やっぱり、その、先ほど答弁書にもありましたけども、猟友会とか、そういうところの協力をいただきながら一つ一つ進めていくことが大事かというふうに思っております。

また、まあ、これはですね、私の集落のちょっとことになるんですけど、私の、は上坪東なんですけど、その集落の上手約四、五百メートルに高規格道路が通っております。高規格道路が、まあ、あの、何ですかね、上を走ってまして、前の農道はボックスといえますか、下側にトンネルみたいなものを設置して、そこを通過、通るようになっているんですけど、いいことに、イノシシはそのボックスの中をまだよう通ってきませんので、それから下に被害はありません。まだ少ないといえますか、ないという状況です。ところが高規格から上手になりますと、集落から四、五百メートル上ですよ、そこから上手は昨年もすごい被害が出たんです。まずスイカ、それからサツマイモ、それからカボチャ、こういったものは全部悪さされます。中にはブロッコリーをかじっているものもあります。ですから、あの、本当にもう集落の近くまで来るということはもう目に見えているんです。これがいつ下がってくるのか。また、小竹集落では高規格の下を潜って、高規格の下までおりているというのを聞いておりますから、そういったところも本当に被害が拡大してくるという可能性もあるので、逆にイノシシがそういったところを今度は逆にボックスを通らなくて回って被害拡大ということは必ず出てくるというふうに思っております。

ですから、この猟友会とか、そういったところとは綿密に連絡をとりながら、とにかく猟友会のメンバーといえますか、人数がふえてもらって、とる方がふえなければ減りませんので、その辺の施策、あの、例えば補助を出すからいいじゃなくて、何とかそれを、何ていいますかね、人数をふやすということにも着目していただきたいというふうに思うんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。お答えします。

つかまえるのが一番、いなくなるのが一番ということもありましたが、確かにつかまえて、農作物の被害がなくなるのはいいのかなと思いますが、全くいなくなるというのは恐らく、あの、そういう感じの保護団体や、あの、生物多様性の観点からも全くいなくなると困るわけで、やっぱり今の人間が生活を営んでいる地域になるべくいなくなればいいかなというような考えで進めていきたいなというふうに思っております。

そのために猟師の人数をふやしたほうがいいじゃないかということで、まさにそのとおりかなというふうに思います。そのために、今、現状としましては、狩猟免許の新規取得に対する補助等をしておりますけれども、それ以外の手法で猟師の方がふえるようなお考えがあれば御提言いただきたいなというふうに思っておりますし、こちらとしても担当課等々と検討していきたいと思っております。あるいは猟友会の方たちにもどういうふうにしたら猟師がふえるのかなというところをしっかりと議論しながらいい政策つくっていただきたいなというふうに思っております。

○議員（7番 米本 隆記君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、米本議員。

○議員（7番 米本 隆記君） はい。時間も大分なくなってきましたので、まあ、町長、いろいろと、今回3問質問させていただきまして、いろいろと御答弁ありがとうございました。これはちょっとひとり言で聞いていただきたいと思っております。

実はですね、四半世紀前、20数年前ですか、私はある野球クラブの、野球スポーツ少年団の監督の下でコーチをしておりました。実はですね、そのときに私は3つの教えを当時の子供たちに教えておりました。1つは、両親や家族、これに感謝しなさい。なぜか。その両親、子供、家族の方にグローブやバットを買ってもらおうでしょう。送り迎えしてもらおうでしょう。まず感謝しなさい。2つ目にですね、一番大事ですけども、仲間、一緒に試合をする仲間、これにも感謝しなさい。そしてもう1個、一番これが大切になると思います。対戦相手、この人たちがいなければ試合も何もできませんよ。この人たちがいるから、勝ち負けはあっても試合ができ、感謝できるでしょう。一生懸命スポーツできるでしょうということを、まあ私は常、この3つを子供たちに教えてきました。

そのときですね、やはり中でも一番私が印象に残っておるのがですね、ある少年がですね、ボールが顔に当たって泣きそうになったのを覚えております。でもそれは試合中で、バットを投げながらそれを見て見ぬふりして、泣くのをこらえてファーストまで走りました。私はその少年が大変立派に見えました。チームのために泣きたいのを我慢してファーストまで走りました。そして自分がアウトになったという、自分がアウトじゃない。3塁ランナーがホームに入った途端に泣き崩れました。そういったことがありました。

町長、覚えておられますか。私は今言ったことがこれからの大きな船を動かす原動力になるかというふうに思っております。何か、町長、感じられたことがありましたら、一言お願いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。お答えします。

その話をされ、あの、始めた瞬間に、ああ、私のことだなというふうに思っておりましたけれども、確かに私も小学校のときに野球のスポーツ少年団に入っておりまして、米本議員がちょうどコーチをされていたときです。で、教えていただいたことも、今3つおっしゃいましたが、覚えております。そのデッドボールが当たってというところの記憶もすごく鮮明に覚えておりますし、若干今でもデッドボールが怖くてですね、あの、ソフトボール大会もこの間高麗地区でありましたが、あの、打席に立つとちょっとデッドボールを気にするようなどころもあります。

米本議員がおっしゃりたいのは、その、もう忍耐力、我慢してでもやる、あるいは、その、周りにそういう関係者、あるいは支えてくれる人がいれば、その人たちのことを考えて最後まで頑張れというようなことだろうというふうに思います。今の鳥獣被害対策も含めまして、それ、前段の2つの選挙公約はどう実現するのか、あるいは、その、地域自主組織のあるべき姿はどのようなかというところも今後も忍耐強く、よりよい答え、よりよい政策が出るように頑張っていきたいと思っております。

○議員（7番 米本 隆記君） 終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これで米本議員の一般質問を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） ここで休憩をします。再開は10時40分とします。

午前10時30分休憩

午前10時40分再開

○議長（杉谷 洋一君） 再開します。

次に、3番、門脇輝明議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） はい。

○議長（杉谷 洋一君） どうぞ。

○議員（3番 門脇 輝明君） 門脇輝明でございます。このたび初めて質問をさせていただきます。何分初めてのことで、以前のことも全然わかっておりません。よろしく御答弁のほうをお願いをしたいと思います。

今回、あの、先ほどもお話があったんですけども、不祥事等がありまして、それでコンプライアンスのことについて、その確立、向上の取り組みについて質問をさせていただきます。町長、初めてですので、よろしく願いいたします。

町長は、町政の変革を掲げて当選されました。先日の所信表明におきましても、行政、行財政改革を初めとする諸施策とともに、不適切な事務処理問題についても早期の原因究明に取り組むと表明されました。選挙において町長の交代とともに、町民の皆様から私たち新人議員に多くの御支持をいただいたのは、町政の新しい流れをつくり、失墜した信頼を一日も早く回復してほしいとの切実な思いからであると感じております。その意味では、町長を初めとする町民、町職員も私たち議員も同じ方向を向いて努力すべき同士ではないかと、このように考えております。信頼回復のためには、新しい改革の動きとともに、行政処理の基本として決められたことをきちんと守り、なすべきことをなすというコンプライアンスの確立、向上についても車の両輪のように取り組むことが大切であると考えております。

そこで、初めて議員になりまして、私が気にかかった事項について、現状の確認と今後の取り組みについてお伺いをしていきたいと思っております。

まず、大山町資金管理及び運営に関する方針の起案書をいただきました。これを一見したときに、2つの点で違和感を覚えました。1つは決裁、施行の手順、2つ目は方針の内容でございます。

まず、決裁、施行の手順について、4ページにもわたり、内容をしっかりと精査、検討しなければならない事案でございますけれども、起案の日から多忙な会計管理者、総務課長、町長が目を通した上で、その翌日に決裁され、即日施行をされております。さらに、重要な文書でありながら、保存年限が1年と、こういうふうになっているなど、きちんとした確認がなされ、手順がとられているのかなど、こういうふうな疑問に思いました。

起案文書は電磁的方法により処理されているようですけれども、電磁的方法による文書処理の運用はいつから始められたのでしょうか。

そして、文書管理規程には、電磁的方法による処理のための規定は別に作成するというふうになっておりますけれども、この規定は作成してございますでしょうか。私が町のホームページ等で調べたときには載っていなかったものですから、お伺いしております。

行政事務の、は、皆様、町民の皆様へきちんとした説明をするためにも、決められた方法で文書により進められることが基本でございます。規定の不備により職員の皆様が作成しておられる文書が不完全なものになるとされる可能性がもしあるとしたら、これは大変なことになるのではないかと非常に心配をしておりました。

次に、大山町資金管理及び運用に関する方針の内容ですが、これを読んでいくと、管理者が保管している全ての資金について、従来から行っていた普通預金、現金から普通預金、普通預金から定期預金への保管がえを変えるのと同じように、債券へと保管がえを変えるだけのことというふうな前提に立ってその方法を示す必要があるとして、この方針が策定されているように感じました。

しかし、大事なことですけども、証券、証券というのは商品でございます。したがって、管理、基金の管理、運用や債券の購入事務は財務規則の定めによって処理していくべきであると思います。そうしていけば問題は何かないわけでございます。一つのボタンのかけ違い、商品として債券を捉えていたのかいなかったのかということによって、さまざまな影響が出ることになります。そういう意味で、監査で取り上げるべき内容かもしれないけれども、現状について幾つかお伺いしたいと思います。

基金の管理については、財務規則に定められております基金管理簿によって行うことになっておりますけれども、これは行われておりますでしょうか。

そして基金の運用は、財務規則にこれも定められております基金運用決議書によって決裁することになっておりますけれども、これも行われておりますでしょうか。

債券の購入事務は、分掌上の権限と責任を明示されている職員が担当し、処理されたでしょうか。参考にさせていただいた事務分掌によりますと、債権の管理というのは総務課の担当になっておりました。その辺の関係を教えていただきたいと思います。

債券の売買に当たり、証券会社に決済口座を開設する必要があるとされておりますけれども、この口座開設の決裁はどのように行われましたでしょうか。また、口座開設の申込書の控えはございますか。

続いて、先ほど申しましたけども、債券は商品でございます。債券の申し込みは、購入の申し込みは売買契約の申し込みで該当いたします。500万円以上の契約は町長の専決事項でございます。町長が決裁する必要があると思いますけども、これは行われたでしょうか。

次に、債権の運用状況についてお伺いをいたします。

証券が、証券会社が発行した債券の取引に関する報告書の調査を依頼いたしましたけれども、平成28年4月6日購入、翌日4月7日売却の利付国債の、に関するもの、そして6月20日購入、翌日21日売却の利付国債に関するもの及び利息の支払いに関するものはいただけませんでした。翌日、購入の翌日に売り払った経緯も含めて、理由がありましたら教えていただきたいと思います。

また、大山町資金管理及び運用に関する方針が施行される以前の債券による運用について、決裁に必要な書類はこれだということで、基金及び定期預金運用表をいただきましたけれども、これだけでよかったのでしょうかというふうになんか疑問がございます。

次に、会計管理者の職務についてお伺いをいたします。

会計管理者の職務については、地方自治法及び大山町行政組織規則に具体的な例が示されております。簡単に要約しますと、会計管理者の仕事は、出納、保管、記録管理、確認、そして決算の調製でございます。そして有価証券や物品の取得、支出負担行為など行政の意思決定を主導する義務は含まれておりません。大山町資金管理及び運用に関する方針において、管理、会計管理者が行うとしている職務は、地方自治法等で定めら

れたこの職務の範囲を超えていると思いますが、その根拠を教えてくださいたいと思います。

また、決算の調製というのは、先ほどもあったとおり、会計管理者の職務でございます。その中に、財産に関する調書というのを見せていただきましたけれども、この様式がこの規則に定められている様式と違っておりました。これは確認をされたでしょうか。前例踏襲ということではなく、一つ一つ確実にやっていく姿勢が大切だと思いますので、お伺いをいたします。

監査委員にお伺いをいたします。決算監査において、どんな企業や団体にあっても、銀行預金口座、証券会社の現金口座等の残高と調書の金額を照合するのが一番最初だと思いますけれども、本町の決算におきましては、照合は行われましたでしょうか。

次に、町長の事務引き継ぎについてお伺いをいたします。

事務引き継ぎ書がつくられておりますけれども、この引き継ぎ書は単なる申し送りではなく、前任者が行っていた全ての業務について、関係する権利、義務、そして責任を引き継ぐ非常に重要な文書だと考えております。これに添付されている現金出納表の記載について、債券等の額が、現金欄ではなく、運用欄に記載すべきだと思いますけれども、何らかの説明は受けられたのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、今後の対応についてお伺いをいたします。

債券の購入に関して、事後報告書と始末書が町長に提出されているということですが、町長の責任を含めて、今後、こうした場合に町長が行う処分あるいは判断の基準があればお伺いをいたしたいと思います。

次に、大山町資金管理及び運用に関する方針の今後の取り扱いについてお伺いをいたします。

この方針は、質問させていただいたとおり、多くの問題を含んでいる上に、その目的とする適正な資金管理は、財務規則等の定めにより行えば何も問題ないと思いますけれども、そういった意味から私は廃止すべきであると思いますが、町長のお考えを伺います。

コンプライアンスの確立、向上に係る具体的な取り組みについてお伺いをしたいと思います。

不祥事というのは、いつでも、どこでも起こり得る可能性がございます。これを防ぐために、地方自治体においてもコンプライアンスに関する条例や行動指針を制定し、努力を積み重ねております。本町においても今回の不祥事を契機に、はじめとなる指針を定め、再発防止の決意を町民の皆様にお示しすることが必要だと思います。県や他の自治体を参考に、本町のコンプライアンス行動指針を策定してはどうでしょうか。町長のお考えをお伺いします。

役場の業務につきましては、毎年、監査委員が監査を実施し、議会は決算の審査を行い、承認をしております。その意味では、これまでの不祥事に係る担当者の責任は

当然でございますが、私たち議会を初め、町長や監査委員の町民の皆様に対して応分の責任を負わなければなりません。特に不祥事の芽を摘むという面では、監査は非常に重要でございます。本町の監査体制は、代表監査委員1名、議会選出の監査委員1名、議会事務局が監査委員事務局を兼ねているということですが、十分にその機能を発揮しているとは言えないと思います。独立し、充実した監査を実施するために、監査委員事務局に会計事務に精通した専任の職員を配置して、配置をしてはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

最後に、これまでの質問で明らかに大山町職員服務規程第3条に違反すると私が思うこの事項などを取り上げましたけれども、このことを踏まえ、コンプライアンスについて、町長のお考えを伺いたいと思います。以上でございます。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 門脇議員の御質問にお答えをします。

門脇議員さんも元県職員だったということで、会計あるいは事務手続きにつきましてとてもベテランであります。私が答えるところで不十分なところがありましたら、ぜひとも御指摘をいただきたいなというふうに思っております。

それでは、コンプライアンスの現状の確認と今後の取り組みについてお答えをさせていただきます。

まず1点目、電磁的方法による文書処理の運用開始はいつからかということですが、大山町文書管理規程を平成18年4月1日から運用を開始しております。

2点目、文書管理規程第37条に基づく電磁的方法による処理のための規定は作成したかということですが、大山町文書管理システムの取り扱いに関する要綱を平成18年4月1日に作成、策定し、あわせまして、大山町文書管理システムの運用及び電子文書取り扱いに関する手続も策定し、運用を行ってまいりましたが、わかりづらいため、このほど改正を行いました。

3点目、改正前の財務規則に基づく基金管理簿は、新町発足後作成しておりませんが、他の様式で同内容のもので管理をしております。

4点目、改正前の財務規則に基づく基金運用決議書による決裁は受けておりませんが、他の方法で決裁を受けております。

5点目、債券の購入事務について、事務分掌上の権限と責任を明示されている職員の規定はありません。

6点目、証券会社の口座開設は決裁の必要がないため、文書による決裁は受けておりません。

7点目、債券購入の申し込みについて、方針ができる以前は包括的に口頭で副町長の決裁を受けており、方針ができた以降は決裁を受ける必要がなかったため、文書による決裁は受けておりません。

8点目、御質問の2件については、調査依頼が保有する債券の現状把握のためという内容に合致しないために提出しておりません。

9点目、基金運用について、御指定の期間中の債券を含め、預金と債券による運用の伺いをして決裁を受けたものです。資金運用ですので、契約、支出命令はありません。

10点目、議員御指摘の自治法の定めが特定できませんが、町の決定した方針に基づきその運用をすることは、法の範囲内であると理解しております。

11点目、決算書に添付する財産に関する調書の様式は、地方自治法施行規則を確認したものかということですが、地方自治法施行令において、基準としなければならないとなっており、おおむね規則に従って作成しておりますが、同じ表を重複作成することとなり、一部簡略している部分もございます。

12点目の御質問には監査委員さんよりこの後お答えいただきます。

13点目、現金出納表の基金合計欄の差し引き残額欄の数字に間違いはありません。

次に、今後の対応についてですが、1点目、事故報告書と始末書については、提出の時点でそれらが完結したものであると認識しております。

2点目、効率的かつ適正に運用するために必要なルールでありますから、この間の御指摘も踏まえ、一部を改正しております。

3点目、鳥取県に倣って職員コンプライアンス行動指針を策定してはどうかということですが、大山町職員コンプライアンス行動指針として、「私たちの行動基準」を平成20年7月に策定しております。

4点目、監査体制充実のため、監査委員事務局に専任職員を配置してはどうかということですが、事務局は現状で十分に機能していると考えております。

まとめとしまして、昨年の秋以降、職員の不祥事、刑事事件と、そのことに対する大山町役場としての真相解明、再発防止の取り組みの不十分さと責任のとり方の曖昧さなどが明らかになってきていました。これらのことは、大山町役場の組織の風通しがよくなく、好きに物が言えない風土だったのではないかと考えております。そのことの改善によって、職員コンプライアンスの確立に改めて取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○代表監査委員（石黒 澄男君） 議長、監査委員。

○議長（杉谷 洋一君） 石黒澄男代表監査委員。

○代表監査委員（石黒 澄男君） コンプライアンスの確立、向上の取り組みについての質問のうち、12番の決算審査において銀行預金口座、証券会社の現金口座の残高と調書の金額を照合したかとの御質問につきまして、監査委員よりお答えいたします。

御指摘の銀行預金口座につきましては、毎月行っております例月現金出納検査にて調書との照合を行っておりますが、証券会社の現金口座につきましては、その存在も確認していませんので、行っておりません。

ただ、基金の残高につきましては、これも例月現金出納検査において、毎月末日現在の調書を確認しているところでございます。

したがって、決算審査としての特別の審査を行っているわけではないのが現状でございます。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） はい。ありがとうございます。

電磁的処理のための規定がきちんと作成されているということで、非常に安心をいたしました。できるならばホームページ等でその資料等も公開をしていただければと考えておりますので、御検討をお願いをしたいと思います。

基金管理簿につきましては、そういった形ではつくってないということでございますけれども、他の様式で同内容の管理をしているという内容でございましたけれども、そういったことであれば、条例なり規則なりを改正して、きちんと対応すべきではないかと私は思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

その次の運用決議書についても同じことが言えると思います。

債券の購入事務について、事務分掌上の権限と責任を明示されている職員はいないということでございますけれども、分掌表に載っておりますそれら債権の管理というのを総務課長に与えているのはどういった意味なのでございましょうか。説明をお願いをしたいと思います。管理というのは、それを維持し、よりよく発展、効率的によくするために行う行為というのを管理というふうに認識をしております。

それから、証券会社の口座開設は決裁が必要ないということでございますけれども、ちょっとこれも、あの、どうなのかなと思います。普通預金口座を開設するときには、当然身分証明みたいなものをつくって、それで本人確認をして、きちんと出すわけです。そして当然普通預金でも定期預金でも町長なり、あるいは会計責任者印を責任者として押して出すわけです。そういったことに対して決裁は必要ないと、こういうふうに言われるのは、ちょっと私としては納得ができないところですけども、その辺、どういう意味で決裁が必要ないのかという、その根拠がありましたら教えていただきたいと思えます。

調査依頼に関して提出してなかったというのは、その内容が合致しなかったということですので、改めてその状況を教えていただくための資料を提出いただければと思います。

そして、先ほどの質問の中で、購入した翌日に売却したということについては、まだお答えをいただいておりますので、その部分についてもお答えをいただければと思います。

自治法の定めにつきましては、先ほどお話ししたとおりでございます。会計管理者と、それから町長以下、そういう執行の部分とは、きちんと明確に分かれて、分けて、お互

いのチェック機能を果たすというのが自治法の本質であると思っております。そういった部分でこれは規則に定められた職務を超えているのではないかと質問をさせていただいたわけですが、再度その御答弁をいただきたいと思っております。

その趣旨にのっとったやっぱり何でも命令すれば仕事をさせていいんだということよりも、やっぱりその法にのっとった趣旨を体現して職務命令等もなすべきだと考えております。よろしく御答弁をお願いします。

決算に関する財産に関する調書の様式でございますけれども、これは、あの、ないものを削除しているということですが、ないものについてもこれは記載すべきであると思っております。なぜならば、要するにこれはあったのかなかったのか、調べてもなかったのか、あるいは全然調べなかったのかということと全然違うこととなりますので、これはぜひとも必要な部分については掲載をしていただいて、なければ該当なしということで1行書いていただければ済むはずですので、よろしくお願いをしたいと思います。

監査委員さんにつきましては、決算のときには、あの、残高証明書というものを残しておくべきだと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。月例のそういう検査で十分足りるんだということで御答弁をいただいたんですけども、ほかの団体の監査を私もちょっとさせていただくことがありまして、一々その辺の残高証明書でもって説明をいただいているということがございます。よろしくお願いをしたいと思います。

それから、13点目の現金出納表の合計残高の数字に間違いがないということでございますけれども、最終的な数字は、合計数字は確かに合っているんだろうと思っておりますけれども、内訳の現金、そして運用という欄がございまして、何のためにあるのかなど、現金は現金、そして普通預金でなしに、定期預金とか、そしてあるいは債券とかというものがきちんとわかるように、それを書くためにあるのではないかなと思ったものですから、そういうふうな質問をさせていただきました。その辺の御見解を伺いたしたいと思います。

事後報告書、始末書につきましては、当然出されたときにはそれなりの対応をされますし、この今回の件につきましては、既に前のことですので、それは完結しているということでございますけれども、質問の趣旨としては、今後どのように対応していくのかということでございますので、通常そういうものが出てきましたら、その内容を十分に吟味して、そして各担当者なり、その方に責任があるのかないのかということを確認して、本人さんにこれは大丈夫ですよ、あるいはこれだけの責任がありますよというふうにお知らせするのが通常ではないかと思っております。そういう意味で、そういったときのこれを通した、この辺の処分が下るんだよということまで含めて、行動指針、あるいはそういった中に示すべきではないかなという思いを込めて質問をさせていただいております。

運用方針につきましては、先ほど改訂版ということで、これは案でしょうか。案ですね。これはいただきましたけれども、この内容をまだしっかりよく読んでおりませんけ

れども、読む前の段階のことで指摘をさせていただきたいと思っております。

先ほど多くの問題を含んでいると申し上げましたけれども、主な点を、私の感じる主な点を上げさせていただきますと、まず、あの、資金運用に関する協議でございますけれども、資金運用の権限はあくまでも私は町長にあると思っております。したがって、その、どうするかという主宰を会計管理者が主宰すべきではないのではないかというふうに思っております。

それから、管理の権限及び責任につきましても、管理権限はあくまでも町長にあるのではないかということで、会計管理者につきましても、先ほど管理者の職務ということでお話をしましたけれども、あくまでも保管の責任を有するのみではないかと、したがって、その資金の管理権限を会計管理者に与えるということは、地方自治法と違反しているのではないかなというふうに感じております。

取引方法についてですけれども、有価証券の売買ということでございますので、先ほど申し上げましたとおり、財務会計規則にのっとって行わなければならないのではないかなというふうに考えております。この辺の御判断はいかがでしょうか。

運用方針について、一括運用する必要性、これを個々の基金について明確にしないまま実施するということは、各基金に関する条例について誤っているんじゃないかなと、条例の規則にのっとっていないのではないかなというふうに感じております。

そして、売却損失の処理方法でございますけれども、公会計で、公の会計でございますので、損失は損失、収益は収益として明確に処理すべきであると思っております。決算を紛らわしくさせるような、そういう処理をして、町民に納得していただけることはないと思っております。これらのことを踏まえて、資金管理及び運用に関する方針の廃止しない理由というのを教えていただければと思います。

行動指針については、平成20年に策定してあるということでございますけれども、この指針の運用について、どうなっているのかなということを教えていただきたいと思います。多分、この指針については、研修を、コンプライアンスに関する研修をしっかりとしなさいとか、それから、事例をしっかりと研修、検討して、再発防止に努めましょうとかというようなことが書いてあると思います。そのあたりの状況、そして適用について教えていただければと思います。

監査委員の体制の充実について、監査委員の今の体制で十分だという御答弁でございましたけれども、特別監査委員さんがおっしゃったことには、時間的な制約があって、なかなか、あの、最終的に追及することができなかったというふうな報告も一部見せていただきました。そういった意味では、あの、時間的な制約を外すためにも増員は必要ではないか、何らかの形で増員が必要ではないかというふうに感じております。

あと、町長のしっかりしたリーダーシップでこのコンプライアンスがしっかり守られていきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。たくさん質問がありましたので、わかるところだけ

で、あとはまた再度質問してください。

○町長（竹口 大紀君） はい。たくさん質問いただきましたが、全てお答えしていきたいと思います。

まず1つ目、要綱に関して、ホームページで公開してはどうかということですが、あの、法的に問題ないようでしたら、あの、公開も考えていきたいと思っておりますし、今まで、その、要綱で隠れていてわからない部分に関しましては、その、第37条の要綱という形で定めておりましたが、それがわかりにくいということで、今回は新しく第30条に原本性の確認ですとかをうたっております。細かいところも必要であるということであれば公開も考えていきたいなというふうに思っております。

それから、資金管理簿あるいは運用決議書の部分ですが、規則の改正をすべきということですが、確かに、その、運用と規則の改正がずれはありましたけれども、これ、今、不適切だなと思ひまして、私の就任以降に改正を行っております。

それから、分掌の明記に関して、債権の管理が総務課長になっているということですが、御指摘の趣旨としましては、債券、例えばその購入する側とそれをオーケーする側と、その、購入の事務とそれを許可する側の体制が同一人物になっているのがよくないんじゃないのかなというような意図かと思ひますけれども、確かにおっしゃるとおりで、そういったところは二重チェックになるように、運用の方針等も改正しておりますので、そのように運用していきたいと思っております。

そして決裁の必要がないというところの御指摘がありました。確かに決裁の必要がないような事務処理、あります。その重要度に応じて、どのところまでが決裁をするのかというのが、あの、違いますので、それによって決裁の必要がない事務処理というのはあるのかなというふうに思ひます。

それから、以前資料請求された際に提出がなかった部分に関しての改めての請求ということに関しては、請求をしていただければ、請求をいただいた資料は提出をしていきたいと思っております。

そして、購入の翌日に債券売却している理由ですが、これ、あの、直接確認をしておりますが、恐らく売却益が見込めないと売却はしていないのかなというふうに思ひますので、もし、あの、違っていて補足があれば、担当から説明をさせていただきます。

次に、自治法にのっとった仕事をしていかないといけないんじゃないかというところですが、あの、確かに、その、法律に完全に縛られて、全く、こう、いわゆるお役所仕事の事になるのがいいのか、あるいは、その、まあ、命令に従わずに仕事するのがいいのか、いろいろあるかと思ひますが、基本的には自治法を遵守しながら、それでもやはり仕事をする上でそういうことはおかしいんじゃないのかなというところであれば、法の範囲内で適正に仕事をしていくことは必要だと思っております。

それから、債券売却したものの掲載がないということでしたけれども、これも先ほどお答えしたとおりの調査依頼が保有する債券の把握状況ということでしたので、保有し

ておるものを出しておりました、売却したのに関しては掲載がありませんでした。これも追加の資料請求があれば提出をさせていただきたいと思います。

その次の質問は、合計額が合っているが、中身はというところだったんですけれども、あの、中身に関してどの部分が、あの、不十分なのか、御指摘があればお答えをしたいと思います。

次に、始末書の件ですけれども、始末書は基本的には、いろいろ検討した結果、始末書を出してくださいというふうになるのであって、始末書が出た時点でその処分は完了しているというふうに思っておりますし、そのほか職員さんに対してこのようなことをしたらこういう処分がされるよというのは、基準があるのかなというふうに思っております。

次に、資金管理運用方針に関して、改正前のをもとに話をさせていただきますがという門脇議員の御指摘だったんですけれども、門脇議員御指摘のとおり、やはり最終的な判断は町長がすべきではないのかなというふうに私も思っております、そのようになるように改正をしております。

次に、基金条例にのっとった債券運用になってないのではないかとこのところですがけれども、その、どの基金条例のどの部分が適合していないのか、あるいは条例の運用方針ではないところがあるのであれば、その部分を指摘していただきたいなというふうに思います。

次に、資金管理運用方針に関して廃止していない理由ですけれども、これもやはり資金管理運用方針をもとに職員さんは事務手続を進めていかないと、何にのっとって仕事を進めていかわかりにくい部分があると思います。職員さんが勝手に運用等をしない、あるいは勝手に資金管理を自分の判断でしないようにするためにもこういった方針が必要なのかなというふうに思っております。

次に、「私たちの行動指針」の運用に関しましてですけれども、これは毎朝、あの、朝礼でそれぞれ職員さんが読み上げたりして落とし込みを図っているところでありまして、御指摘のありました研修等に関しましては、この6月定例会以降にも予定をしております、コンプライアンスに関する研修を今後も続けていきたいと思っております。

それから、監査体制ですけれども、時間的制約があって不十分だったんじゃないかというような御指摘がありました。私も同じように思うところではあります。ただし、その時間的制約があって監査が不十分になるというのは、あくまでもその事務量というよりは、監査する側の監査委員さんの体制、現在でいうと、その、代表監査が1名、議会選出が1名という2名体制ですけれども、この体制が少な過ぎるというのであれば増員等も考えていきますし、そのように御提案いただけたらと思います。以上です。

○代表監査委員（石黒 澄男君） 議長、監査委員。

○議長（杉谷 洋一君） 石黒監査委員。代表委員。

○代表監査委員（石黒 澄男君） 先ほどの説明がちょっと、あの、不十分だったかと思

うので、もう1回説明させていただきます。

こういったですね、あの、収支日計表、これが町がつくっているものです。毎月ですね、あの、指定金融機関であります鳥取銀行の名和支店から、収支日計表という表題なんですけども、まあ、毎月末の残高証明になります。これをですね、あの、例えば5月末のこの照合につきましては、昨日の、ええと、6月21日に、あの、銀行の残高証明と町の収支日計表でやっておりますので、これをまた、あの、決算審査のときにですね、やるにしても、同じ資料で同じことをやるということになりますので、そこまで必要なのかなと思います。ただ、どうしても必要だということがありましたらですね、また協議させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（杉谷 洋一君） はい、門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） はい。丁寧に御答弁いただきまして、ありがとうございました。

先ほどの話の中で、いわゆる債券が商品であり、財務規則にのっとった売買をすべきではないかなというお話をさせていただいたんですけれども、それについては明確な御答弁がなかったように思いますので、いただきたいと思います。

それから、資金管理及び運用の方針、新しいものをざっとさっき見ましたけれども、先ほど私が質問した売買損益、損失の処理方法につきましては、以前と変わっていないようでございます。こういった紛らわしい会計処理をすることは、町民の皆様にとって本当に正しいのか、町長のお考えを伺いたいと思います。

それから、何だったかいな。初めてですので、緊張しておりますので、すぐうっかりしますけれども、とりあえず申し上げます。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。お答えします。

債券が商品なので、財務規則にのっとった運用が必要ではないかという御指摘ですけれども、あの、やはり債券運用や資金管理、あるいは基金の管理全般にしましても、あの、議員の皆様はもとより、住民の皆様に対して、あの、不安がないように、あの、明確な運用をしていく必要があるのかなというふうに思っております。あわせまして、その、紛らわしい会計処理があるということですが、その点に関しましても、特に、その、会計というのはわかりにくいものであると思いますので、よりわかりやすい方法で処理をさせていただいて、住民さんにも議員の皆さんにもより理解をいただけるような方法を示していきたいなというふうに思っております。以上です。

○議員（3番 門脇 輝明君） はい。

○議長（杉谷 洋一君） はい、門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） 先ほども重複した質問になるかとは思いますが、いわゆる契約、売買契約ということですね。契約につきましては、500万円以上は町

長の決裁が必要というふうに明確に規則に書いてございます。契約の範囲というのはそういう証券に、債券につきましては当てはまらないというふうにお考えなのでしょうか。私は全て入っているんじゃないかなと思っておりますけれども。

○議長（杉谷 洋一君） 質問ですか。

○議員（3番 門脇 輝明君） はい。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。お答えします。

売買契約に関して、500万以上はまあ町長の決裁が必要ということで、そのとおりだと思いますし、その、債券や、あるいは定期預金に関しても、その、金額がかなり大きいところではあります。ですので運用方針等を変えまして、私の、その、町長の目の届くような運用にしていきたいというふうに思っております。

○議員（3番 門脇 輝明君） はい。

○議長（杉谷 洋一君） はい、門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） いい方向に動いていただければと思いますし、町民の皆様もそういった形で透明性を高めて、よくわかるような経理にさせていただきたいというふうに思っていらっしゃると思いますので、議会ともどもしっかりそういった形で取り組んでいきたいと思います。

最後に、あの、研修等ですけれども、事例、あの、コンプライアンスの行動の規則に、事例集とか、こういったものはいけませんよとかというものをやっぱり上げていって、しっかり、あの、お互いに情報を共有しながら、こういったことはいけない、いいんだということを日々の事務の中でしっかり取り組んでいただければと思います。

ちょっと時間は余りますけども、私の質問は……。

○議長（杉谷 洋一君） 今、町長へ質問でしょう。

○議員（3番 門脇 輝明君） あ……。

○議長（杉谷 洋一君） じゃあ、町長、答弁をお願いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。お答えします。

事例なんかも載せて話し合いをしたらいんじゃないかということで、もうまさにそのとおりだなというふうに思います。既に、あの、定めております「私たちの行動基準」の中にも事例等も載せておりますし、また、あの、新しい事例等々も職員それぞれの中で共有して、コンプライアンスの遵守に努めるように頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議員（3番 門脇 輝明君） ありがとうございます。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（杉谷 洋一君） これで門脇輝明議員の一般質問を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） 次に、1番、森本貴之議員の一般質問、お願いします。

○議員（1番 森本 貴之君） 森本貴之です。よろしくお願いします。私も今回初めての一般質問となります。ちょっとお聞き苦しいところもあるかと思いますが、よろしくお願いします。

まず、通告に従って、2問質問させていただきます。

まず、1点目に、高麗の体育館の老朽化対策について質問いたします。

私の出身も高麗地区でありまして、地元の皆さんからもこの高麗体育館の老朽化が心配であるとの声を頻繁に耳にします。現在、町内外から数多くの利用者があり、にぎわいを感じる一方、施設の老朽化は否めません。

そこで、質問させていただきます。まず1点目に、施設の現在までの稼働年数と耐用年数をお聞きしたいと思います。

2点目に、施設の現在までの利用者数の推移をお聞きしたいと思います。利用者数の推移は、直近3年のところで構いませんので、よろしくお願いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 森本議員の御質問にお答えいたします。

高麗地区の代表でもありますし、若い世代の代表でもあるような森本議員ですので、一番最初に高麗体育館のことが気になったのかなというふうに思っております。

高麗体育館の老朽化対策は、2点の御質問をいただきました。

まず、施設の現在の稼働年数と耐用年数についてお答えをします。

高麗体育館は、旧高麗小学校の体育館として建設されたもので、建設から約63年が経過しております。体育館の躯体に対しての物理的耐用年数は、建物の状況により異なると言われておりますが、建設から63年を経た建物として、実質的に物理的耐用年数の限界に来ているものと考えております。

次に、施設の利用者数の推移ですが、平成26年度は延べ6,230人、平成27年度は延べ6,170人と60人減少しております。平成28年度は延べ4,858人となり、平成27年度に比べて1,312人の減少となっております。

以上と、以上で答弁とさせていただきます。

○議員（1番 森本 貴之君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） 森本議員。

○議員（1番 森本 貴之君） はい。建設されてから63年をたっているということで、非常に長い年月、地域コミュニティーを支えていっている施設であると思います。安全性の問題に関しましても、耐用年数を、まあ、あの、まあ躯体によってさまざまという答弁もありましたけども、耐用年数を過ぎれば、あの、構造体が倒れてしまうというわけではないと思いますが、やはり、あの、物の寿命をはかるときにはしっかりこういったところも目を向けていかなければならない部分ではないかなと感じております。

利用者に関しまして、利用者がこれだけの数ある中、やはり先ほど言ったように、利用中の安全も心配であります。これまで部分補修はされてきているとは思いますが、現状の体育館内は、天井に穴があいている箇所が数カ所あり、落下してくるのではないかなという危険も見て受け取れる箇所が現在あります。実際に過去には利用中に天井の一部が落ちてきたというお話も伺ったこともあります。そういった意味でも、部分補修というところ以外にも老朽化対策がされておりましたらお聞きしたいなということと、あと、またですね、高麗地区には指定緊急避難場所としてこうれいコミュニティセンターしか現在指定されておらないというふうに思いますけども、自然災害などのまあ有事のときに果たして避難住民の方をどれだけ受け入れられるのかなというところが不安でなりません。

本町のホームページのほうに、避難所というところで、項目があるんですけども、ちょっと読ませていただきます。

指定緊急避難場所、指定避難場所、福祉避難場所についてですが、東日本大震災では、避難場所の定義が明確ではなく、災害のおそれがある場合、その場の安全性にかかわらず、最寄りの避難所に避難して被災するということがあった。また、被災後、当面の避難生活を送る場所も避難所と呼ばれており、避難行動をとる際の安全確保の観点から、平成25年6月に災害対策基本法が一部改正され、避難場所と避難所を明確に区分することとされたというふうにホームページにも出ております。

そういった面から、やはり高麗体育館、先ほども答弁にありましたが、63年を経過した建物であります。ということは、多分恐らく旧耐震基準の建物になっていると思うんですけど、その辺の耐震性も見直し、部分補修だけでは行き届かない。外壁のクラック等もかなり入っているように思います。建てかえ等も視野に入れ、さらには若者とか、そういうスポーツだけが集える場所ではなくて、幅広い世代が安心して利用できるような体育館を避難所へ指定したりするなどのお考えはありませんでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。お答えをします。

まず、耐用年数の件ですけれども、あの、耐用年数はなかなか一概に言えないというのは、やはり、その、構造云々、使っている材料云々の話もありますし、その、これまでどういうふうに修繕や維持管理されてきたか、あるいは、その、長寿命化に向けて維持してきたかどうかなどによりまして変わってくるものと思ひまして、一概にどうかとは言えませんが、あの、まあ現場、現地を見ましても、あの、あるいは63年経過しているところを見ましても、耐用年数の限界に来ているような印象は受けております。

そして利用者の安全性の観点で、近年の修繕の状況ということですが、近年の修繕の状況、毎年のように修繕、さまざましております。もし必要であれば、資料請求

いただけたら、細かいところもお示しできるかなというふうに思いますが、これまでも修繕はされてきております。

それから、避難所の話がありましたけれども、やはり、その、地域の拠点になるようなところに避難所があるのも大切ですし、あの、避難所もですね、あの、行政の運営サイドからすると、たくさんあるとなかなか管理やそこに配置する人員等々、いろいろ考えるところはあると思いますけれども、あの、避難所が今現在適正なのかどうなのかも含めまして、今後検討していきたいと思いますので、ぜひとも地域の御意見等あれば、あの、お聞かせいただけたらと思います。以上です。

○議員（1番 森本 貴之君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、森本議員。

○議員（1番 森本 貴之君） はい。やはり耐用年数に関しましても、あの、なかなか一概には言えないのかなというところの答弁がございました。

ちょっと私が取り寄せた資料なんですけども、まあ年度は平成15年度なんですけども、ここの部分に耐用年数34年というふうにも書いてある資料をいただいているんですけども、このここに書いてある耐用年数34年というのはどういった意味の34年なのかお聞きしたいのと、先ほども、その、地域の拠点である高麗地区に避難所がないというのもやはり、あの、不安なところの一つでもありまして、やっぱり管理の方法とかもいろいろ考えられると思うんですが、部分補修に関して、その都度、あの、要望があれば出していただければということもありましたが、耐震という部分の見直しで、部分補修では追いつかないのではないかなという、まあ大きなところもありますので、部分補修に加えて、そういう建てかえの必要性も考えていただくお考えはないでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。お答えします。

耐用年数の件に関しまして、34年というふうになっているけど、これは何かということですけども、あの、耐用年数というのはまあいろいろありまして、先ほど話をしていたのは物理的な耐用年数で、体育館、鉄骨造ですので、34年というのは、法定耐用年数、減価償却資産等の考え方の上での耐用年数の34年かと思います。

それから、耐震は部分補修ではとてもだめじゃないかということで、確かに耐震を部分補修していく、あるいは耐震改修するというのはとても難しいのかなというふうに思っております。今までの行政の判断としましては、あの、建てかえはしないというようなことで動いてきているようですけども、なかなか、その、一般財源で行政が丸々100%出しての建てかえというのは当然厳しいとは思いますが、今、あの、いろいろとこの資金調達の方法であったり、あるいは、その、地元の人がどれだけ地元負担をしていただけるのか、そういうところも考慮しながら、あの、どういった方向性があるのかなというのは検討していきたいと思っておりますし、あの、廃止ありきで議論するつもりはあ

りません。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 森本議員。

○議員（1番 森本 貴之君） はい。今お聞きした内容で、まあこの耐用年数も、まあ減価償却の意味での耐用年数ということで、理解できました。地域のそういう要望によって、これから廃止ということが前提ではなくて、こういう地域の中で支えている施設がこれから修繕もしくは必要に応じて建てかえというところも、あの、視野に入れていただけないかなと思います。

利用者数の推移ですが、26年度、6,230人、27年度、6,170人と60人減少、28年度は延べ4,858人となっており、平成27年度に比べて1,312人の減少となっているというふうになってはいますが、やはり減少しつつあるのかなというふうに思います。この減少しているのもやっぱり、あの、原因がどこにあるかというのも難しいところではあると思うんですが、やはり施設を利用するに当たって、やっぱりそういう古いとか、天井に穴があいているなどかというふうなところで、ボールを扱うようなスポーツ、天井も割と低い体育館でもありますし、やっぱり、あの、利用中、伸び伸び利用できないというところも原因の一つになっているのではないかなと思います。

やはり、あの、そういった利用者と住民の意見、ここが反映された生きたまちづくりは、本町の発展には欠かせないものであると考えています。やはり楽しさ自給率の高い町、そして暮らしに安心を感じられるまちづくりを望んでおります。地域の地域コミュニティの中心を担う施設の老朽化対策が後手後手に回って、その代償が次世代へ残されないように、強く願っております。そういった意味でも、あの、地域の要望、利用者の要望、こういったところがどんどん取り上げられて、活性化していくことが地域の元気、町の元気につながるのではないかなと思っております。老朽化対策がいち早くよい形で実現しますように願っております。そういった形で、いい方向に、住民の要望等を聞き入れていただいて、行政のほうも前向きにその要望に応えていただけないかなという形で進んでいっていただきますようお願いいたします、1問目の質問を終わらせていただきます。

○議長（杉谷 洋一君） 済みません、森本議員。

○議員（1番 森本 貴之君） はい。

○議長（杉谷 洋一君） それは町長に対して、一言でも町長にコメントを求められた方がいいじゃないですか。

○議員（1番 森本 貴之君） わかりました。済みません。

そういった住民の意見を取り入れて、今後いい対策がしていただけるという理解でよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。町議会の一般質問はなかなか国会答弁と、国会の論戦と

違いまして、質問以外のことを言うと議長から指摘が入るのかなというふうに思っております。私も過去に何度か注意をされたことがあります。

利用数の減少に関しましては、あの、理由等は、あの、把握しておりませんし、担当課でもしかしたら把握をしておられるのかもしれないけれども、確かにおっしゃるとおり、天井が低くて、私もソフトバレー等をしますけれども、あの、なかなか競技に向かない部分もあるのかなというふうに思います。当然、その、近年の安全性の懸念ですとか、そういったところも重なって、もしかしたら利用者が減っているのかなというふうには思います。

老朽化対策に関しましては、こういう問題が出たときに、やはり建てかえるのかどうするのかというところは常に議論になるわけでありまして、大山町のほうも公共施設の管理計画を定めて、今後、延べ床面積も減らしていきながらというふうに進めていこうという計画があるんですが、その、そういう計画をつくっても、やはり高麗体育館のように地域の利用率がとても高い、稼働率が高いような施設というのは、なかなか廃止という方向にならないのかなというふうに思います。そういうときに、毎回毎回このどうするんだというような議論、あるいは財源どうするんだというふうに、あの、話をしていてもなかなか進まないの、もうちょっと計画的にですね、老朽化対策あるいは建てかえに向けた財源を計画的に基金等をつくって積み上げていく、そういったことも必要ではないのかなというふうに思っております。

地元要望も高麗体育館に関しては、あの、とても強いものがあると思いますし、あの、私も夜走ると、いつも高麗体育館、電気ついて、使っとんなるなというふうに思います。

で、行政と議会の議論も大事ですけれども、ここに地元の住民の人の意見も反映できるように、あの、今後の高麗体育館をどうするかというのを検討していけるようなことをしていきたいなというふうに思っております。

○議員（1番 森本 貴之君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、森本議員。

○議員（1番 森本 貴之君） はい。改めてですけども、そういったふうに、ああいう拠点となる場所の廃止として考えておらず、今後も建てかえ、修繕等、住民さんの意見を反映したよりよい形のものに進められていただけたらという御意見をお聞きできました。というわけで、私は高麗体育館の老朽化対策については以上になります。

続いて、2問目の質問に入らせていただきます。

2問目の質問は、大山町移住定住助成金についてお聞きしたいと思います。

本町で行われております大山町移住定住助成金の中で、住宅新築等推進助成についてお聞きしたいと思います。

この推進助成金についてですが、新築住宅に対して、町内外者とも40歳を境に助成金額が満額100万円から40歳を下回りますと50万円と半額になっていますが、そ

の40歳を境としている理由をお聞きしたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。森本議員の2つ目の質問にお答えをいたします。

大山町移住定住助成金の助成額が町内外者ともに40歳を境に金額が半額になっている理由はとの御質問にお答えします。

若者により多く定住してもらうため、40歳未満を若者と定義し、助成を手厚くした制度を昨年度から実施しております。この助成金のほか、若者定住空き家購入の支援や子育て世代移住定住空き家改修の支援も行っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議員（1番 森本 貴之君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、森本議員。

○議員（1番 森本 貴之君） はい。この理由に関しまして、若者により多く定住してもらうために40歳未満を若者と定義しておられるようです。この若者と定義しているのは、大山町として定義されているものでしょうか。お聞きします。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

40歳未満が若者という定義が大山町が定義しているのか、あるいは、その、法律で定義されているのか、あの、把握しておりません。しかしながら、その、40歳未満で区切る意味がどこにあるのかというのを考えたときに、この制度のあり方として、その、40歳未満が若者と定義するかどうかは置いといて、40歳でこの助成金の金額を変えるのはどうなのかというところをいま一度、あの、検証していきたいと思っておりますし、実際に、その、40歳以上で申請をしている人というのは、あの、数が少ない部分もあります。今後、より使いやすい、使っていただきやすい制度に、あの、していきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議員（1番 森本 貴之君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、森本議員。

○議員（1番 森本 貴之君） はい。40歳未満の若者というまあ定義というところなんですけども、まあちょっと定義とされているのかなというちょっと疑問もありますけども、実際40歳未満、40歳以上の方の申請が少ないという現状があるということでしたが、まあちょっと国土交通省のほうのですね、住宅市場動向調査というのがあります。これはいろいろ住宅に対してどういう世代がどういう行動をとっているかというのをまあ全国的に発表されたものなんですけども、その中で、新築住宅、まあ新築注文住宅なんですけども、これを建てている平均年齢は、全国平均なんですけども、直近5年を見ましても、40歳を下回った年はありません。

ちなみにですが、まあ住宅、まあ新築注文住宅、更地、土地購入をして新築住宅を建

てるといような施工方法の世帯主の年齢の全国平均が、平成24年、42歳、平成25年、41.6歳、平成26年度、41.6歳、平成27年度、40.6歳、平成28年度が最新だと思いますけども、40.9歳、若干40代前半ですけども、全国平均でこういった施工、新築住宅を注文、注文住宅を施工される世帯年齢の平均は40歳を下回っておらないようであります。

町内はもちろん、町外から移住定住者をより迎えるためには、やはりこういうところにも目を向けて、若者は40歳未満という定義がある中ですけども、40代までこういうような補助金、満額対象者を広げて、より魅力的な事業となるようなお考えはありませんでしょうか。

また、他県、他市町村でもこういった助成金、特にこの新築に対する助成金なんですけど、他町村も同じような、40歳を境にやっているところが多いようです。大山町としても移住定住者への同じような、ごめんなさい。他県、他町村と同じような内容での助成金活動では、移住定住者への思いが伝わりにくいのではないのでしょうかとも思います。

で、ええとですね、まあ移住者にもIターン、Uターン、Jターン、いろいろな移住方法があると思うんですけども、私、あの、熊本の震災後、特にインターネットとかなんですけども、Cターンという言葉を目にしたり、見かけるようになりました。これはある意味、この言葉が、映画が、ある映画がまあこの言葉が世に出回るきっかけになったと記憶していますけども、CターンのCは、チャイルド、子供、つまり安全に子育てできる環境を求めて移住するといった意味のようです。そういった視点からも、この補助金、金額の満額の対象者の間口を広げ、大山町の魅力を再発見してもらうきっかけにはならないでしょうか。

それとあわせて、この助成金事業のPRはどのようにされていますでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。お答えします。

新築集合住宅の注文者、注文者じゃないですね。世帯主の平均年齢が全国平均で40歳を下回った年がないということで、その対象、この平均が世帯主ということになりますので、じゃあ施主の年齢は平均で何歳になっているのかということも見ていかないといけないと思いますが、あの、住宅を建てる際に、お金を持っていらっしゃる方で一括で払われるという方も中にはあるんでしょうけれども、住宅ローンを利用されるというのが一般的かなと思います。住宅ローンも最長で35年ほどでしょうか。ですので返済年齢を考えましても、やはり40歳を超えての住宅新築というのは少なくなる傾向にあるのかなというふうに思いますが、あの、おっしゃられるとおり、より魅力ある制度にするために、この年齢制限は、あの、撤廃してもいいのかなというふうに思っておりますが、こういった影響があるのかも判断しながら、担当課が今後詳細を詰めて、必

要ないということであれば撤廃していききたいなというふうに思っております。

それから、今、Cターンという言葉が出まして、初めて聞いたわけですが、あの、同じような感覚がありまして、子育てのために移住される方というのは近年ふえているのかなというふうに思います。ですので大山町としましても子育て施策の充実、働く世代の経済的負担の軽減で移住者を呼び込もう、あるいは外に出ていく人を減らそうというような取り組みもしております。あわせて、この大山町の移住定住の助成金も魅力的なものにして促進していききたいなと思っております。

PRに関しましては、あの、私自身も不十分じゃないのかなというふうに思っております。この申請件数がですね、昨年度、平成28年度で全体で4件の申請というふうになっておりますが、さすがに、大山町、人口少ないですが、4件ということはないのかなというふうに思っております。実際、助成金の対象になりながらも、申請主義ですので、申請しないと当然助成金はいただけません。対象になっているのに助成金をもらわれてない方というのはまだあるように思いますので、PR不足なところはあろうかと思えます。細かい手法等に関しましては、あの、今必要であれば担当課から答えさせていただきます。

○企画情報課長（井上 龍君） 議長、企画情報課長。

○議長（杉谷 洋一君） 企画情報課長。

○企画情報課長（井上 龍君） 失礼します。PRの方法ですけど、あの、この移住定住助成金の事業ですけど、今年の5月1日に新たに、あの、できた事業でございます。で、その後、あの、家を建てるということになりますと、大体1年ぐらいかかりますので、大体4件ぐらいなのかなというふうには、あの、思っております。

PRの方法ですけど、広報、またホームページ、あと、あの、建設会社、あの、ええと、家を建てる建設会社等に周知して、PRをしております。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 森本議員、12時になりましたので、これ以降の質問につきましては、ここで休憩をとり、午後1時から再開しますので……（「やってもええんじゃないんか」と呼ぶ者あり）いやいや、だけど森本さん、まだ、森本議員は1時間とおられるから、まだまだたくさんあると違いますか。

○議員（1番 森本 貴之君） 今の流れに関して再度質問して、終わらせていただこうかなと思います。

○議長（杉谷 洋一君） じゃあちょっとで終わる。

○議員（1番 森本 貴之君） はい。

○議長（杉谷 洋一君） じゃあわかりました。

はい、じゃあ、森本議員。

○議員（1番 森本 貴之君） はい、議長。済みません。失礼します。先ほどもありましたように、まず、PR活動なんですけども、不十分ではないのかなと感じておられるということですけども、私、ちょっと気になりまして、移住定住助成金と打ち込んで、

ヤフーやグーグル、そういうインターネットを使って検索してみましたところ、本町の項目は3番目から4番目ぐらい、割とトップに近いところで検索にひっかかりましたので、まあ、今、インターネットでの情報発信力は非常に高いように感じております。

あと、あ、そうですね、住宅移住助成金のところで、40代の方が今後ローンを組む上で、まあそういう返済年数のところもありますけども、そういったいま一步を踏み出せないようなところにも踏み込んでいけるきっかけとして、こういう助成金が魅力的なものになればいいなと思っております。

こういった助成金事業が住みたい町、帰ってきたいと思える町として全国にアピールでき、移住定住の起爆剤となり、本町の人口減少に待ったをかけ、町の発展に活躍する事業になればいいなと思っております。

○議長（杉谷 洋一君） で、質問でしょう、今のは。

○議員（1番 森本 貴之君） そうです。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい、議長。お答えします。

PRとして、移住定住助成金とインターネットで検索したら4番目に出てくると、なかなか目立つところに出てきておるなというふうに思いますけれども、そのインターネットの検索に関しましては、現在、その、検索すると、その、位置情報も加味しながらの検索結果が反映されるということもありまして、恐らく大山町内あるいは大山町周辺で検索するとそうやって上位に出るのかなというふうに思いますが、県外で検索したときに大山町の情報というのはなかなかひっかからないのかなというふうに思います。そういったものをどういうふうにPRしていくかということも含めまして検討していきたいと思いますが、きょうこのように一般質問で取り上げていただきますと、あの、町内の方には広く周知されて、いい機会になるのかなというふうに思います。

確かに家を建てるというのは、何か物を買うのとは違いまして、さあ、建てようかどうかしようかとなったときに、あと一押しあるかないかで建てるかどうかが変わるような部分もあると思いますので、より魅力ある制度にして、新築をしていただくきっかけになるように努めていきたいと思っております。以上です。

○議員（1番 森本 貴之君） じゃあ以上で終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これで森本議員の一般質問を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） 午後は1時から再開します。休憩といたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

○議長（杉谷 洋一君） 午前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、池田幸恵議員。

○議員（2番 池田 幸恵君） はい。こんにちは。池田幸恵です。よろしくお願ひします。朝の二人に引き続いて、新人3人目の質問になりますが、よろしくお願ひいたします。

まず、私は2問質問させていただきたいと思ひます。

まず1つ目に、名和総合運動陸上競技場についてです。

答弁の前に、まず先日の西伯郡郡民体育大会、大山町優勝、おめでとうござひます。

大山町は、今、「まったなし 健康づくり！」をキャッチコピーに、食、運動、健康を3本柱に据え、町民総健康づくりを展開し、町政の重要なテーマとして取り組まれていることはすばらしいことだと思ひます。

町内には、1993年（平成5年）に全天候型陸上競技場としては、布勢陸上競技場に次いで県内2番目に名和総合運動公園陸上競技場が設立され、ウォーキングやスポ少の練習、陸上競技大会など、たくさんの住民の方々の健康づくりの場となっております。

また、鳥取県内の陸上競技大会、西伯郡民体育大会、名和マラソンフェスティバル、フェスタの開催など、町内外だけにはとどまらず、県内外からもたくさんの方々に利用され、地域の活性化にもつながっています。

この名和総合運動公園陸上競技場のグラウンドの現状は、経年劣化により走路表面がぼろぼろになり、走ると滑りやすくなって危ない状況にあります。8年前に一部改修した100メートル走路も既に劣化しており、全面的に改修しなければ、安全な大会運営も困難な状況にあります。また、来年ある陸上連盟の公認検定も受けることができない状況にあります。

県内の陸上競技大会は、主に布勢、倉吉、米子の3つの会場で開催されていますが、近年、大会数もふえ、日程調整なども難しい状況にあり、名和総合運動公園陸上競技場が改修されれば、幾つかの大会を名和総合運動陸上競技場に、また、陸上の合宿なども誘致でき、地域の活性化につながり、大山寺の宿や山香荘などの利用促進にもつながるのではないのでしょうか。

以上を踏まえて、以下の件についてお伺ひいたします。

1、名和総合運動公園陸上競技場合宿の誘致の現状について、2、名和総合運動公園陸上競技場の活用方法と整備方針について、3、陸上連盟の公認検定の更新についてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。池田議員からの御質問にお答えをします。

池田議員は、陸上の競技者でもありますし、あの、大山町の体育指導員等もされておられまして、この運動施設等に関しては思い入れがあるのかなというふうに思っております。

3点の御質問をいただきましたけれども、私のほうからは、1点目の名和総合運動公

園陸上競技場合宿の誘致の現状についてという質問にお答えします。

名和総合運動公園陸上競技場合宿の誘致は、観光局でパンフレットを作成しておりますし、指定管理者であります株式会社チュウブ様によりPRを行っていただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

○教育長（鷺見 寛幸君） はい、議長、教育長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、次に、鷺見寛幸教育長。

○教育長（鷺見 寛幸君） 池田議員からいただいた御質問の②と③につきましては、私のほうで答弁させていただきます。

2点目の名和総合運動公園陸上競技場の活用方法と整備方針についてお答えいたします。

現在、名和総合運動公園の陸上競技場は、指定管理委託により維持管理、運営がなされております。陸上競技場としては町内唯一の施設で、日本陸上競技連盟の公認を受けた施設として、西伯郡の陸上競技や各種の記録会などを初め、各種の陸上競技大会などの会場として利用されております。また、町内では、本町スポーツ少年団の陸上部や町内の中学校陸上部の部活動などで使用していただいております。

教育委員会としては、今後も重要かつ拠点的な社会体育施設として有効利用されることを期待しております。

整備の方針については、今後も社会体育施設として、現在の利用状況を維持し、継続して使用していただけるよう、財源確保に努めながら、整備をしまいたいと考えております。

3点目の陸上連盟の公認検定の更新についてお答えします。

名和総合運動公園陸上競技場は、公益社団法人の日本陸上競技連盟の第3種公認を受けております。公認は、平成30年5月31日をもって期間満了になります。公認の継続については、公認有効期間が満了する日の2から3カ月前までに更新手続を行って、満了日までに検定を受ける必要があります。どのような整備がよいのか、鳥取県陸上競技協会の意見も踏まえながら検討し、公認を継続できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉谷 洋一君） はい、池田議員。

○議員（2番 池田 幸恵君） はい。町長の1番に対する答弁についてお伺いしたいと思います。

今後、今の教育長さんのお話により、継続、整備の件、公認検定の件、理解いたしました。その後を踏まえてですね、今後、チュウブさん、観光、株式会社チュウブさんにお任せではなく、町としても1300年祭も踏まえ、ただいま名和陸上運動、名和総合運動公園陸上競技場の維持をお願いしたわけではありますが、町全体でほかにも実は遊

休施設ってございます。そこらと連携して行って、全体的に町内の運動施設、運動、陸上、陸上や野球等に使える施設も維持のほうを考えていただければと思います。町長のお考えをお聞かせください。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

体育施設の維持等についてということですが、まあおっしゃいますとおり、あの、大山町は合宿の誘致等々で、長期休暇等になりますと、合宿でかなりの経済効果が出ているのかなというふうに思います。

で、陸上競技場に関しましても、最初の御質問の中でありました、鳥取、倉吉、米子というところがあって、その中に大山町も陸上競技場があるということで、大山町は体育施設に関しては、ほかよりも恵まれたものを有しているのかなというふうに思います。こうしたものを、あの、一つずつ見ていくのも大事だと思いますが、それぞれの体育施設を連携させて合宿誘致に取り組んでいくことも必要だと思いますし、そういったPRが、ほかに任せるんじゃなくて、大山町もどんどんやるべきだということはおっしゃるとおりだと思いますので、そのようにしていきたいと思っております。

○議長（杉谷 洋一君） 池田議員。

○議員（2番 池田 幸恵君） はい。町長のお考え、理解いたしました。ぜひとも Chew 様にお任せではなく、途中経過等を聞き、それぞれの数値を理解した上で進めていただければと思います。

次に、2番目の緊急情報キット、別名に緊急医療情報キット、命のカプセル等と名前がありますが、緊急情報キットという命名でいきたいと思っております。について御質問させていただきます。

この緊急情報キットは、救急及び緊急時に迅速な支援が行えるよう、緊急連絡先やかかりつけ医など、情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管することで、万一の場合に備えることを目的とするものです。

使用方法としては、救急情報などの緊急情報などを緊急情報キット容器の中に入れて冷蔵庫に保管しておきます。冷蔵庫の普及率は91パー、98.1%と高く、電子レンジが96.1、テレビが96.9と、家庭内での普及率も高く、利用スタイルを想定すれば、複数台あることは想定しにくいと思います。次に、玄関のドアの内側や冷蔵庫のドアに緊急情報キットのあることを示すステッカーを張ります。緊急時には緊急情報キットを参考に、迅速かつ適切な救急活動を行います。

鳥取県内でも、えっと、防犯上の都合で町名は上げられませんが、8つの自治会及び、自治会で導入されております。大山町内でも既に地域自主組織が取り組まれている地域もありますが、救助する側の統一規格がなされた環境が整ってこそ迅速な救助が可能だと思われまます。

以下の件についてお伺いたします。

大山町の独居並びに高齢者世帯数は約2,000世帯ですが、救急事案発生時のスムーズな情報取得の必要性についてのお考えは、をお聞かせください。

次に、事故、急病が発生した場合の最初の10分をプラチナの10分と表現し、症状の悪化を防ぐ可能性や社会復帰率に大きく関与してきますが、このプラチナの10分についての認識は、認識をお聞かせください。

最後に、緊急情報キットの導入についてのお考えをお聞かせください。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。池田議員の2つ目の質問にお答えさせていただきます。

緊急情報キットについて、3点御質問いただいておりますので、まず1点目と2点目をあわせてお答えさせていただきます。

救命率は1分ごとに10%ずつ低下していき、心肺蘇生に関しては、最初の10分がプラチナの10分と呼ばれるほど命を救う大切な時間となっております。1分でも早く当事者の情報取得を行うことは非常に重要であり、このプラチナの10分に何を行うかが重要であると考えております。

3点目の緊急情報キットの導入はですが、必要であるというふうに考えております。社会状況などの変化によりまして、それぞれの個人情報把握しておくことが困難な状況になっており、特に独居の高齢者世帯で本人の意識がなく、病状等を説明できない状態の場合、救急活動に支障を来すということもあります。緊急連絡先や医療情報等が入った緊急情報キットで必要な情報を把握し、迅速な救急活動につなげていくという目的のために、導入方法などを早急に検討します。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉谷 洋一君） 池田議員。

○議員（2番 池田 幸恵君） はい。町長のお考え、プラチナの10分、緊急情報キットの導入方法の早急に検討、了解いたしました。

で、もちろんプラチナの10分、我々町民が何ができるかという、多分緊張して何もできないのがほとんどだと思います。で、やはりそこで文書化したものがある。そこに書いてあるものの順番によってすることによって行うこともプラチナの10分の一部だと考えられます。そのプラチナの10分、主として動かれるのはですね、やっぱり看護師さん、レスキューの、救命士の方、医師等々なんです、そこにいかに早く引き継ぐかということも大山町の、大山町側からもこういうふうな緊急情報キットを使って人命を守ることを町全体でやっていただいで、やはり、あの、救命士の方も来られたときに、この家はある、この家はないというふうなことはないように、今回は高齢者というので出させていただいたんですけれども、できれば町全体で取り組んでいただければと思います。町長、どうでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。近隣の町村の状況を見ましても、導入されているところがあります。最初の10分でやるのが大切というのは、あの、その、プラチナの10分という言葉じゃなくても、ある程度広く周知されつつあるのかなというふうに思っておりますし、実際、その場になってみると、なかなか一般住民の人がどこまでできるのかというような不安もあると思います。やはりさらには、その、緊急情報キットでその人の病状等を的確にわかった上で対処するというのも人命の救助に当たってはとても大切なことだと思いますので、早急に担当課のほうで緊急情報キットに関して検討して、予算化等を進めていきたいと思っております。

○議長（杉谷 洋一君） はい、池田議員。

○議員（2番 池田 幸恵君） 町長のお考え、理解いたしました。

早いんですけども、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（杉谷 洋一君） これで池田幸恵議員の一般質問を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） 次に、12番、吉原美智恵議員の一般、どうぞ。

○議員（12番 吉原美智恵君） はい。それでは、思いがけず早くなりましたが、質問をさせていただきます。竹口町長と初めて対峙いたしますが、よろしく願いいたします。12番の吉原です。

それでは、通告に従いまして、2問質問いたします。

1問目は、地域活性化につながる観光振興はということで、町長に質問いたします。

開山1300年の来年は、山陰観光の当たり年となり、本町のみならず、大山圏域全体で観光振興に生かすべく、各自治体が取り組みを加速している状況にあります。

観光は、裾野の広い産業であり、人が集まることで店舗開設が始まったり、食の部門では、6次産業の推進にもつながってくると思います。また、車や自転車が通ることで道路改良工事も生まれてくる。が、大山圏域の他の自治体でも集客に工夫を凝らしており、早急に課題を解決することが求められています。そして何よりも、大山町民の皆さんの理解と認識、熱い協力が必要であり、大切であると考えています。

これから地域活性化につながる観光振興をどのように進めていくのか、町長にお尋ねいたします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 吉原議員の地域活性化につながる観光振興はという質問にお答えをしたいと思います。

吉原議員から冒頭に、一般質問で初めて対峙することになるというふうに言われましたが、あの、こてんぱんに退治されないように、しっかりと説明をしていきたいと思っ

ております。

吉原議員御指摘のとおり、平成29年度から、伯耆国「大山開山1300年祭」のプレ・イヤーがスタートしまして、さまざまなイベントや事業が計画、実施され始めたところであり、他の自治体も集客を始めておられます。

大山町といたしましては、地域の魅力が再発見できるようなツアーメニューの開発、拡充に取り組むことが重要だと思っております。

また、町内への誘客の拡大といたしましては、米子駅と花回廊の直通バスの一部を大山まで延長していただくことや、米子駅と皆生温泉と大山の直通バスのモニターツアーの実施などを関係団体と検討してまいりたいと考えております。そして、いまだ伯耆国「大山開山1300年祭」への機運醸成が不足していますので、大山町内で官民協力した組織づくりをして盛り上げていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議員（12番 吉原美智恵君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） 吉原議員。

○議員（12番 吉原美智恵君） はい。ただいまの答弁ではですね、一番町民の皆さんの理解と認識、熱い協力に対するの対策が、あの、述べられてないなと思います。そのことをきちんと聞きたいと、どのようにして町民さんのこの1300年祭についての機運を醸成するのかというところがまだ答弁には不足しているかと思えます。

そしてまた、これまでですね、ずっと私も観光については議員になったときから大山町をどうして生かしていくのかと考えるときに、今の自然が、海から山まで自然があるということはすごく大切なことであって、世界にも誇るべき自然と歴史と文化がある町だというふうに考えておりました。で、ずっとこの、まあ、あの、今の答えで、モニターツアーの実施とか言われるんですけど、これはずっともう10年来言っております。ですので、メニューツアー、商品開発がもう、あの、竹口町長が議員になられておられたときもそういう話、覚えがあるかと思えますけれども、どうしてこうなかなか観光がですね、大山町の、いま一歩進んでないのか。その辺についてどう考えるのか。そしてまた、インバウンドについても、大山部門だと思いますが、そのことについてもお尋ねします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。お答えします。

町民の機運の醸成というところですけども、なかなかやっぱり機運醸成と一言で簡単に言いましても、機運を醸成するのは難しいというふうに思っておりますが、まず一つの手段としましては、広報の部分がまだまだ足りないかなというふうに思っております。例えば最近、のぼり旗、1300年祭ののぼり旗を町内の各施設に設置するようにしましたが、それまでのぼり旗もない。あるいは道の駅に行ってもそういった情報がない

い。1300年祭のグッズは結構あるのに町内では売っているところを目にしないとか、1300年祭のポロシャツができていのに町内で着ている人を見たことない。そういったこともあると思います。やっぱり目にする機会、耳にする機会があればあるほど、1300年祭に向けて、いよいよ1300年祭あるんだなというような気持ちが高まってくるというところもあると思います。

機運醸成のもう一つとしましては、広報ばかりじゃなくて、皆さんが主体的に思ってくださいることが大切かと思います。一部団体、特に商工会等におかれましては、1300年祭に向けたメニュー開発ですとか、あの、さまざまな取り組みを進められているところですけども、やはりまだ業界団体にとどまっているようなところもありますので、その先、さらに一人一人の住民さんに1300年祭にかかわっていただけるように取り組んでいきたいと思いますが、具体的な手法に関しては、今後、大山町内、職員の中でもそういう機運醸成を盛り上げるようなプロジェクトチームみたいなものをつくってこうと考えておりますし、そういうところでしっかりと意見を出し合って、機運の醸成につなげていきたいなというふうに思っております。

観光がいま一步というところで、メニュー開発、ツアー開発なんかはもう10年以上前から言われとるんじゃないかというふうに言っておられますが、まさにもうそのとおりだなというふうに思っております。ただ、その、ツアーの開発に関しましては、まだまだ、その、数も足りない、あるいは、その、とてもマイナーだけれども魅力があるようなポイントというのが大山町に数々あるというふうに思っておりますが、それをてんてばらばらで存在しているのではなくて、線につなげていくというのが観光の一つの魅力になろうかと思っております。

また、その、周辺の自治体との連携というのもまだ不十分な点があります。先ほどの答弁でも申しましたが、公共交通の面においても大山まで足を運んでいただくような機会が少ない、すごく機会をロスしているというところがありますので、公共交通の周辺自治体との連携も含めて検討していきたいと思っております。

そして、あの、インバウンドについてもお話がありましたが、大山の観光、大山寺周辺でもインバウンドへの対応というのはまだまだなところがあるかと思っております。インバウンドといいましても、英語だけをしゃべられる方ではないですし、日本語がわからない方というのがほとんどだと思います。いろんな言語に対応した観光地づくりというのもやっていかないと、これからのインバウンド対応というのはできないなと思っております。全体としては、DMOができて、インバウンド対応、集客の面では進んでいるかと思っておりますけれども、集客をした後にどうやって観光地を楽しんでいただくかというところがまだまだ不十分だと思いますので、そういうところも大山町として、あるいは観光協会、観光局、関連団体と協力しながら進めていきたいと思っております。以上です。

○議員（12番 吉原美智恵君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、吉原議員。

○議員（12番 吉原美智恵君） はい。ツアーメニューの開発がなかなか進んでないという事は認められておられますけれども、結局ですね、あの、観光局、今、出されました。観光局が出てきました。ですので、まあ、あの、商工課だけでやっているわけではなくて、逆に、今、補助金をたくさん出して、委託しているわけです。その辺のことがね、きちんとやはり、あの、どういうふうにタッチしていくのか、きちんと具体的なものができるまでね、そういうことも大事かと思えます。

で、以前に大山観光局の体制図をいただきまして、結局、ツアーデスク運營業務とか観光案内業務、大山エコトラックとかは株式会社さんどうに業務委託されております。今のさんどうの状況がどうなのかなと思っているところであります。さんどうのやはり背景、目的もやはり地方創生の機運とか、エコトラックとか、1300年祭、DMO、境港クルーズとか、そういうことが書いてあるんですね。そういうことをするラストチャンスだというふうに書いてあるんですけど、じゃあ今のさんどうの状況はどうなのかということも聞きたいと思えます。

それから、あの、町民さんの機運の醸成ですけれども、一つ、あの、町長に提案があります。開山1300年祭でこういうロゴができて、あの、すてきなカラーの模様ができています。これについて、何かTシャツができていますけれども、そこが問題で、私たち、前も、話が広がりますけれども、妻木晩田のTシャツを行政の皆さん、着ておられましたね。ポロシャツ。着ておられます、今も。で、なぜか、あの、行政の方だけ。私、これをですね、今回のTシャツにしてもらって、1,500円ぐらい、値段まで言っちゃあれですけれども、求めやすい値段にしてもらって、ロゴをつけたTシャツをもう町民全員、皆さんが着てもらう仕組み、それをつくられてはどうかと思うんです。これは、あの、観光局、お金いっぱいつぎ込んでいるので、町が補助金を使うとか、そういうことじゃなくて、あの、皆さんに喜んで買ってもらえるように、そういう醸成するということかな、があればいいなと思うんです。ですから議員ももちろん着ます。それが一番宣伝になるし、まあこういうTシャツを着ることで、いよいよもって、ああ、開山1300年だということの実感が湧くんじゃないかと思うんです。

ですので、それは、あの、これまでの、その、ポロシャツつくった関係と全然関係なしで、町内の中の商品、大山口駅前とか、皆さん駅前に、御来屋の駅前も中山も、たしか衣料品会社が残ってます。会社じゃなかった。衣料品店が残っています。ですので、あの、学校の制服みたいに取扱店を町内のお店にして、で、売ってもらうと。そうすると、せめて流通が活発になって、商店も活発になるんじゃないかと。そういう仕組みはまあ商工会がしてくださるのか。そうされると、子供のTシャツも売るとですね、保育園無償化になるわけですから、少しはTシャツ買う余裕もできるかなと思ったりもするんですけれども、そういうふうに町民さんも協力意識を持ってもらうというふうなことがあるといいなと。そうすると、観光を通じて商工のほうも少し発展するというふうにならないでしょうか。ちょっと今からは間に合わないかわかりませんが、まあ来年で

すので、そしてまた秋口にでもできれば、半袖の下に、細かいこと言いますが、Tシャツ長い着ればずっと着れますので、まだ、と思います。早い方がいいと思いますが、そういうことはどうでしょうか。商工会というのは、今、頑張ってます。確かに。メニューも開発されて、あの、大山でメニュー開発されましたけれども、商工会も今、頑張る機運ができてますので、その辺でどうでしょうか。全然違うの2つ質問しましたけど。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。お答えします。

観光局にいろいろな事業を委託していて、その中でツアーデスク等を株式会社さんどうに委託しているというところで、今のさんどうの状況はどうなのかという御質問でしたが、詳細に関しては、物すごい細かいところまではわかりませんが、これも感覚的ですけれども、現在、その、株式会社さんどうは、やはりマンパワー不足な面が否めないかなというふうに思っております。観光局全体に関してもそうかもしれませんが、ツアーデスクがありながらも、なかなかツアー商品の開発がとても活発になっていっているという状況ではありません。今の状況でできていなくてですね、これをやれやれと言ったって、なかなかできないところもあると思いますので、何でそれができてないのかをもうちょっと詳細を分析しまして、今後、そういう業務が滞りなく行われるように改善をしていきたいなというふうに思っております。

もう一つの大山開山1300年祭のロゴのポロシャツですけれども、今、実行委員会のほうがポロシャツをつくって、もう既にも買えるような状態にはなっております。しかしながら、なかなかそれを見る機会がありません。今、その、御提案いただきましたけれども、できれば、その、職員のほうも協力しながら、夏のクールビズの際のユニフォームでもないですけれども、制服というような形で1300年祭のポロシャツを着てPRをしていければいいなと、ほかの町でアロハシャツをクールビズの制服にしたりしているところもありますけれども、そういうことでPRにつなげていけたらいいと思いますし、その際にはぜひとも、あの、議会の皆様にも、吉原副議長、杉谷議長のリーダーシップで導入を進めていただければなというふうに思っております。

町内の町民全体がそういった1300年祭に関するポロシャツを着れるようにということですが、なかなか全員に配布するというのは単純に難しいかなというふうに思いますけれども、取扱店を決めて、その、1300年祭のポロシャツを販売していただくというのは可能ではないのかなというふうに思っておりますので、今後、あの、早急に担当課が開山1300年祭の実行委員会と連携とりまして、また、あの、観光商工課は商工会等の所管課でもありますので、そういったところと連携して、早急に町内の各お店でそういったものが買えるような状況をつくっていききたいなと思っております。以上です。

○議員（12番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、吉原議員。

○議員（12番 吉原美智恵君） はい。それでは、あの、そちらのほうは町長にお任せしますが、あと何が今問題かといいますと、結局、日本遺産も生かされて1300年祭に向かっていかねばと思うんですけれども、あの、教育委員会ではこういうものを一生懸命つくっておられます。パンフレット、この間いただきました。（資料の提示あり）境内とか、全部つくっておられます。これってどこで目にするかと思えますよね。結局、教育委員会はちゃんと仕事はしておられる。けれども、せっかく旧境内とか牛馬市とか、こういうパンフレットができて、なかなか町民さんの目に触れることがないというのが問題だと思うんです。これが生かされるためには、やはり観光にこの研究とか、せっかく日本遺産とられたり、国指定史跡とられたりしたものが生かされていないということが問題だと思うんです。ですので、これはまあ多分教育のほうではされるかと思うんですけれども、町民の皆さんにいかにかこれを、あの、自分のものとして見てもらえるかっていうことがちょっと課題かなと思います。多分、窓口に並べてあったり、どこかの観光案内所にばっと置いてあるだけだと思うんですけれどもね、そういうことが、あの、大事かなと思って、その、結局、教育委員会と観光商工課、前から言っているんですけど、やはり意思疎通をよくして、循環をよくして、お互いにこう大山町の観光を盛り上げていくという考え方がないといけないなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。お答えします。

パンフレットが目につれないというところがありまして、まあ確かに、その、パンフレット数等も多くてですね、大山町、いろいろな歴史、史跡等のものもありますし、確かに、その、教育委員会と観光商工課との連携というのもこれから強化して、観光につなげるとこはつなげていきたいと思えます。

パンフレットに関してはですね、例えば町民の人がパンフレットを見たから町内のそこにちょっと行ってみようとか、あの、魅力を再発見するというよりは、やはり、その、現地に行かれたときに説明の補足としてパンフレットがあると、よりその史跡ですとか、建物ですとか、そういうものに魅力を感じていただけるのかなと。あわせてそれが町外の人への発信にもつながるのかなというふうに思っております。

どういうふうにしたら一番効果的なのかも含めまして、観光課の、観光課と教育委員会の連携も強化しながら進めていきたいと思っております。

○議員（12番 吉原美智恵君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、吉原議員。

○議員（12番 吉原美智恵君） なかなか大変だと思うんですけれども、もう、あの、来年に迫っていますし、実効ある施策を望みたいと思っています。大山町民自体も、町民の皆さん自体も大山町のことをよく知らなかったりするので、そのことが言いたくて、結局、大山町の中での観光ルートというものができて、案外大山町民さんも、皆さん

メさんがおられるとか、あのオオクニヌシノミコトの娘の神社、一宮さんとかということがあって、よく言いました。退休寺もすごく立派です。名和神社も立派です。退休寺なんかは道路ができるのに、えっ、観光はどうなっているかなと思うところであります。バスが来るような道路を、ね、もう今かかっておられますけれども、先に道路がついたはええけども、観光客が来る仕組みができてないのはというのもすごくそれは問題だなと思うので、早急に観光局と知恵を合わせて、実際に観光ルートができればいいかと思えますので、期待したいと思えます。

それと、あと一つ、大山寺のコンセプトですけれども、地蔵さんがお祭りしてあって、生きとし生けるものを救うという地蔵さん振興ですけれども、そうなりますと、大山寺へ上がるときに、今、一番案外大山寺に上がってみたいと思われるのは、町民さんの中ですよ、足がお悪い方、膝が悪くなって上げれなくなった方とか、あと中高年の方で昔登ったけど今は登れないとか、そういう人もあるかもわかりません。で、そういう町民さんの願いは多分全国的にもそういう人がおられると思う。ですので、その、大山寺まで上がる何か手だてというか、バリアフリーというか、そういうことも考えていかれたらと思うんです。その辺で、ほかにない観光地が少しできるかと思うんですけれども、ですので、まあ、もう今さらあれですけども、ベルトコンベヤーでもありませんが、障害のある方を運ぶ手だて、または道路が横についてますので、そこで行ける手だて、またはかごとか、人力車とか、学生さんのアルバイトで夏の間、あの、かごを用意するとか、たしか急な階段上るあそこの四国ですね、今ちょっとど忘れしましたけれども、かごがありますよね、あの、乗せていける。そういうことも、あの、仕組みをつくっていくと、そうすると、大山がまた注目されて、障害者の方に優しい観光地であるというふうになっていくと思うんです。そういうアイデア、多分、町長はいいアイデアだと思ったら、多分どんどん取り入れられると思うんですけども、最後、それをお伺いしたいと思えます。2点。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。地元の盛り上がりということで、唐王神社、唐王集落の方は、あの、おっしゃるとおり、大変盛り上がっておられて、私が行ったときも唐王集落の方、たくさん来られてて、毎年、ことし10回目ということでしたけれども、毎年、唐王の集落はこれを手伝っておるんだというふうにおっしゃられてました。しかしながら、大山町民の方でもそういうイベントがあるの自体を知らない方もおられると思えますし、その唐王神社がどういった神社かというのも、あの、御存じない方もまだまだ多いのかなというふうに思っております。ですので、その、町外への発信も含めて、町内への発信も力を入れてやっていきたいと思っております。

行政が、まあ、あの、観光ルートがしっかり定まってないのに、あの、道路がという話もありましたけれども、あの、そこら辺もしっかり担当課の連携を図っていきたいなというふうに思えます。

それから、中高年の方、あるいは、その、歩くのがちょっと大変になったような方が大山寺に行きたいというようなものに対して、いろいろと吉原議員のほうからもアイデアが出ましたが、何か、その、施設をつくったり、ベルトコンベヤーとかおっしゃられましたけれども、あの、施設をつくったりですとか、大がかりなものになりますと、なかなか難しいのかなと、国立公園内でもありますし、難しいのかなというふうに思いますが、中にありました学生のボランティア、バイトなんかで、その、かごで上がるというのはなかなかおもしろいのかなというふうに思いましたが、実現性があるかどうかはまた、その、担当課のほうと協議したいと思います。以上です。

○議員（12番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、吉原議員。

○議員（12番 吉原美智恵君） はい。次に移ります。

では、次、2問目は、教育長にお尋ねいたします。

郷土に誇りを持ち、郷土を愛する人を育てる教育はということで、我が町、大山町は、恵まれた自然環境と多くの歴史的な自然を有しており、昨年は大山が日本遺産に認定されたところであります。

郷土に誇りを持ち、郷土を愛する人を育てることは、日本遺産の有効な活用方法にもなり、住民の皆さんや子供たちの自信と誇りを醸成することにもなると思います。これからどのように啓発、普及に取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

○教育長（鷲見 寛幸君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、鷲見寛幸教育長。

○教育長（鷲見 寛幸君） 吉原議員から御質問いただきました、郷土に誇りを持ち、郷土を愛する人を育てる教育とはという質問にお答えいたします。

初めに、日本遺産についてですが、大山開山1300年祭の機運の盛り上げの一環として、大山町が中心になって、米子、伯耆、江府の1市3町で取り組んだもので、当初から認定後には観光部局で活用を進めていくことになっており、現在も活用そのものは観光商工課が所管しておりますことを申し述べさせていただきます。

その上で、日本遺産の活用、普及を含めて、郷土への誇り、郷土愛を育む教育の展開ということについてお答えいたします。

日本遺産は地域の魅力を発信していく観光ツールとしての位置づけが濃く、競争を勝ち抜いて認定されるためには、地域の歴史や文化の中で全国にまれな点などを新たな切り口で紹介する必要があります。そのため、1市3町では、大山山麓が地藏信仰と牛馬信仰で有名なところであり、その信仰を背景として、日本最大の牛馬市があったという全国的にもまれな歴史を持っていること、また、信仰や牛馬市があって、西日本規模で人々が一度は訪れたいと思うほど名をはせた地域であったこと、そして広い範囲から人々が行き交うことに伴って、さまざまな生活文化が生まれた地域であったことなどを中心にストーリーを組み立てました。

日本遺産の直接的な周知や普及については、住民の皆様、特に大人には広報だいせんの「まちのたから」で日本遺産の紹介にシリーズで努めております。

社会教育の場では、公民館主催の大山学講座の今年度の取り組みとして、特に大山開山1300年祭や日本遺産をテーマに開催しているところであり、各種団体などから大山の歴史や日本遺産について何か話をしてほしいという御要望をいただいた折には、職員の方で積極的に対応させていただくなど、その周知に努めているところです。

学校では、特に日本遺産の認定を受けたことを特筆すべきこととして、早速に運動会の組体操などに取り入れていただいた学校もあります。

先ほど申し上げたように、日本遺産自体は、ふるさとの誇りである大山の歴史や魅力の一部に光を当てたものですので、特に日本遺産のみにこだわることはせず、もっと広い視野で、大山を初めとする地域の資源や歴史について、それらが今の自分たちとどのようにつながっているのかなどを社会科や総合的な学習の時間、遠足などの学校行事などを通して学ぶことにより、地域の歴史や資源を誇りに思い、それらがたくさんあるこの地域を愛することにつながるよう、つながる学びになるよう取り組みを充実していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議員（12番 吉原美智恵君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、吉原議員。

○議員（12番 吉原美智恵君） はい。確かに、あの、日本遺産についてはですね、私も何年前に1回やっております。教育委員会にも質問いたしております。そのときの答えがですね、あの、本町で作成した小・中学校に配布しております地域教材「私たちの大山町」で中学校分が28年度、小学校分を29年度にそれぞれ改訂いたしますと書いてありましたので、その、28年度の地域教材について、どのように改訂されたのか、まずそれを伺いたいと思います。

○議長（杉谷 洋一君） 鷲見教育長。

○教育次長（佐藤 康隆君） 議長、教育次長。

○議長（杉谷 洋一君） 次長、佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤 康隆君） 今、「私たちの大山町」についての御質問だったと思いますが、日本遺産については、平成29年3月に発行した中学生版で取り上げておりますので、またぜひ見ていただくといいと思います。

○議員（12番 吉原美智恵君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） 吉原議員。

○議員（12番 吉原美智恵君） わかりました。見たらよろしいかという発言でございました。多分回答を全部話されたら大変なんだろうと思いましたが、総合的な学習の時間というのがちょっと減ってきますので、その辺で大変かなと思うんですが。そして、今の答えの中で、答弁の中で、組み体操に取り入れられたところがあったと言わ

れました。私も、ちょうど中山中学校へ行きまして拝見させていただきました。すばらしかったですし、ああ、こうして中学生が発信することで、逆に見に来られた大人の方も再発見するんだなと思って感心いたしたところですけども、それもいろいろと学校差がありますので、押しなべて子供から熱が入って町民さんに広がっていくといいなと思うところですので、その辺で、ある程度学校の独自性を持たせながら大山町の歴史、また日本遺産になったことについての授業の取り組み方についてはどのように把握されているのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（鷺見 寛幸君） 議長、教育長。

○議長（杉谷 洋一君） 鷺見教育長。

○教育長（鷺見 寛幸君） 先ほどの学校での学習についてのお答えをします。

先ほど総合的な学習の時間で扱っているということを言いましたが、そのほかにも生活科ですとか理科、また社会科、学校行事の中で学ぶ機会があります。例えば学校行事であれば、遠足に大山古道を歩くコースを設けている学校もあります。大山小学校では、坊領道を歩いて大山のほうに向かいます。また、名和小学校では、遠足の中で全校遠足で御来屋コースというコースと庄内コースというコースを設けて、交互にその地域の自然、歴史を学びながら遠足をする、七、八キロを全校遠足するというような取り組みを行っておられます。

このように授業の中には限らずに、学校行事の中で取り組んでいくというような取り組みもあります。以上です。

○議員（12番 吉原美智恵君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） 吉原議員。

○議員（12番 吉原美智恵君） 子供たちについては教育長も熱心ですので、また学校のほうにも取り組んでいただけるものかと思えますけれども。あと社会のほうですけども、社会教育のほうで公民館でプログラムされてて、確かに私が前に日本遺産をどう生かしていくのかというところで、公民館でやはり大山の価値を再確認するようなプログラムを企画するって書いてあったんです、前回の答弁に。私も参加したことがありますけれども、日本遺産の大山寺での歩くコースで僧兵コースとか、鷺見教育長と歩いたりしましたけれども、参加人数がやっぱり限られますよね。ですので、興味がある人はさらに興味を持ちますけれども、本当に日本遺産を自分のこととして大山町民さんがみんな盛り上げるところが、公民館もあと一歩頑張ってもらいたいところなんですけれども。その辺で、これはずっといただいて各戸配布にしてありますけれども、ちゃんととって、たまに見る家庭が何件あるかなと思ったりもしますんですけども、その辺で特別講座を設けても、なかなか集まらないと言われるかわかりませんが、各公民館で同じような講座を日にちを変えてするとか、あと一歩、せっかく日本遺産を教育委員会が頑張ってもらえたんですけども、生かす方法はないかなと思うんですけども、何かお考えはないでしょうか。

○教育長（鷺見 寛幸君） 議長、教育長。

○議長（杉谷 洋一君） 鷺見教育長。

○教育長（鷺見 寛幸君） 先ほど吉原議員から御質問のあった社会教育における日本遺産のPR方法ということですが、やはり社会教育の学びの拠点としての公民館の活動を活発にしていきたいと思っております。現在のところでは、ことしは大山学講座というところで日本遺産、また大山開山1300年祭を取り上げているところではありますが、そのほかにも社会教育といいますか、地域の活動として、そういった部分に広がっていけばなというふうに思います。まちづくりの組織がそういうテーマで取り組むとか、そういった地域全体で盛り上げていく機運が醸成していけばいいかなというふうに思っております。

○議員（12番 吉原美智恵君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） 吉原議員。

○議員（12番 吉原美智恵君） どうしてもこれからの話になりますので、できればという話になるんですけども、本当に結局地域活性化につながるということで、町民さんの醸成をということをよく言うんですけども、理解のある人と、先ほど言いますように興味がない人と差があって、ですので、せっかく地域自主組織もできております。その中の行事で、地域自主組織は立ち上がっているところは本当に一生懸命やって、イベントもやっていますけれども、ボランティアでいろんな活動をしたりしていますし、その中で歴史講座なんて、それはないんですよ、なかなかできないし。ある程度皆さんが集まる場所で月に1回とか今やってるんですね、やってるところは。お年寄りもですし、ちっちゃい子供も集まったということ、喫茶何とかというをやり始めているところがあるんです、1カ月に1回ですけども。そういうときに押しかけてきていただいて大山学をすとか、そういうこともちょっと積極性も要るかなと。

多分すごく公民館の方は忙しいんですけども、ただ、はざままで忙しくないときもあるかもわかりませんが、行事が大体終わってとか。無理がない程度か、または社会教育課の何か歴史に詳しい方でしょうか、社会教育の中でボランティアで歴史をやっておられる講師がおられますよね、その方とかで、大変でしょうけど、やっぱり何か動いていかないと、やはりこれまでどおりずっと同じことをやっても盛り上がらんかなと思ってる場所なんですけども、そういうところでちょっと働きかけはどうかと。

今まちづくりで立ち上がってないところも、こういうことをやりますよと集まってもらって、少しずつそういうお互いに機運を高めていく。できていないところは、まちづくりの話なんて恐縮ですけども、そういう集会を開くだけで人が集まるだけで違ってくるんですし、何でもそう、健康問題もそうなんですけども、やはりたまには行政のほう自主組織に出かけてもらう。私たちも語る会は出かけていくようにせないけんと思ってる場所なんですけども、そういうところはどうかと。

○教育長（鷺見 寛幸君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 鷺見教育長。

○教育長（鷺見 寛幸君） 私も、個人的にはまちづくり大山のほうに参加させていただいておまして、できる範囲で協力体制をとっております。まちづくり大山では、坊領道マップ、大山古道のマップを県の補助金をいただいて、つくって全戸配布、またこの秋には坊領道ウォークを計画しているというような状況で、こっちの行政のほうからの働きかけだけではなしに、地域住民一人一人がここを盛り上げていこうやというような機運ができるような声かけですとか、仕組みですとか、そういうことをこちらからもアピールしていければなというふうに思っております。

○議員（12番 吉原美智恵君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） 吉原議員。

○議員（12番 吉原美智恵君） わかりました。

最後にもう一回というのは、まちづくり大山のほうはやはり地元であったり、坊領道があったりした活発なのはわかっています。ですので、ある程度旧名和とか旧中山とかの町民の皆さんも1300年どげんなっとうだいやという声も聞いたりします。何か自分たちも気にはなってるんですね。何かと思いつながら、なかなか機会がないし、意見を述べる機会もなかったりしますので、それはどちらということかわかりませんが、やはりそういう会合にたまには出かけられて、やっぱり知るということがまず一番大事で、どういうものか知ってからこそ次の行動ができるわけですので、日本遺産もちゃんと読まれる方もおられれば、ああ、なったんだなと思ってしまっていますので、知って、次、町民として何ができるかということを考えられるかと思うので、知るお手伝いというか、そういうことを公民館か社会教育の立場で頑張っていたいただきたいと思いますが、最後にお聞きして終わります。

○教育長（鷺見 寛幸君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 鷺見教育長。

○教育長（鷺見 寛幸君） 吉原議員には貴重な御意見ありがとうございました。やはり一番地域の拠点としての公民館を管轄する教育委員会としましては、各地区にある公民館を地域の社会教育の拠点として、住民啓発の一番の発信のもととして、それぞれの公民館が発信していく必要があるというふうに思っております。

教育委員会でも、教育委員会職員一人一人がこの日本遺産、また大山開山について勉強しないといけないんじゃないかということで、教育委員会としても全職員が学ぶ機会を設けております。まずは職員一人一人みずから学ぶと。そして、それを地域に発信していくというような取り組みをやってまいりたいと思っておりますので、今後も御支援、御鞭撻をお願いいたします。ありがとうございました。

○議員（12番 吉原美智恵君） 終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これで吉原美智恵議員の質問を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） ここで休憩いたします。再開は2時15分再開します。

午後2時05分休憩

午後2時15分再開

○議長（杉谷 洋一君） 次に、15番、西山富三郎議員。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長、15番。

今回は1点質問いたします。これからは毎回1点に絞って、執行部と議会が切磋琢磨、勉強していきたいなということで、大体1点ずつ質問したいと思います。

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）制定と今後の課題についてであります。

1つ、2015年4月16日、人権課題解決に向けた和歌山県集会・人権フォーラムにおいて、二階俊博自民党総務会長は、「結婚問題、就職問題等において、現にこうした問題で苦しんでおられる方も現にこの国に存在するならば、もう済んだとは、終わったとは、そんな無責任な言葉で私は解決できる問題ではないと思っている。実効性のある法制の制定を求めていく」、稲田朋美自民党政調会長は、「私は、インターネットにおける部落差別は放置できない。個別法で解決していくのが我が党の考え方」と挨拶をしています。

いろいろな経過を経て、自民党、公明党、民進党の共同提案により、部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）が2016年12月の9日、参議院本会議で賛成220票、反対14票で可決成立。2016年12月16日に公布、施行されました。

参議院本会議での二階自民党幹事長の代表質問と総理大臣の答弁をお伝えします。

二階敏博幹事長、「さきの国会で成立した部落差別解消法は、長年の悲願であり、ここに改めて御賛同いただいた議員各位に深く感謝申し上げます。部落差別解消推進にかける総理の意気込みをお尋ねしておきたいと思っております」。安倍内閣総理大臣、「部落差別に向けた意気込みについてお尋ねがありました。部落差別のない社会を実現することは重要な課題であります。政府としても、これまで教育、啓発活動など、さまざまな施策を講じてきたところでありますが、さきの国会で成立した部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、今後とも差別の解消に向けて、しっかりと対処してまいりたいと考えています」。この質問、答弁に学び、法律を尊重し、生かし、関係者と一緒に差別の解消に取り組む意気込みをお尋ねいたします。

2点目、部落差別解消法の意義をどう捉えていますか。

3点目、部落差別解消法成立を踏まえた課題と取り組みをお尋ねいたします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 西山議員から部落差別の解消の推進に関する法律制定と今後の課題について3点の御質問をいただきました。1つ目につきましては私のほうで答弁さ

せていただきまして、2番目、3番目につきましては教育長よりお答えさせていただきます。

何分人権問題に詳しい西山議員、有識者でありますので、いろいろと至らないところがあれば御指導いただきたいというふうに思っております。

まず、1点目の部落差別解消法の制定に伴い、法律を尊重し、生かし、関係者と一緒に差別の解消に取り組む意気込みはということについてです。

この法は、国が部落差別の存在を認め、国として解消しなければいけない課題であることを明確に示しました。

本町では、これまで同和問題を初めとするあらゆる人権問題について学習の機会を設け、啓発を進めてきました。部落差別解消法の制定は、本町がこれまでに推進してきた取り組みを後押しするものとなったと捉えております。

町としては、今後も部落差別を初めとするあらゆる差別の解消に向けて、町職員を初め地域、学校での教育や啓発の取り組みを一層進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○教育長（鷺見 寛幸君） 議長、教育長。

○議長（杉谷 洋一君） 鷺見教育長。

○教育長（鷺見 寛幸君） 西山議員からいただいた2点目と3点目についてお答えいたします。

まず、2点目の部落差別解消法の意義をどう捉えているかということについてです。

部落差別解消法は、部落差別の文言を初めて盛り込んだ法律であり、部落差別の解消を国の責務として明確化したことなど、その意義は大きいものと捉えており、とりわけ次の3点が意義深いものと考えております。

1点目は、部落差別の存在を公式に認め、部落差別の問題の解決を初めて法律で明記したこと。2点目は、部落差別の解消のための施策実施を国及び地方公共団体の責務としたこと。3点目は、差別解消の施策として相談体制の充実、部落差別の問題に関する教育、啓発の実施、実態調査の実施を明記したことです。これらが明確にされたことが部落差別解消法の大きな意義として捉えております。

3点目の部落差別解消法を踏まえた課題と取り組みを尋ねるについてです。

部落差別解消法に基づき、取り組みを進めていく上で課題としては次の5点が上げられると思います。

1つ目は法律の周知徹底、2つ目は部落差別の実態に係る調査の具体化、3つ目は相談体制の充実、4つ目は教育、啓発の基本方針、計画の策定と体制づくり、5つ目は教育、啓発の推進です。

以上の課題についてどう取り組んでいくかについてですが、まず法律の周知徹底については、町職員を初め地域や学校であらゆる機会を通じて、その周知、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、実態調査の具体化についてですが、これは国が実施する実態調査に積極的に協力し、その状況を踏まえて、県と連携しながら取り組みを進めてまいりたいと考えます。

相談体制の充実については、町として部落差別の問題を初めとする相談に的確に応ずるため、町職員を初め関係者、協力者の研修を深めながら体制づくりをしてまいりたいと考えております。

教育、啓発の基本方針、計画の策定と体制づくりでは、部落差別解消法を初め、近年制定された障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法などを踏まえ、町としての同和問題を初め、あらゆる人権問題の解決に向けた基本方針と基本計画の策定を行ってまいりたいと考えております。

そして、町並びに町人権・同和教育推進協議会がさらに連携を深めて、教育、啓発に一層取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 西山議員。

○議員（15番 西山富三郎君） 答弁はこのとおりでいいと思います。これから先は、国や県や町内がみんなそろって一緒にやっていきたいと思います。これで一通りは了解しますけれども、少しずつ具体的な話を確認し合っていきたいと思います。

町長、人の値打ちは生き方で決まると思います。人の値打ちは生き方だと思います。金や地位や名誉じゃないです。人の生き方で決まると思います。そのためには現場を知らなければなりません。私はよく言いますが、現場には立法事実があると言うんですね。それは、部落差別の現実現場に学びなさいということです。あなたにも同級生がおるでしょうし、友達もおるでしょうし、職場の友達もいるでしょう、いろいろな友達があるんです。その人たちと心を割ったお話し合いをすることが大事だと思いますよ。

一例を申し上げますと、先般、中部のある町で私どもの同僚議員が亡くなりました。町長が弔辞に立ちました。こういう弔事の一節がありましたよ。部落差別解消推進法があなたが命がけでかけた法律が制定されました。水平社宣言の心を心として、私もあなたとつき合ってきましたというふうなくだりがありましたわ。あれすごい町長だなということですが。ですから、生き方、竹口町長さんは信頼を受けて町長になったんです。あなたの生き方こそが町民のリーダーシップにならなきゃならないのですよ。したがって、あなたは、35年の人生の中で、どのような形で部落問題に当たってきましたか。ちょっとそのことを教えてください。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

人の値打ちは、その生き方だということで、おっしゃるとおりだなというふうに思います。35年の人生の中で、どのように部落差別だとか人権問題に当たってきたかとい

うところでありますけれども、私自身初めてそのことを知ったのは、小学校高学年のときに学校の教育の中で初めて知りました。それから教育がよかったんだというふうに思いますけれども、やはり私の中には余り差別意識というのがなく今日まで育ってきておりますけれども、教育である程度、人権意識というのは変わってくるんだというふうに思っております。

部落差別等の一部ではもう時代に合っていない、もうなくなってるんじゃないかというようなことも言われるわけですがけれども、実際に私の知り合い、知人の中でも現に部落差別等で結婚等で困っておられる、困っているというか、非常に悩んでいるというような話も直接聞いたりしますので、今後も手法はどうか、部落差別の解消等には努めていかないといけないのかなというふうに思っております。以上です。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 西山議員。

○議員（15番 西山富三郎君） 部落差別、あらゆる差別をなくすのは、国民にとって権利であり義務なんです。権利であり義務です。地方自治体の責務が出てますね。あれは権利であり義務ですということなんです。そこで、わかりやすい言いますと、例えば障害の方の名前を借りて言いましょ。障害者の方がこういうことを言ったんですね。障害を持っているけど弱者でない。前向きの方が巧者だと。後ろを向いているものが弱者だと言われたんです。この部落解放推進法ができたのも、障害者差別推進法ができた。ヘイトスピーチ法ができた、あれもセットになって進んだんですね。

それで、町長も、この中の仲間ですよ。鳥取県には部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会というのがあるんですね。24も25も団体があります。真っ先が鳥取県で、代表者は知事ですよ。それから、教育委員会で教育長が名前を出してますね。それから、鳥取県議会の議長を名前を出してます。鳥取市市議会議長会の名前も出しています。鳥取県町村議長会の会長も名前を出してるんですね。鳥取県市町村教育委員会研究協議会の代表も名前を出しています。鳥取県子ども家庭育み協会の代表も出しています。鳥取県国公立幼稚園・こども園も名前を出しています。鳥取県小学校校長会もメンバーです。鳥取県中学校の校長会もメンバーです。

鳥取県高等学校校長会、それから鳥取県私立中学校・私立高等学校の校長会、それから鳥取県PTA協議会、鳥取県高等学校PTA連絡協議会、それから鳥取県人権教育推進協議会、鳥取県仏教連合会、鳥取県公民館連合会、鳥取県連合青年団、鳥取県連合婦人会、鳥取県社会福祉協議会、鳥取県教頭会議、一般社団法人鳥取県経営者協会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会、鳥取県農業協同組合、こういうものがメンバーですわ。

したがって、私大山町役場で皆さんに大きな声で叫んでるのじゃないですよ。鳥取県全体が取り組んでおるということですから、自信を持って、あなたもこの会のメンバーです。それで、この法律ができたときに、どれだけの団体が署名と運動を起こしたか

といいますと、皆さん、いいですか。245団体、鳥取県で、2万8,000人からの署名が法務省や総務省、国に上がってできたんですよ。こういう皆さんが取り組んでいるということを御認識していただけますか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

とてもたくさんの方と、たくさんの方の皆さんのお力で、こういった法律等ができてきているというのは承知しております。あらゆる差別の解消は、権利であり義務であるというふうにおっしゃいました。やはり差別されるというのは、その人においては一部権利を失っているような状態であるというふうに思いますので、そういった状態を解消するのは我々の義務であるというふうに思っております。以上です。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 西山議員。

○議員（15番 西山富三郎君） 私たちは胸を張って、あそこの村に生まれましたよと、こう言いたいわけです。ところが、そこの生まれたところを表現しますと、それが生きていくことで妨害になることがいっぱいあるんですね。したがって、同和教育の視点、社会教育の視点は、水平社の視点も、胸張って、ふるさとを名乗らせたいというのが念願ですし、基本方針です。いや、村の人は態度が悪いとか言葉が悪いとか云々と言ってますけれども、それは間違いですね。大正11年3月の3日に、既に私たちはこうやって生きるという水平社宣言をうたってるんです。それで、それは小学校の6年生ぐらいで教えるんですね。これ教育長、水平社宣言の捉え方はどういう捉え方ですか。どのように子供たちに教えていますか。

○教育長（鷺見 寛幸君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） 鷺見教育長。

○教育長（鷺見 寛幸君） 先ほど議員から質問のありました水平社宣言の学習についてですが、小学校6年生では、人権学習の中の人を人として大切に学習するというのを2学期から3学期に向けて行います。これは、1年生のときからずっと発達段階に応じて学習してきた人権学習の集大成の学習であります。この中で、水平社宣言、部落差別を解消しようとしてきた多くの人々の努力を水平社運動を中心に学習し、そして差別に負けず、団結して立ち上がった人々のすばらしさに気づくという狙いのもとに行われております。

この中で、水平社宣言の中で言われている「人の世に熱あれ、人間に光あれ」という言葉があります。この熱というのを情熱、エネルギー、また熱意というふうに捉え、人間として向上していこう、チャレンジしていこう、自分からどんどん行動しようというような一歩を踏み出していき、部落差別解消に向けて一歩を踏み出そうという力をみんなが持とうという教育です。そして、「光あれ」の光の部分は、人は一人ずつみんなに

光があると、人間そのものが輝いている。この一人一人を尊敬するというような思いを子供たちに持たせたいと。そのことで全ての人々が差別というものから解放される世の中にしたいという気持ちをお子たちが持って、全ての人々にとって差別がなく、明るい、温かい世の中にしたいというような狙いで、小学校6年生の人を人として大切に学習の中では行われております。

また、中学校でも、中学校の社会の歴史学習が一通り終わった中で、水平社宣言の学習を行います。そして、社会の中で人権教育を行って、中学生は中学生なりの発達段階で、もっと広く世の中を見据え、全世界から人権問題を解消していこうという気持ちを一人一人が持って行動する力を養うというような教育を行っております。以上です。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 西山議員。

○議員（15番 西山富三郎君） そのとおりです。いい子供たちを育てるように頑張ってください。

私は、村の人にはこう言っとるわけですよ。皆さん方は子供に、教育長は子供に教える。私は村で、いろいろな大会で、まず団結せよということをおうんです。団結せよということは、ひきょう者になるなということですよ。私は、村の人にひきょう者になるなということですよ。例えばそれは、差別事件があったときでも黙ってこらえてしまうというのは、それは美徳ですか、徳目ですか。そうじゃない。それは間違ってる言いなさい。こういう気持ちを持ちなさい、こう言ってますね。

それから2つ目には、村に生まれたことを、生活の知恵をいただく場所なんだと。生きる力をいただく場所なんだと。自信を持って村に生まれたことを誇りに思いなさいと言ってますね。それから3つ目には、我々が解放の主体者だと、我々こそが解放の主役になるんだよと、こう言ってます。それから4点目には、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」、教育長がおっしゃったとおりですね。これは全世界に向かって叫ぶことだと。日本の国の同和問題だけじゃないよと。世界に向かって叫ぶ水平社宣言だと。こういう考え方で村の人たちは生きなきゃならないと、こう言ってきておりますね。ですから、そういう熱と光があったからこそ、皆さん方の協力も得て法律ができたという認識ですよ。

そこで、言いたいのは、役場の職員の皆さん、あなた方は、税務課だとか何課で、あれは窓口は人権推進課である、これじゃいけんわけですよ。これはいけん。みんなが一体となって勉強せなかんですよ。私はこういうことを言っとるですよ。何ぼ頭がよくても、自分の課ばかりのことしか知らん人はいけん。現場を知らんもんはいけん。そういうものをペーパー職員とのおうんです。先日、片山元知事がお話しされました。そのとおりですよ。霞ヶ関なんていうのはペーパーの職場ですよ。地方自治体は末端自治体じゃないですよ。先端自治体ですよ。自治体があつて国がある。こういうことですよからね。町長、教育長、職員の研修会は開かれましたか。どうですか、どのような形で職員の法律の学習を開かれますか。

○教育長（鷺見 寛幸君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 鷺見教育長。

○教育長（鷺見 寛幸君） 西山議員の言われるとおり、行政職員は、そういった相談体制の窓口にとどの職員もなり得るといふふうに思います。そのためには、一人一人が正しい人権感覚も持つことが大切だといふふうに思います。窓口で対応したときに、やっぱり1人では解決できないことが多いと思うので、それを組織として解決できるように情報を共有しながら、関係機関と相談し、解決に向かっていくというようなネットワークというものが重要だと思っております。

大山町として職員の研修の中で上げております、全庁として行っております、みんなの人権セミナーですとか、それから人権・同和教育推進者育成講座、これはPTA、また企業や職域で行っております。また、人権・同和教育研究大会への参加、また人権・同和教育問題小地域懇談会に参加し、職員研修を深め、窓口業務として、みんなが行動、対応できるような組織づくりを行ってまいりたいといふふうに考えております。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 西山議員。

○議員（15番 西山富三郎君） 職員の皆さん、人権教育、自治体というのは非人間的な部分を正すところですよ。皆さん方は、非人間的なところを正すという認識を持って、それには部落差別の現実をよく知ることなんですよ。教育長、答えていただけますか。部落差別の本質というのは何ですか。

○教育長（鷺見 寛幸君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 鷺見教育長。

○教育長（鷺見 寛幸君） 部落差別の本質ということではありますが、やはり先ほど子供たちが学んでいるのは、人を人として大切に学習をしているといふふうに言いました。これは、全ての差別の本質に共通することであり、今、西山議員が言われております一人一人を大切に、そして人を尊敬するというような気持ちが大切だと思います。そういう気持ちが欠如しているということが部落差別を引き起こしている本質であるといふふうに考えます。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 西山議員。

○議員（15番 西山富三郎君） そのとおりですね。そういう社会をつくらなきゃなりませんけれども、具体的には同対審の答申には、市民的権利が不完全にしか保障されていないと書いてあります。同和地区に生まれた者は、市民的権利が不完全にしか保障されていないと言ってる。不完全と言ってるんです。覚えておきなさいよ。1つは何か。居住の移転の自由を阻害される。あんた方は、そこに生まれたら、そこからなるべくよそに移ったらいかんよ、住むところの自由が奪われたんですね。土地問題、居住の移転の自由。それから、今、教育長がおっしゃった教育の機会均等の自由が奪われた。それから

結婚の自由は言ったですかね、職業選択の自由が奪われた。そういう4つが市民的権利、これが差別として残っているんですね。

この差別として残っているのをどこが発見したかというところ、京都市が昭和26年にオールロマンスというエロ雑誌が、変な雑誌が部落の状況をありさまに書いてる。べらべら書き並べたんです。京都の仲間たちが市に乗り込んで、あんた方は差別をしているんじゃないですかと市長に尋ねたら、いや、差別してませんわと言うから、それでは、こちらの質問に答えてくださいということで、大学に行っている人が少ないところ、大きな会社に勤めてるところが少ないところ、不良住宅があるところ、職業が不安定なところ、こういうことを部落の現実を質問したら、全部同和地区にだけ丸が重なったわけです。これこそが差別の現実だよと聞いて、各市町村が目覚めたということがあるわけです。それは市民的権利が不完全にしか保障されていないということがそういう事実としてございます。

したがって、町長、実態調査は今、法務省に我々が要求しております。法務省が今つくろうとしています。それで、法務省と県と市町村でつくります。実態がわからなかったら、何言っとうですわい、今何が差別がああだいたいというようなことですから、まず実態を知るということを皆さん方、市民的権利が4つありますから、市民的権利が不十分にしか保障されていないということ覚えておいてください。時間がないので先に行きますけども。

それから、今、我々が県とお話しているのは、学校教育課長、あれは何だったのかな、住民生活課が扱ってる身元調査があるんです。身元調査をするのを我々が県に今話ししてるのは、村の人だけじゃなくて全町民に不法にその人たちの身元調査をすれば、全町民にあなたが知らないうちに身元調査をされましたという制度に変えようかと言ってるわけですね。そういうふうに、我々が本当に一生懸命で、我々のことだけじゃないです。先ほど教育長がおっしゃったように、全ての人々の基本的人権が尊重されるように運動しているということもつけ加えておきます。

そこで、生きた知恵、生きた知恵をみんな持ってくださいということ言ってるわけなんです。生きた知恵、本ばかり読んどったっていけませんよ、生きた知恵。それには、私が言っております、足で歩け、汗をかき、涙を流す職員であり議員であり行政マンでなければならないかと思ってるわけですよ。そういうことを職員の皆さんはきちんと背骨を、びんと背骨を立てて、背筋を立てて行動してください。

それでは、もうそろそろ、きょうは皆さんが早くしまいましたので、早くしまおうと思いますので、あとは教育長を中心にお話ししていこうと思いますが、やっぱり今でも寝た子を起こすなということがありますわ。それ教育委員会としてはどういうふうに教えておられますか。

それから、社会教育というのは、私は大人を養成する、大人が学ぶ場所だと思っておるわけですね。そこには学習と実験が必要です。それで、ここが大事だと思うんですよ。

人間をクローズアップするところだと思います。社会教育というのは、人間を大きくするところだと思うんですよ。大きく取り上げる。したがって、ここにいる執行部の皆さんも我々議員も、一人一人が光ってるわけですから、原則的には。これが人権の思想です。人権の思想というのは、自然のまま、そのまま光る存在でなきゃならんわけですね。ですから、皆さん方も一人一人がたいまつですよ。俺は知らんけえ、人権に任せておけないですよ。役場の管理者たる者は責任があります。一人一人がたいまつだと、そんな考えなんです。

私は、最近、こういう言葉を使ってるですよ。議会には議会文化というのがある。皆さんには議会文化はない。我々議員にはある。町民に選ばれて、あの人の話を聞き、海のことは海の人に聞く、山のことは山の人に、農業のことは農業の人に、こういうあらゆる、門脇さんのように事務で大きくなった人、あらゆるところで大きくなった人、皆さん方が持っていない体験を持っておるわけですね。その文化を持って議場に立つから、議員は強いんです。しかし、それは私だけのことを考えているような議員はいけませんよ。二元代表制で、執行機関と議会が緊張感を持つ。緊張感を持つということは、なれ合いになったらいかんということです。

それから、小地域懇談会もしっかりやってください。ちょっと私の耳に入ってるのは、小地区懇談会で、おい、役場の職員、おまえら何しに来ただと、怠けえなって、来んでも（聞き取り不明）というようなことを言ったという話が入ってきました。今度そういうことがあったら、私は問題にしようと思ってますよ。差別を見抜く力が大事なんです。差別を見抜く力が大事なんです。そのために、社会教育の一環として小地域懇談会があるわけですね。小地域懇談会の取り組みはどうですか。

○教育長（鷺見 寛幸君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） 鷺見教育長。

○教育長（鷺見 寛幸君） 先ほど初めに西山議員からお話のありました寝た子を起こすなということについて、どう考えるかということですが、初めに、話がありましたように、部落差別解消法が法律として制定されたということは、今でもいろいろなところに部落差別があるということがあるために、こういった法律ができたわけでありまして。最近では、インターネットの普及の時代によって、見えないところでいろいろな差別が全国、また世界に出回っているというような状況です。ですので、そっとしておいてなくなるものだというふうには全く思いません。そっとしておくということは、見えなくするということかもしれませんが、それは現実に見えないだけで、奥底にはずっと残っているものがたくさんあるんじゃないかと思うんです。

同和問題学習することによって、そういった潜在的に潜んでいるものをかき出して、これを現実にあらわにして、これを解決していくにはどうしたらいいのかということをして国民全体で考えていって実践していくということが大事だというふうに思います。ですので、寝た子を起こすのではなく、そういった現実をしっかりと捉えて、一人一人が差

別解消に向けて取り組んでいくという取り組みが必要だなというふうに思います。

次に、小地域懇談会の取り組みについてですが、これは本当に行政職員だけではなく、学校の教職員、また地域の方々、いろんな方々が取り組んでいるものでありまして、ほとんど全集落で行われておるものです。この取り組みは、本当に県内はもとより県外にも先進的事例として紹介されるほどの取り組みです。このことを行うことで、一人一人の皆さんの人権意識というものを目の当たりに直接聞くことができますし、やっぱり地域に出かけて行って一人一人の方と語り合うということで、部落差別解消に向けて、また人権問題解消に向けて取り組んでいける懇談会だというふうに思っておりますので、またいろいろ問題点もありましたら、それをまた参考にして、よりよいものにつなげていくようにというふうに考えております。

○議員（15番 西山富三郎君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 西山議員。

○議員（15番 西山富三郎君） 大山町は人権セミナーというのをやっておるんですね。

本当に中央からも立派な講師に来ていただいて、本当にいい勉強になりますよ。今、教育長がおっしゃったのは、ピーカーの底に沈殿した泥を取り除くといった川口さんの考え方と一緒にですね。わかりました。

それで、皆さん方にわかりやすく申し上げますと、差別というものは見ただけでわかるというレベルというのがあるんですね、1つは。これは賤称語、差別落書き、結婚差別、就職差別と、これらが見ただけでわかるレベルですね。注意深く見るとわかる。立地条件だとかね、仕切り学級、私が講師で回ったところ、小学校や中学校の先生に語意数が少ないですよと言ったら、そんなことがあるだろうかと言って、私は、教室は差別だらけだよと、あんた方は過程を知らんからと、こう言ったことがありましたが。語意数の問題等がありますね。それで、やっぱり立地条件ですよ。例えば私は庄内の生まれですけど、庄内は農村平野ですわ。田んぼを5反、6反持つとると楽に食えたという時代があったんですね。で、うちの田、地区は、農村でありながら農村の姿をしてないわけです。田んぼが平均2反ぐらいですわ。田んぼ2反のものとね、田んぼを5反も6反も1町も持っているのとは生活の格が違いますよ。そういうスタートとして放り出された陸の孤島だったということです。

私たちが子供のころ、小学校から帰るとき、子供たちが話すんですね。うちの村とよその村とはどう違うんだかということを話すとね、こういう話したんですよ。木が少ない。例えば下のほうには大きな大木がありますが、うちなんかは土地を狭められてますから、木を植えるスペースなんかなかったですね。そんな生い立ちがあるんですよ。それから、うちの村の人がですね、今は御来屋の漁業組合の仲間に入って素潜りしてますわ。何で御来屋の海から3キロも4キロも先の生まれた子、者が海に入らなきゃなんですか。入る権限はなかったんですよ。鉄道より上の人は入ったらいけんという規則があったんですけども、誰かが生活の知恵で、あんた方は田んぼも少ないそうだから

海に入りなさらんか、入りなさらんかという言葉をいただいて、黙って入っておったのが今の海の姿なんです。あれは差別の姿なんですよ。あれは差別の結果としての姿です。それで、漁業組合の人が、西山さん、あんた方の部落から入ってもらったら、漁業組合員の人が生活ができんようになるけえ、やめてごしないということだったんですね。そこで、町も中に入り、県も中に入り、生活をしなきゃならんかということで、できた姿がうちの村の人が海に入ってる姿なんですよ。そういう背景があるんですよ。

それでね、小学校の子供たちがこんなすごい、名和小学校ですけども、卒業するときに、皆さん方がメッセージを言いますね。海に入っている孫さんですが、父が命がけで働いて僕たちを育ててくれました。親の姿に学びたいと、こういった生き方をしてる人がいるんですよ。差別から立ち上がって立派に生きた、親の背中を見た子供たちが育ってるわけです。そういうことを皆さんね、知っといてくださいよ。そういうことが、現場を知らないと生きた知恵にならないということを私は言ってるわけですね。

で、80年生きてきました。もうすぐ82年になります。そんな中で、私は差別と戦ってきました。母親の姿を生きてきました、母親の姿を見てきました。日本一の母親だと思っています。賢い母親でした。黙って、富三郎、悪いことしたらいかんぞ、悪いことだけはするなよ。おまえは子供のころから何か義賊になるような、義民になるような気性をしとったなとって、その言葉を背なに受けながら、背なに受けながら生きとるわけですよ。そういう町長や役場の職員や議員に負けないと。だから、先生方はすごいと思うんですよ。そういう子供たちが育ってるということでね、差別の中から命がけでお父さんが働いて、海で稼いできていただいて食わさせていただいてると。その姿を見てるということを卒業式のときに言うんですよ。これが部落差別の現実。現場には立法事実があるというのが私の先輩から学んだことですね。運動から学んだことで、ということですので、きょうは早く終わって、あの、いきたいと思いますが。

町長、教育長、こういうまちづくりをしてください。人づくりしてください。まず差別を見つける。差別を語る。それがつながらんかんわけですね。つながらんかんわけです。生まれてきた大山町じゃないですか。皆さん、大山町の主要な立場に立っておりますが、本当に大山町を誇って、大山町に生まれてよかった。人間は人間として尊敬し合うもんだと、このようなですね、この差別解放、解消法ができたことを契機として、契機として、部落差別を初め、あらゆる差別をなくしていこうではありませんか。町長、あなたは本当に立派に町長になってもらわんと困るわけですね。あなたは、反対した人も、投票したもん、しなかった人も、民主主義、あなたが町長でいるということは、民主主義正当性。しかし、あなた一人でできるというふうに思ったらいけませんよ。やっぱり議会と相談したり住民と相談したり、みんなと相談して、民主主義正当性があるわけです。我々も民主主義正当性があるわけだ。だから、二元代表制で切磋琢磨をして、いい町をつくる責任があるわけですね。ひとつ人づくりとか、人間づくりとか、本当に選ばれた、選ばれた者として安心、自信、自由をつくるまちづくり、安心、自信、

自由をつくるまちづくり、通告はしてなかったですけども、町長になった所感、教育長になった所感を人権の視点でちょっと御披露くださいませ。それで終わりたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

西山議員に今御指導いただきました歴史、経過等を踏まえまして、あらゆる差別が解消できるような地域、そして人を人として大切にするような文化が醸成されるようなまちづくりを進めていきたいと思っております。以上です。

○教育長（鷺見 寛幸君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 鷺見教育長。

○教育長（鷺見 寛幸君） 私は、大山町町民一人一人が生き生きと生活し、生き生きと学び続ける大山町でありたいというふうに思っております。そのためには、先ほど西山議員が言われたように、一人一人の尊厳を大切にし、人を尊敬し合う、そういった人、人との間でないとなされないというふうに思います。そういった大山町をつくるよう、教育の面で推進していきたいというふうに思っております。本日はありがとうございました。

○議員（15番 西山富三郎君） 終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これで西山富三郎議員の質問を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） ここで休憩いたします。再開は3時15分再開とします。

午後3時05分休憩

午後3時15分再開

○議長（杉谷 洋一君） 再開いたします。

8番、大森正治議員。

○議員（8番 大森 正治君） 日本共産党の大森正治です。大分お疲れかと思いますが、でも若い町長さんですので、また爽やかな答弁が期待できると思っています。私はきょう3問、ただしていきたいと思っております。順次、1問目からいきたいと思っております。

まず、1問目ですけども、新町長の町政運営を問うということで、ずっと朝からこれに類する質問が続いておりますけども、ダブる部分もあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

この4月の町長選挙で町民の審判によりまして竹口町長が誕生しました。町長選挙前にNPO法人大山王国との委託契約に関する問題、そして住宅リフォーム助成の精算金に関する問題、この2つの不正事件が明るみになりました。これにどう対処するのが町長選挙の争点の一つであったと思っております。それだけに、これを踏まえた今後の町行政

のあり方っていうものが問われているのではないかというふうに思います。

なぜなら、2つの事件とも直接かかわった幹部職員の責任は大きいわけですが、と同時に、この事件が起きた要因として、これまでの町行政の問題点が指摘されるからではないかというふうに考えております。この2つの不正事件を教訓としまして、今後の町行政をどう刷新していくのか、これを明確にしていくことが重要であると考えます。それによって町民の皆さんは行政を信頼し、行政は町民の期待に応えた運営をすることができるからではないかというふうに思います。

そのために、新町長は、これから町政をどのように運営していく考えなのか。選挙時に竹口町長が掲げられた公約の実現に向けての姿勢とともに、以下の点について伺います。

1つ目、昨年度発覚した2つの不正事件について、どう認識され、どのように対処していく考えでしょうか。

2つ目、どのような基本理念のもとに町政を運営していく方針でしょうか。

3点目、その基本理念のもとに、どのような施策を重点に実行していく方針でしょうか。以上、お願いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。大森議員から3点の御質問をいただきました。

疲れているんじゃないかというような御配慮もいただきましたけれども、初めての一般質問の答弁で非常に気が張っておりますので、疲れを感じておりません。この後どっと疲れが出ないか心配をしておりますが、爽やかかどうかは置いときまして、疲れがないような答弁をしたいと思っております。

まず1点目、昨年度発覚した2つの不正事件について、どう認識し、どのように対処していく考えかについてお答えをします。

議会の調査特別委員会報告にもありますように、委託側と受託側を一人二役で業務を行っていたこと、同一職員が10年以上も同様な部署に所属し、かつ検査を行う立場であったことが2つの不正事件を生んだ大きな要因と考えております。また、おかしいことをおかしいと言えない、言っても取り合ってもらえない職場風土があったのではないかと思います。

対処としましては、商工会の案件につきましては刑事事件として告発しているところであり、NPO法人の案件につきましては住民訴訟を受けておりますので、司法の判断をまちたいと思っております。

職場環境の改善につきましては、再発防止のための対策チームを設け、定期的な異動に努め、風通しのよい、働きやすい職場づくりを行ってまいります。

2点目、どのような基本理念のもとに町政を運営していく方針かについてですが、基本理念は、誰もが安心して住み続けられる地域をつくることであり、最大の課題である

人口減少に歯どめがかかるように町政を運営していく方針です。

3点目、その基本理念のもとに、どのような施策を重点に実行していく方針かについてですが、人口減少を食いとめるため、町外に出ていかない、町内に戻ってきてもらえる、町外から移住してもらえるように政策を実行していきます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議員（8番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） 大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） 1点目に関してですけども、この不正事件をどのように認識しということで、的確な認識なのかなというふうに思います。いろいろと問題は小さい点も上げればあると思いますけども、確かにこの2つですね、一人二役で業務を行っていた、そして10年以上も同様な部署に所属していたという面が大きく要因としてあるというふうに思います。それからもう一つは、商工会との関係の問題ですけども、これもそういう幹部職員がああいう判断をしてしまったと、個人口座に振り込ませるような。普通考えられないんですけども、問題があったときに、どう対応するかということが十分行政内部で意思統一といいますか、何でも相談できるような体制がなかったのかというふうなことも考えられます。

その点で、それに対応することとして、風通しのよい、働きやすい職場をつくるというふうに言っておられます。これは大事なことだろうというふうに思います。やっぱり町長のリード、リーダーのもとに一人一人の職員の皆さんが本当にやる気を持って仕事に、町民の幸せのために邁進していかれるためには、やはり自由に物が言えたり、そして悩んでいたら、それも相談ができる、あるいは自分の提言を聞いてもらえる、そういうことが自由に行える風通しのよい職場というふうに言えると思いますけども、じゃあ、具体的にそれを実現するために、どんなふうなことを町長は考えていらっしゃるのか。いろいろあるかと思いますが、現在このような点で職員間の風通しのよさ、考えていらっしゃいますでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

何でも相談できるような職場、風通しのいい職場をつくるために、どういう方法でという御質問でしたけれども、やはり文書で何かを示すというようなことでは、当然風通しのいい職場にはならないわけでありまして、働いてるのは人間ですので、人と人とのコミュニケーションがどういうふうに形成されるかというのが風通しの、風通しのよさ、風通しのいい職場をつくることにつながるのかなというふうに思っております。

具体的には、今、一例を挙げますと、例えばまだまだ住民さんから役場に来たときに挨拶がないとか、職員の元気がないとかいうふうに言われることがあるんですけども、そういったこと一つをとりましても、やはり職員同士あるいは職員と町民さんの間でし

っかり信頼関係ができれば、挨拶ももっと円滑にされるのかなというふうに思いますし、そういう雰囲気づくりですね、挨拶をするのが当然だというような雰囲気を職場の中でもつくるのが重要なのかなというふうに思っております。

またですね、仕事の人間関係のみならず、やっぱりプライベートなつき合いを嫌がるような風潮も昨今ありますけれども、仕事以外の部分でもコミュニケーションをとれるような場があれば、仕事の相談もしやすくなるのかなというふうに思っております。以上です。

○議員（8番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） 簡単なようですけども、大事なことを言われたかなと思います。挨拶ということね。一つの手段として重要なものだというふうに私も思っておりますけども。ですから、そこを出発点にして人間関係が生まれていくというふうに思います。それを上から目線的に挨拶しような、しましうねと言うだけではなくて、町長みずからどんどん職員の皆さんに挨拶していく、もちろん住民の皆さんも含めてですけども。あるいはここにいらっしゃる課長さん方は、同じ職員の皆さんにみずから挨拶をしていく。職員の皆さんが挨拶するのを待ってからじゃなくて、お互いにどっちからともなく、特に課長さんのほうからして行って、きょうも元気で頑張ろうなという気持ちを込めながら挨拶するというのは、本当にコミュニケーションの出発として、そしてその一日の仕事を、その人の一日の仕事をしていく上での原動力になるかなって思いますが、そのあたり、町長みずからそういう挨拶というようなことを実行していらっしゃるのでしょうか。ちょっと現場を見てないのでわからないんですが、いかがなものでしょう。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

町長自身、私自身が自発的に挨拶をしとるのかというところですけども、私の感覚としては、かなり積極的に挨拶を毎朝あるいは就業中でもするようにしております。またですね、その、自発的な挨拶が必要だというような御発言もありましたけれども、自発的な挨拶をしましうと行ってできていれば、恐らく今、挨拶がもっとこう盛んにされているのかなというふうに思います。そこも、できない原因、しにくい雰囲気があれば、何でそうなのかというのを考えながら、どういうふうにしたら皆さん挨拶しやすくなるかなというふうなところから考えていきたいと思っておりますし、例えばもう、ルールで、こういうふうな挨拶をしましうとか、1人が言ったら、みんなが言いましうとか、何かある程度のルールなりを決めてやっていかないと、なかなか自発的なところを待っていてはできないのかなというふうに思います。私自身は積極的に今後も挨拶を続けていきたいと思っております。以上です。

○議員（８番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、大森議員。

○議員（８番 大森 正治君） そういう姿勢が大事だろうと思います。自然とそこからずっと輪が広がっていくというふうに思います。そして、そこを出発点として、仕事の内容にもかかわっていくんだらうというふうに思います。職員さんも人間ですから、いろいろな、やる気もあれば、あるいは仕事の内容によって行き詰まって困って、困られることもあるんじゃないかなと、悩みもあるんでないかな、そういうときもあると思いますよね。そういうときに、お互いに自由に物が言える、悩みがあったら、それを打ち明けて、あるいは困ったら、わからないことがあったら、それを遠慮なしに聞く。自分の中にとどめておかないで、みんなで共有して解決に向かっていくということが必要だろうと思いますけども、そういう場づくりですね。課長会議等があるというふうに聞いてますけども、そのあたりの今度は仕事の内容に関して何でも話せる、みんなで一丸となって共有する部分は共有して解決に向けたり、よりよい仕事をしていく方向に向けるためのその手段、手段といいますかね、何かそのあたりを町長としては考えていらっしゃるのか、そして実践していらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

仕事に悩んだときに自由に相談できるようなこの職場であるかというところですが、なかなか私自身がですね、課長ではありませんので、そういうところが今どういう空気感で仕事をされているかというのは、なかなか肌感覚ではわからないところがあります。で、やっぱり人によって相談しやすい、しにくいというのもあると思いますし、同じ課の中だと相談しにくいから、ほかの課の人だったら相談しやすいとか、いろいろなことがあると思いますが、今後も風通しのいい職場づくりに関しては、いろいろと議論をしていきたいと思いますし、今、課長の会議ということでありましたが、管理職の会議なんかでも今後議題に上げながら、いろいろと議論をしていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議員（８番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） 大森議員。

○議員（８番 大森 正治君） 若い町長ですので、その辺の新しい発想で、お互いの悩みが打ち明けれる、そして問題解決をしていけるというふうに期待しております。若いからこそ、いろいろと物が言いやすいじゃないかということをつたえられたことがあると思いますけども、そういうよさを生かしていただければ、あの、よりいい行政運営に、できるんじゃないかなというふうに私も期待しております。

それですね、今のようないい雰囲気をつくり出していく上で、ちょっと前後しました、しますけども、この昨年度起こりましたこの不祥事の事件、これを生かすことが大

事ですが、その前に、そのためにはこの不正事件の全容解明ということがやっぱり、行政みずからするということが求められると思います。議会は議会のほうでやりました。行政みずから、それを解明することによって、じゃあどうすればいいか、これからということが出てくると思います。

もう既にいろいろ考えていらっしゃると思いますけども、その全容解明に向けての体制、そしてスケジュールですね、いつまでもこれ長々とやっていくもんじゃないと思います。そういう体制とスケジュールというのをどういうふうに考えていらっしゃるのか。現にやっっているようですけども、いま一度その部分をお願いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 答えします。

全容解明に向けてということですけども、その全容解明っていうところの定義がそれぞれ違うのかなというふうに思いますが、あの、行政としましても今、内部の調査等を進めておりますし、不適切な事務が疑われるような案件に関しては、あの、相談等もしながら、警察へ相談等もしながら進めていっているところでございます。ただその、余り詳細等は、中間報告みたいなところは、当然捜査等にも影響する面がありますので、詳しくお答えすることができないところが多いかと思いますが、今後のスケジュールとしましては、司法の判断等が最終的な全容解明だということになれば、相当先になるのかなと思いますけども、行政内部の調査を終えて、各適切なところに報告をし、あるいはこちらも説明をし、その段階で全容解明をしたというようなことであれば、そう遠くはないうちにできるのではないのかなというふうに思っております。以上です。

○議員（8番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） 今スケジュール的なものを言われましたが、遠くないってことは、どれぐらいかな、半年ぐらいかなということを新聞の記事でも読みましたけども、これは体制としては、どういう体制で今この事件について解明を進めているんでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 解明に向けましては、副町長、総務課長、総務課長補佐と金田参事を中心に進めております。

○議員（8番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） あの、それをですね、あの、我々議員にっていう、議会にということ、また町民にも公表されるということになると思いますけども、やはり行政みずからそれを行うと、行ったら公開するというのをぜひやっていただきたいと

思うんです。その際にですね、やはり問題点は何だったのか、まず1点、これをはっきりさせること。それから、その要因は何だったのか。それを2点目としてはっきりさせることだろうと思うんです。

先ほどは、あの、大まかな大事な重要な点を言われましたけども、それも含めた詳細にわたる問題点、そしてその要因を明らかにする。そこから次の今後じゃあどうしていけばいいのかということも、より見えてくるんじゃないかなというふうに思いますので、先ほど挨拶からということがありましたが、それも含めながら具体的な部分での今後の町政の進め方っていうのも出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、そのあたり、町長としてのリーダーシップも発揮しながら解明に向けていただきたい。司法の判断ということもあるようですけども、できる部分で行政がみずからやっぱりきちっと解明して、それを町民に公表するというをさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。問題点と要因もしっかり明らかにするというようなことですけれども、この問題点、要因あるいは再発防止に関しましては、先ほど説明した解明をしている4者とは別に、再発防止等に向けたそのプロジェクトチームをつくってやっております、そちらで話し合われたところで問題点や要因や再発防止策については出てくるのかなというふうに思いますし、こちらも説明責任をしっかり果たしていきたいというふうに思っておりますし、もう何でもしゃべっていいのであれば、私もどんどん説明をしていきたいのですが、やはりですね、その、捜査に影響する、あるいはその、捜査妨害になるようなことにつながるおそれがありますので、とにかくその、確定したところの情報以外はなかなか御説明が難しいのかなというふうに思っておりますし、それぞれが確定した際には丁寧な説明、詳しい説明をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議員（8番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） 大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） そういところを基盤にしながら、先ほど言われたこの基本理念、誰もが安心して住み続けられる地域をつくる、そしてそれは人口減少にも歯どめがかかるというふうなことに繋がっていくだろうというふうに思います。かなりその基本理念といいましても、町長、具体的な点を言っていらっしゃっているなというふうに思いますけども、結局は今のような人口減少に歯どめをかける、町外へ出ていかない、戻ってきてもらえる、そして町外からも移住してもらえる、そういう政策ということでもありますけども、もうちょっとこの、何というんでしょうか、総論的な意味での町政の運営っていうのはあるんでしょうか。考えていらっしゃいますか。

私としては各論のように思えるんですけども、これはこれで本当に大事だろうと思

ます。一言で言えば、どういうこの、大山町政を目指すというか、どういう基本理念のもとに今のような町外に出ていかない、戻ってきてももらえる、そして町外からも移住してもらえるとこの重点施策ということになるのか。もしありましたら明らかにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

ちょっとすごく難しく、総論的な理念というのがどういうものを指しているのかっていうのがなかなか理解できませんけれども、やはりその、人口減少に関してで言えば、当然その、この町民自体がこの町に住みたい、住み続けたいと思ってもらえるような町にしなければ、外からの人はなかなかあそこに住みたいなと思ってもらえないわけで、あの、住民の方がこの地域、住みやすいなというふうに思ってもらえるような町にしていきたいなというふうに考えております。

○議員（8番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） 具体的なものが大事だろうと思いますし、それは一言で言えば、私自身は、さっきもおっしゃったような、今いる町民が本当に幸せ感を感じず、住んでよかったなと思えるものだろうと思います。そのためには、やはり行政というのは一人一人を大事にする、先ほども一人一人の尊厳ということがありましたけれども、そこを大事にすることによって格差もなくなる、貧困と格差ということを言われますけれども、そのあたりも解消していくということにもなっていくんじゃないかなというふうに思います。午前中からの答弁聞いとります。本当にそのあたりをきちっと町民のほうに顔を向けた姿勢ではないかなというふうに私自身も印象として持っておりますので、期待したいと思っております。持ち上げるような発言してますけれども、私の率直な感想として、次の2問目に行きたいと思っております。

2問目は、基金のあり方と債券運用を問うということでもあります。

この選挙後、副町長人事をめぐりまして基金の債券運用が明らかになりました。その実情を私自身も知ることができたわけですが、議員の多くも、それを知ることができたということだろうと思います。これを契機としまして、この債券運用を含む基金のあり方全般について論議していくこと、これは重要なことだし、有意義なことだというふうに考えます。低金利の時代です。基金を適正な形で積極的に運用していくこと、これは財源確保の視点からも私はずけらざるべきことであると思っております。

ただ、その基金本来のあり方が阻害されないようにする必要があるのでないかというふうに思います。基金は、あくまでも住民の福祉の増進のために活用されるべきであると思っております。そのために、現状の基金の債券運用は適正なのか。課題はないのか。あるとすれば、どのような改善を図る必要があるのか。しっかり議論し、適正な運

用をしていかなければならないと考えます。で、次の点について伺います。

1点目、基金のあり方について、どう認識しておられますか。

2点目、基金の債券運用の現状と課題について、どう考えておられますか。

3点目、その課題を解決し、適正に債券運用していくためにどのような具体策を考えておられますでしょうか。以上です。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 大森議員の2つ目の質問、3点いただいておりますので、お答えさせていただきます。

まず1点目、基金のあり方についてどう認識しているかについてですが、地方自治法で、基金は、条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならないと定められております。このため、本町では各基金について条例を制定し、基金運用に関し必要な事項を定め、そして大山町資金管理及び運用についての方針に基づき、その運用を行っております。

2点目、基金の債券運用の現状と課題についてどう考えるかですが、現在、基金総額は60億円、基金の債券運用額は34億円です。安心できる運用をすることが課題であり、そのためには明確なルールが必要だと考えております。

3点目、その課題を解決し、適正に債券運用していくために、どのような具体策を考えているのかですが、先般の議会との議論を踏まえ、財務規則を一部改正し、会計課長の位置づけの明確化と様式の整理を行いました。また、大山町資金管理及び運用に関する方針を見直し、会計管理者は、資金運用を行うときに副町長、総務課長、財政担当で公金運用会議を開催することとし、資金管理の実績報告は毎月町長に行うこととしました。加えて、債券運用の限度額を基金総額の60%以内とするとともに、基金の運用実績を公表することとしました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議員（8番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） この基金というものですね、わかりやすく言えば貯金なわけですけども、それは活用するためにある、ためるためにあるわけじゃなくて、当たり前のことですけども、例えばこれは災害があったとき、突発的な、緊急に要する場合、そして赤字というか、資金不足になったときにこれを使うというようなことがあろうかと思いますが、ということは、何かに備えてためておくだけでは能がないのでということがあると思います。だから、そういうときには、こういう債券運用と、少しでも財源確保のために債券運用というのがあるんだなというのは、これは本当に私も賛成なわけですけども。

その、もう一つはやっぱり、使うということもあると思うんですよね。財源確保も必

要かもしれませんけども、これは積極的に町民の福祉増進ということも先ほども言いましたけども、いろんな事業を住民のためにやっていくことに活用するということが私は重要なことではないかというふうに思うんですよね。その点、町長はどのようにお考えでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

基金に関しては、御指摘のとおり、将来に備えての蓄えであるというような部分もありますし、一つには、政策的に積極的に使っていく必要もあろうかと思えます。特に現在、ふるさと納税でためられた基金もありますけども、ふるさと納税は貯金するためにしているわけではなくて、町の政策のために使ってほしいということで寄附をされておりますので、こういったところは積極的に使っていきたいと思えますし、今回の議会でも提案させていただいておりますが、今のところは子育て施策の充実等にも使っていききたいなというふうに思っております。

○議員（8番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） その点は本当に私も重要だろうと思っておりますので、基本的な考えとしては、大いにやってほしいなというふうに思います。予算が足りなくなったときに使うということもあるわけですが、それは何かの施策をするときにも必要なわけですから、今回のような子育て支援の事業を進めていくという場合にも、今のよう基金ですね、ふるさと納税の基金からというのもあると思えます。これも結構、2億以上でしたっけ、ありますので、かなり使えるんじゃないかなと。これ目的もはっきり、こういうものを使ってっていうものもあるようですので、教育もありましたし、それから福祉関係もありましたし、それから自然を生かすためにもと、守るためにもというふうなことがあったと思えますので、積極的に使っていいじゃないかなというふうに私は思います。

と同時に、福祉の増進のためにというんですから、ここは使ってもいいなど。自由に使える財政調整基金というのがありますけども、そこらあたりも大いに活用するということも必要だろうというふうに思います。その点ですね、今、手持ちの基金の中で、どんどん進めて、どんどんといいますか、事業を進めていく上で十分かどうかということですけども、後でまた言いますけども、現在、基金の債券運用が34億円、あと残りが何ぼですか、26億円ほどあるわけですけども、この中で十分そういう事業に活用していけるというふうに見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。基金を積極的に使っていかどうかというお話でしたけ

れども、積極的に使うという、もう基金があるから、ふるさと納税してもらったお金があるんで、どんどん使いましょうというように感じるかもしれませんが、それをする、と一種のばらまきみたいなことになりますので、政策的な効果がどういふふうに出るのかを慎重に見きわめながら使っていきたいなと思いますし、その計画性のある使い方をしないと、基金がなくなったら、じゃあ制度が変わるのかといいましたら、なかなかそういうわけにもならないと思いますので、継続性のある政策に関しては、その基金の活用というよりは財政全体の調整を図っていきたいと思っておりますし、そうでない部分に関しては基金を使っていきたいなというふうに思っております。

また、国のほうも総務省がなかなかちょっと地方の実態をわかってないようなことを最近言い出しまして、基金がよくふえてる自治体に関しては交付税を減らすのような検討をされてるようですけども、そういうことがあるないにかかわらず、基金をためる意味というのを考えながら、使うべきところは使っていきたいなというふうに考えております。以上です。

○議員（8番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） 当然だろうと思います。そういう有効な使い方、していかれるということは当然だろうと思いますので、頑張ってくださいたいんですが。

ただ、ちょっと私、素人目で心配しますのは、この基金運用についてちょっと伺いますけども、あ、債券運用ですね、伺いますけども、先ほどありましたように、基金が60億円あって、今現在、債券運用が34億円と。これ大体約6割ぐらいでしょうか。基金総額の60%ぐらいだということですけども、かなり割合として高いじゃないかなという気がするわけですけども、その辺どのように考えておられますか。私の感覚では、もっと少なくてもいいじゃないかなということの思うんですけども、いかがでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 基金の債券運用の割合についての御質問ですけども、今、債券運用の限度額を基金総額の60%以内というふうに定めておりますが、これが多いのか少ないのかというのは、かなり感覚的な部分もあるのかなというふうに思います。で、6割は債券だとしても、そうじゃない4割の部分は債券以外で保有しておまして、いざというときに使える基金がどれぐらいあるのかということも加味しましても、60%以内ぐらいであれば安定的な財政運営ができるというふうに判断して、このような数字にしております。

今後、いろいろな状況の変化等ありまして、見直しが必要ということであれば、かなりこれも議論が難しいところではあると思いますけれども、全く運用しないということであれば、先ほどおっしゃったように、利息も生まずずっと置いたままのお金になるというふうなところになりますので、限られた財源を捻出するためにも、ある程度適当

な範囲で基金を債券運用する必要はあるというふうに思っております。

○議員（８番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、大森議員。

○議員（８番 大森 正治君） 確かに突発的な予算が必要でないとき、あるいはそうで、必要だというものがないときには大いに使っていかもしれませんけども、何が起きるかわかりませんし、また積極的にこの基金を活用するためにも、すぐ使えるもの、債券運用しておれば、そこからすぐに現金化する方法もあるということを知りましたけども、もう少し割合としては少なくともいいじゃないかなと。ほかの自治体の例聞きますと、２割、３割あるいは１割ぐらいでもいいじゃないかなというところもあるように思うんですけども。そして、この期間ですね、償還期間というのが２０年から３０年と非常に長期、超長期の期間のようですけども、そのあたりからしても、いいのかなという懸念をちょっと素人目では見るんですけども、いかがなものでしょうかね。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 町長。竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） その債券の運用割合の続きですけども、もうこれぐらいの割合だったら一番安全で、かつ運用利息も入ってくるという割合がもしずばりでもあれば、ぜひ御提案いただきたいなというふうに思うんですけども、中には自治体で２０％、３０％というところもありますし、全国的には８割、９割、債券で持っておられる自治体もあります。どの程度が適正なのかというところは、それぞれの自治体の判断かと思えますけれども、大山町としましては６０％以内とするように定めておりますし、今のところ今後それを買い増すような予定はありませんので、現状をしばらくは維持するのかなというふうに思っております。以上です。

○議員（８番 大森 正治君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、大森議員。

○議員（８番 大森 正治君） このたび出された、大山町資金管理及び運用についての方針を改正するという出されました中に、今の基金の総額の６０％以内を債券運用の限度額にするというのが出されたけども、ここには何かの根拠があって６０％以内とされたと思うんですけども、それはどんな根拠からでしょうかね。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 根拠ということですけども、先ほどの答弁と重なるんですが、やはりその、適正な数字がどこなのかというのは、すごくこう賛否あると思うんです。で、もうこの数字だったら安全、この数字だったら危ない、そういったものが明確にあるのであれば設定がしやすいのかなというふうに思いますが、現状では何か突発的なことがあっても、大山町の場合でいうと４０％以上、今の基金でいうと２４億以上は債券ではないというところで、安定した財政運営ができるというふうに判断をしております。

○議員（8番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） 大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） という、いろいろと内部での議論の結果、そういうふう
にされたと思います。余計なこと言うかもしれませんが、現在運用してる額がそれ
ぐらいなので、それで60%以内とされたのかなという、これは私のうがった見方です
けども、されたのかなというふうに思いますが。要はこれで、この割合で債券運用もで
きて、財源確保もできるし、それからまた基金を活用した事業も展開していくことがで
きるということならば、注視していきたいというふうに思います。

それからもう1点ですね、この資金管理の実績報告を毎月町長に行うということも改
正の中に盛り込まれております。これは当然だろうというふうに思います。管理者の権
限があるといっても、やはりそこは町長の権限のもとに運用していくべきだろうとい
うふうに思います。と同時にですね、行政だけではなくて、当然議会のほうにも何らかの
報告があってほしいなというふうに思うんです。

それは、この債券運用をされたのが2年前、平成27年からということ聞いてます
けども、そのことをたしか議会は何も聞いてなかった。担当の常任委員会ではあったか
もしれませんが、議会全体に何の話もなかったように私は思います。やはり結構重
要なこれは案件だろうというふうに私は判断しますので、やはりその当初にも議会に話
があってしかるべきだったのではないかなというふうにも思ったわけですけども、今後
ですね、やはりこの資金運用の状況なんか、議会にも報告していただきたいんですが、
その点いかがでしょう。どうお考えですか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。この改正、方針の見直しで毎月報告があるので、議会に
も報告してほしいということですけども、今この方針の改正が6月1日、今月の1日
付での改正でありまして、6月分に関しましては6月末で締めて、6月末が過ぎた以降
に7月中に担当課から報告があるかと思っておりますけれども、あわせてタイミングを
見て議会のほうにも報告をさせていただきたいと思います。

○議員（8番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） はい。前向きな答弁がありましたので、一応これにつ
いては終わりにします。

3問目に行きたいと思います。3問目は、かねてより私のほうからはずっと取り上げ
てまいりました高校生の通学費に補助をとということであります。

竹口町長、選挙公約の中にも、この子育て支援の一つといたしまして高校生への通学
費の補助を掲げておられました。私もずっと取り上げてきたことですけども、これです
ね、私の4月のこの議会選挙の公約の一つとしても、この高校生の通学費の補助を掲げ

たわけですけども、実はですね、これ選挙前に行いました、私どもが行った住民アンケート、その中にも非常に強い要望があったというふうに思います。判断しました。3割もの人がこれを希望しておられました、回答の中で。子育て、教育のその項目の中では一番多い要求だったということもあります。町民の要求度が高い項目ではないかなというふうに思います。それもね、そのはずだろうなというふうに思うんです。

それは、高校生がいる家庭の教育費の負担は本当に大きいと思います。ちょっと私もある統計を見てみましたら、年間5万円以上はかかっています、それぐらいね。中学校のときと比べても数倍もの負担ではないかというふうに思います。それから、その上、今の私が言いましたのは通学費以外の純粋な教育費として、それぐらいかかっている。その上に、大山町から米子市あるいは倉吉にしても、境港という話もきょうありましたけども、そういう高校等に通いますと通学費が1人当たり5万円から8万円かかるという私自身の試算ですけども、しております。境港までとなると、もうちょっといくのかなど。中山と、中山口と大山口駅からとでは、また違いますよね。私は今、JRの場合を想定して言ってるんですけども、この交通費がとにかく結構かかる。教育費以上にかかるということがあります。これは、本当に高校生をお持ちの家庭にとっては大きな経済的な負担になっております。

しかも、これが高校の近くの米子市の生徒とか境港市の生徒も含めてですけども、この高校生はこの通学費がほとんどない、あるいはゼロというところもあるわけですから、大山町から通う高校生との格差というのは余りにも大きな負担の格差があるんじゃないかなという点からも、この高校生に通学費の補助をするというのは、本当に子育ての支援の、子育て支援の具体的な事業として、この少子化対策に私は有効な政策ではないか、施策ではないかというふうに考えるわけです。この公約の実現に向けまして、町長、どのような方針で進められるのか。午前中もありましたので、大体わかりましたけども、改めて答弁願いたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 大森議員の3つ目の質問にお答えいたします。

現在、実現に向けて担当課が試算などの検討をしております。先ほど午前中の米本議員への答弁と同じになりますけれども、一例として公共交通機関のJRとバスの定期代、バスとデマンドバスの回数券の購入費用の2分の1補助をした場合の経費は、年間で約1,500万円から2,000万円程度です。今後、詳細を詰めて、なるべく早い段階で議会に提案をさせていただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議員（8番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） 私もちょっと試算してみましたけども、大体先ほど2分

の1補助した場合の数字が出されましたけども、年間約1,500万円から2,000万円必要だろうということですが、全額補助で3,000万円から4,000万円ということになります。町長は、2分の1補助を想定した検討をされてるのかなというふうに思いますが、全額補助ということは視野に入れていらっしゃるのか。これからの検討課題だろうとは思いますが、その点いかがでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。お答えします。

補助率のところで2分の1じゃなくて全額はどうかというような話がありましたけれども、全額の助成は、財源的なものもありますし、その制度として全額助成した際に、じゃあただだったら買っておこうかというようなところも当然生まれてくるのかなというふうに思います。今、県内でも大山町以外にやられている自治体が2つほどありますけれども、そういったところの事例を見ても、なかなか全額補助には踏み切れてないというところもありますので、まずは2分の1でスタートして、その後はいろいろ検討をしていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議員（8番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） はい、わかりました。2分の1補助でも随分と家計負担は軽くなりますし、第一歩としては、それもあるのかなというふうには思います。何せやっぱりこういう事業を行う、高校生に対しても子育て支援として大山町はやってるんだよということ、特に高校生ですと、私も、中学生とは違って意識も高まりますので、つまり大山町に対する愛着心というものもより強くなってくるんじゃないかなと思います。やっぱりそうすれば、そこからやがて仮に大山町から出ていっても、また大山町に戻ってこようかなというところにもつながっていくんじゃないか、あるいは大山町にとどまって生活していこうかと、働いていこうかということもあると思いますので、その点でも私は高校生へのこういった子育て支援策、大事じゃないかなというふうに思うわけです。

それで、もう一つ具体的なことを聞きますけども、今検討していらっしゃるということですが、町長としては、これいつから実施というふうに予定しておられますか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） できる限り早い段階で議会のほうにも予算提案等をさせていただきたいと思いますが、来年度当初でいきなり制度をスタートさせるというのは、なかなかリスクがあるのかな、年度途中で制度を変えるというのは難しいと思いますので、今年度中にスタートをして、来年度に向けて制度を吟味する上でも、できれば今年度中にはスタートさせたいなというふうに思っております。以上です。

○議員（8番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） はい。スピード感を持ってやるということをおっしゃっていますので、これも一つのあらわれかなと思いますけども、財源の問題もあろうかと思えます。あるいはそのほか、いろいろとまた課題も出てくるかもしれませんので、そのあたりは担当課のほうとも相談しながら、慎重に進めていただければというふうに思います。やっぱりこういういいことは早ければ早いほどいいのかなと、慎重に進めながらも早いほどいい、早ければ早いほどいいのかなというふうに私も思いますので、ぜひ実現していただきたいというふうに思います。最後、要望みたいになりましたけども、期待しております。

○議長（杉谷 洋一君） 答えは受けんですか。

○議員（8番 大森 正治君） こういう終わり方はいけないというふうに……。

○議長（杉谷 洋一君） 前から決まっとるじゃないですか。

○議員（8番 大森 正治君） 言っておられますので、そういう期待を込めてっていうことで、何か町長のほうからありましたら、最後にもう一度お願いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。スピード感を持ちながらも慎重に検討するところはしっかり検討をして、いい政策にしていきたいと思っております。

○議員（8番 大森 正治君） はい、終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これで大森議員の質問を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） 次に、加藤議員の通告は30分ですので、続けて行いたいと思えます。よろしくをお願いします。

じゃあ、4番、加藤紀之議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） 加藤でございます。ええとですね、通告に従いまして1問質問をさせていただきますけれども、ちょっと初めに、要らぬお世話かもしれないですけども、竹口町長、余りに答弁がびしばしと来るもので、ちょっと想定よりも短い時間で終わられる方もおられますし、それから私もちょっときょう回ってこないかなとか思っている間に用意はしてましたけれども、そういった面で、職員さんの勉強の機会にもなりますので、少しは職員さんに話をする機会を与えてあげてもいいのではないかなとちょっと思いながら、きょう聞いておりました。

それでは、ええとですね、4月に行われました議会議員選挙で、に際して、その前、前段ですね、後援会活動をしていて気になった点として、比較的人口が集中している地区に危険な箇所、危ない場所が見受けられたと。例えば中山の下市川に面する、面するというか、並行して走っている道路と水面との高さがかかなりあるような場所なんですけ

ども、そういった場所にもガードレールがなくて、転落すれば大けがをしかねないと、そういうような場所がありました。それから、名和駅の直下、9号線から御来屋8区、9区に向かって流れる川では、何年かの間に2人が転落し、大けがをされているというような話を住民さんからお聞きしました。

ここで上げさせてもらったのは、川が中心だったんですけども、ほかにもですね、議員と語る会とかに出れば、1年に1件ぐらいはそういった危険な場所、例えばまぶやの駐車場を出入りする際に危ないであるとかいう話がちらほら聞かれます。町長は、誰よりも後援会活動で町内を歩かれて、私よりも多くの場所で、こういった危ない場所、危険な場所に気づかれたり、住民からお話を聞かれたことと思われまます。

そこでですね、こういった危険な場所に対する竹口町長のお考えを伺いたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。それでは、加藤議員の御質問にお答えします。

加藤議員も御来屋から出られております議員さんですので、特に地元の声なんかもよく聞かれているのかなというふうに思います。

まず、議員御指摘の箇所についてですが、下市川は県管理河川であり、川沿いの道路は河川管理道として県が管理されております。河川管理道路は、河川の維持管理を主な目的としているため、ガードレールや転落防止柵が設置されていない箇所がほとんどです。

こうした河川管理道にガードレールを設置する場合、河川管理者の許可を受けて設置することとなるため、地元から町への要望を受けて対応しております。また、御来屋地内の水路については個別に御相談があり、集落環境整備事業による申請を上げていただくよう回答させていただいたところです。

こうした危険箇所があることは承知しておりますが、施設管理者の判断によるところが大きいため、個別に御相談いただければと考えております。

以上と答弁とさせていただきます。

○議員（4番 加藤 紀之君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） そしたら、まず具体的に例を出しましたので、下市川のほうから。資料でいただいたもの、高橋集落の上流側に防護柵を設置予定だというお話が、お話というか資料に書かれていますけれども、聞いた、池田議員に聞いたところ、実は管理をしている集落と自分が住んでいる集落との認識に違いがあって、よく利用する側の人間からすれば、そこじゃないでしょっていう場所に設置をされようとしているような話を聞きました。そういう意味ではですね、やっぱりよく利用する方のお話というのは聞かれるべきじゃないかと思いますが、どのように今回設置予定の場所に決まった

んでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 加藤議員も担当課に答えさせたらということでございますので、担当課からお答えさせていただきます。

○建設課長（大前 満君） 議長、建設課長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、大前建設課長。

○建設課長（大前 満君） 先ほどの加藤議員の御質問に対しまして、今年度、下市川、高橋集落の上流側にガードレールではなく、ガードパイプという形で転落防止柵を設置する予定としております。その点につきましては、地元からの要望を受けてということで、そういった場所につけさせていただきたいと考えております。河川協議については、まだこれからの段階でありますので、調い次第準備を進めていきたいと考えております。以上です。

○議員（4番 加藤 紀之君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） ええとですね、結局高橋集落とは別の集落になるのか、ちょっと認識的に話をそこまではしてないんでわからないんですけども、わずか数軒しかない自分の集落のほうが利用する道なんだそうです。で、ふだんその高橋集落の方が農作業で通られることはあるかもしれませんが、生活道路として使ってるわけではないような道路だということらしいですけども。そういった意味では、やっぱり住民さんの声というのはきっちり反映しないと、つけても意味がないものになっちゃわないかというのをちょっと心配するんですけども、今後、今後というか、そういった部分に注意をしていただきたいなと思いたいますが、いかがでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

地元の声をしっかり聞いていくというのはもう基本だと思いますし、今、私も、この下市川の件に関しては、この一般質問の質問の通告があってから、なかなかきょうまでの間に現地を確認しておりませんので、どの場所かというと、詳細まで把握しておりませんが、確かにそのおっしゃられる、説明される中では、その高橋集落の上側、上流側ということですので、池田議員おられる樋谷からこうずっとおりてきたようなところのどこかにつくのかなというふうには思いますが、あの、地元の声が反映されていないということであれば、しっかり担当課のほうも協議をさせていただきたいと思いたすし、今から変更協議等ができるものであれば、していかなければいけないなというふうに思いますが、補足があれば担当課から述べさせていただきます。

○建設課長（大前 満君） 議長、建設課長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、大前建設課長。

○建設課長（大前 満君） 設置する場所については地元の方の意見をお伺いしながら、そういった場所に設置のほうはしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議員（4番 加藤 紀之君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） わかりました。

もう1点、例で挙げさせてもらいました御来屋地内の水路についてなんですけども、集落環境整備事業で機械の借り上げ料とか原材料費については補助があるというのは私も理解しておりますが、その御来屋8区、9区のあたりというのは町内でも有数の高齢化率の集落であります。そういった地域の人たちが機械を貸していただける、機械の借り上げ料を補助していただける、原材料費を負担していただける、補助をしていただける、だけでも人がいないみたいなことにはなりはしないのかなとちょっと心配するんですけども、そこら辺の話がわかれば教えてください。

○町長（竹口 大紀君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） この御来屋8区、9区のところにある水路に関しては、30分ほど時間があいたときに、現地わかっておりましたけれども、一応念のために確認に行きました。確認に行ったところ、近所のおばあさんが出ておまして、この水路、危ないですかって聞いたら、あんまり誰も通りならんし、大体地元の方はわかっとるけん、そんなに危ないと思わんけどなと言っておられまして、それが別に近所の方の総意ではないというふうに思っております。

また、転落が過去にあったということですけども、転落された方には直接お話を聞いておりませんが、その転落された方をよく知っておられる御来屋の方にお話を聞いたところ、転落された際には、しらふの状態じゃなかったということで、本人さんが自分の不注意だというふうにおっしゃっていたということでありまして、安全性に関してはどうなのかなというところもありますけれども、やはりこういったところが町内に御来屋以外にも当然たくさんあるわけですし、何を基準に設置をするかというところが大事になってくるのかなというふうに思います。

なかなか加藤議員が強い口調でここに設置してくれというふうには一般質問の中ではおっしゃいませんけれども、そういったときに、こちらでわかりました、じゃあ加藤議員の意向を酌んで設置しましょうというような答弁をしますと、今、話題のそんたくというようなことにもなるかと思っておりますので、地元の要望を地元から上げていただくのが基本かなというふうに思っております。以上です。

○議員（4番 加藤 紀之君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、加藤議員。

○議員（４番 加藤 紀之君） ちょっと僕が聞きたかったことと若干ずれちゃったですけど、僕が聞きたいのは、集落から、こういう事業があるから補助をしますよと、後は集落でやってくださいなんでしょうけど、そんなときに、それこそ高齢化の進んだ集落では人手がないんじゃないのかっていう心配をしとるんです。僕は、どこにつけろとか言うつもりはありませんし、たまたま例で自分の近いところを上げましたけども、そうでない地域にもたくさんある話だと思うんですよ。そういったところに対して、こういう制度はあるんだけども、人手がないっていうところは、もやっぱり同じようにたくさんあるはずなんです。そういったときに、町としてどういうふうに対応されるのかなというのがお聞きしたいところです。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

ちょっと説明が足りませんでしたけれども、そういうふうにはやはり地元でやってくださいと言っても、幾ら補助を出しても機械を貸しても、そういうふうにはできないようなところも確かにあると思いますし、そういったところほど地元からの要望を上げていただいて、そのかわりになるようなことができるのかなというふうに思っておりますが、補足等は担当課から答えさせていただきます。

○建設課長（大前 満君） 議長、建設課長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、大前建設課長。

○建設課長（大前 満君） 集落環境整備事業につきましては、原材料費と機械借り上げということでございますけども、ほかの集落でも御利用いただいている集落は多数ございまして、そちらにつきましては大体業者委託という形で、制度を活用しながらやっていただいているという状況でございます。以上です。

○議員（４番 加藤 紀之君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、加藤議員。

○議員（４番 加藤 紀之君） そうするとですね、資料としていただいた紙には事例なしって書いてあるんですけど、そうではないっていうことですね。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 町長、ちょっと待ってください、トラブル発生。

はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 余りに一日しゃべり過ぎまして、電池が切れてしまったようでございます。詳細につきましては、担当課のほうで答えさせていただきます。

○建設課長（大前 満君） 議長、建設課長。

○議長（杉谷 洋一君） 数秒待ってください。

大前建設課長。

○建設課長（大前 満君） はい。お手元の資料に事例がないということでございます

けども、お渡しした資料のほうは、あくまでも防護柵について事例がないということで上げさせていただきましたので、御了承いただきたいと思います。

○議員（４番 加藤 紀之君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、加藤議員。

○議員（４番 加藤 紀之君） はい、そこは了解しました。人手がない部分について、業者委託という方法もいいことだと思いますけども、こういうときこそ地域自主組織があるのであれば、そういったことを集落に提案をしていくとかっていう、何ていうんですか、利用の仕方というか、連携の仕方があるんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺についていかがでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） まさにおっしゃるとおりでして、そういう集落でできない、近所で助け合いができない部分は地域自主組織が担っていただくのも一つの手だというふうに思っております。

○議員（４番 加藤 紀之君） はい、議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、加藤議員。

○議員（４番 加藤 紀之君） はい。なかなかやっぱり思ったとおりの回答がいただけるので、早く終わってしまう理由がここに至ってよくわかりますけれども。

ええとですね、もう一つ聞かせていただきたいと思います。これを最後の質問にさせてもらいたいと思いますけれども、この集落環境整備事業もそうなんですけども、その他準用河川、それから２級河川等の対応、どういうふうに対応していくのかということに関して、結局集落の人や地域の人に周知をされてなければ、思っても対応してくれんだろうからってずっと思ってるだけ、言わない。こういう高齢化の時代ですから、徘徊される老人の方もふえてきたりとか、そういうことも考えられるわけですよ。けども、そういうことを周知して、こういうふうに対応していきますよと、こういう制度がありますよということをやっぱり広くアピールしていくというのが大事じゃないかなと思いますけども、竹口町長のお考えはいかがでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

行政さまざまな制度があっても、なかなかPR不足で周知されていないために、地域の人にそういった制度を活用していただけてない、あるいはこういうところに要望すれば早く解決するのに、なかなかその要望先もわからないというような事例はたくさんあるというふうに認識しております。こういったものを改善するために、どのような周知が必要かというの踏まえて考えていきたいと思っております。以上です。

○議員（４番 加藤 紀之君） はい、終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これで加藤紀之議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問は以上で終了し、残りました5人の議員の一般質問は、あす6月23日に引き続き行います。

○議長（杉谷 洋一君） 本日はこれで散会いたします。御苦労さんでした。

午後4時31分散会
